

「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）における信用リスク、CVAリスク及びマーケット・リスクに係る告示の一部改正（案）等」に対するご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方

1. 改正案全般に関するご意見

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	—	規制最終化後に自己資本比率算出態勢を整備するには、業務見直し、人員配置、システム改修等、相応の時間を要するため、施行時期の1年前には最終化してほしい。難しい場合は、十分な導入期間や経過措置を設けてほしい。	国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関については令和6年3月31日から、内部モデルを採用しない国内基準金融機関については令和7年3月31日から改正告示に基づき自己資本比率の計算を開始することを可能としており、十分な準備期間を確保しています。
2	—	一連のバーゼル合意への対応と日本の銀行がどんどん再編されていることとは、大きな関係があると思われるが、それにより日本経済へどのような影響を及ぼしているとの理解か。	貴重なご意見として承ります。 なお、バーゼル合意に基づく規制の日本経済への影響について一概にお示しすることは困難ですが、今般の制度整備は、持続可能な経済成長を支える金融仲介機能の維持と、リスクに見合った資本賦課の適正化を図ることを目的としたものです。
3	—	バーゼル銀行監督委員会は2018年4月14日に“Criteria for identifying simple, transparent and comparable short-term securitisations” (d441) (以下、「短期STC」とする。)を取りまとめ、実施時期は即時としているうえ、この文書に掲載の条文は現行のThe Basel Frameworkにそのまま掲載されているが、これに対応する告示上の規定が見当たらない。「短期STC」については国内実施の予定があるのか。	ご指摘の点については、今後、検討を進めてまいります。
4	—	新旧対照表において、改正後・改正前欄ともに記載がない条項は、現行告示から変更ないものと理解してよいか。	ご理解のとおりです。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
5	—	<p>バーゼル文書 MAR11.4 では、資本控除となった資産については外国為替リスクによる資本賦課（マーケット・リスク相当額の算出）は不要とされている。また、バーゼル文書 MAR11.5 では、資本控除または（信用リスク・アセット計算で）リスク・ウェイト 1,250%を適用した資本性資産は、マーケット・リスク規制の対象外とされている。</p> <p>告示案には上記の旨の規定がないと承知しているが、バーゼル文書と同様の扱いをしてよいとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、自己資本控除又はリスク・ウェイト 1250%を適用した資産等はマーケット・リスク相当額の算出を要しないこととなります。ご指摘を踏まえ、Q&A の作成を検討します。</p>
6	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「3本の矢」を柱とする金融政策（いわゆるアベノミクス） ・「第1の柱・第2の柱」を柱とする金融政策（このパブリックコメントの政策） <p>これは名前（というかキャッチフレーズ）が似ているので紛らわしい。紛らわしいだけでも不便だが、「第1の柱」と言っているのに「第1の矢ね。」と言葉を訂正されて「第1の柱っす。」とさらに訂正する事になるのが嫌である。</p> <p>そして「柱」の意味（というかこの場合の使い方）は「政策の柱」の意味なのか「柱の政策が柱」なのか分からない。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、「第1の柱」、「第3の柱」との表現は、国際合意に基づくものです。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		アベノミクスでは「矢の政策が柱」であったが、このパブリックコメントの政策は「柱の政策が柱」という事になるのか？	
7	—	告示内容が現在のように PDF のみで公開されていると検索効率が下がるので、Word や HTML などの形式で公開したり、e-gov 法令検索に掲載したりするなど、デジタル・ガバメントの一環として掲載方法を一度検討してほしい。	貴重なご意見として承ります。

2. 銀行1柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行1柱告示（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号））の条項を指します。

<本則>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
8	第1条第2号等	<p>「証券化取引」の定義規定（第1条第2号）において、「特定債権」に該当するものを除くとしていることに加え、「事業用不動産向けエクスポージャー」等を除くとしていることは理解できる。不動産から得られるキャッシュ・フローを裏付けとするエクスポージャーをどのカテゴリーに分類すべきか悩ましい事例が生じ得ることから、このような改正案は支持できる。</p> <p>しかし、もともとあった「一部または全部を第三者に移転する性質を持つ」という文言については、今一度、検討してほしい。この箇所（「一部または全部を第三者に移転する性質を持つ」）は削除してはどうか。</p> <p>併せて、「原資産」の定義規定（第1条第22項）に「資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産」とある文につき、「資産譲渡型」を「伝統的」と変更した上で、「オリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産または証券化目的導管体が原資取得した資産」としてはどうか。この書き換えは、The Basel Framework における “ traditional</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>securitisation” に該当する語句であるところ、英文との整合性を高める効果があると考えられる。</p> <p>更に、第1条第67号にみられる「資産譲渡型証券化取引」の条文中、「原資産の全部又は一部が証券化目的導管体に譲渡されており、」とある箇所を削除してはどうか。譲渡がなされておらず、「証券化目的導管体」が自ら貸手となって新たにローンを貸し出す等の方法により原資産を原資取得する事例や、自己信託の方法により資産の譲渡を伴わずに「証券化目的導管体」（この事例では信託財産）を新たに創り出す事例を含める趣旨である。これによって The Basel Framework における “traditional securitisation” に係る記述（CRE 40.2）（ここでは「譲渡」を要求していない）との整合性を高めることになると考えられる。</p>	
9	第1条第2号	<p>第1条第2項の証券化取引の定義について、標準的手法の特定貸付債権向けエクスポージャー、事業用不動産関連エクスポージャー、ADC 向けエクスポージャーを含めることにした趣旨は何か。</p> <p>また、証券化取引の定義そのものは、現状と比較して不変との理解でよいか。</p> <p>（理由） 証券化取引の定義は現状比不変との認識であるが、内</p>	<p>証券化取引には、内部格付手法の特定貸付債権は該当しません。同規制の趣旨を踏まえ、標準的手法に新設された資産クラスについても同様の取扱いとしています。</p> <p>「証券化取引」の該当性については、今般の改正を踏まえ、適切にご判断ください。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>部格付手法における特定貸付債権に加え、標準的手法においてそれに相当するエクスポージャーを例外対象に含めようとした意図を確認したい。これは、内部格付手法における特定貸付債権と、標準的手法における特定貸付債権向けエクスポージャー、事業用不動産関連エクスポージャー、ADC 向けエクスポージャーを同様に扱うことを想定した記載であると思われるが、他方これらは厳密には同様のエクスポージャーではないとも考えられるため、必要に応じて記載の修正を求める。</p>	
10	第 1 条第 2 号	<p>新告示では不動産向けエクスポージャーとして自己居住用不動産向けエクスポージャー（第 68 条）、賃貸用不動産向けエクスポージャー（第 69 条）、事業用不動産関連エクスポージャー（第 70 条）、その他不動産関連エクスポージャー（第 70 条の 2）及び ADC 向けエクスポージャー（第 70 条の 3）が規定されている。</p> <p>このうち、第 1 条第 2 号では事業用不動産関連エクスポージャー及び ADC 向けエクスポージャーのみ証券化取引に該当しない旨規定されている。しかしながら、賃貸用不動産向けエクスポージャーも事業用不動産関連エクスポージャー等と同様に優先劣後構造を有する場合があるため、証券化取引に該当しない旨を規定してほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、当該規定は、内部格付手法における特定貸付債権に該当する場合にあっては、証券化取引に該当しないという趣旨を、特定貸付債権に該当する資産クラスが導入された標準的手法にも適用するものです。</p> <p>標準的手法の「賃貸用不動産向けエクスポージャー」が、内部格付手法において特定貸付債権に該当することは考え難いことから、第 1 条第 2 号の定義の規定には含めていません。</p>
11	第 1 条第 2 号	<p>証券化取引の除外規定について、SL、事業用不動産、ADC が除外され、自己居住用不動産、賃貸用不動産などが除外されていない理由を明らかにすべき。</p>	<p>第 1 条第 2 号ただし書は、内部格付手法における特定貸付債権に類するものを証券化取引の対象外とするものであり、不動産関連融資全体を除くものではありません。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
12	第1条第2号	<p>第1条第2号において、特定貸付債権向けエクスポージャーや事業用不動産関連エクスポージャーは証券化取引に含まれないとされているが、現行告示Q&A第1条-Q3に示されている不動産証券化商品も証券化商品とみなすことはできなくなるのか。不動産証券化商品のエクイティへの投資においても、証券化商品として劣後比率等を参照して計算するのではなく、LTVを参照してリスク・ウェイトを判定することになるのか。</p>	<p>告示Q&A（証券化エクスポージャーQ1-3）における判定の事例については、今後、新規定を踏まえた更新を予定しております。</p>
13	第1条第37号	<p>第1条第37号は、国内の保険会社については金融機関等エクスポージャーとして扱うという内容だと理解しているが、海外の保険会社について対象から外されている理由について確認したい。</p> <p>また、第64条の2第2項で、海外保険会社については保険会社向けエクスポージャーと整理されているが、金融機関等向けエクスポージャーには該当せず、事業法人向けエクスポージャーとして扱う必要があるということでしょうか。</p> <p>（理由）</p> <p>バーゼル合意文書パラグラフ37において、銀行以外の「証券会社およびその他金融機関向けエクスポージャーは全て事業法人向けエクスポージャーとして扱う」と記載がある。告示改正案では国内の保険会社は金融機関等向けエクスポージャーとして扱い、海外の保険会社につ</p>	<p>本邦の保険会社への監督の枠組みを踏まえ、金融機関と同等に取り扱うこととしました。</p> <p>なお、第64条の2第2項を用いて、標準的手法の金融機関向けエクスポージャーの中で、特定の海外の保険会社を金融機関と同様に取り扱っている場合には、内部格付手法の定義においても金融機関等向けエクスポージャーとして区分することも認められます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>いては事業法人向けエクスポージャーとして扱うように読めるため。</p>	
14	第1条第38号	<p>第1条第38号について、「居住用不動産向けエクスポージャー」の定義が国際合意で変更されたとの認識だが、国内においては、変更しないという理解でよいか。</p> <p>具体的には、貸貸用不動産向け貸付けを「その他リテール」から「居住用不動産向けエクスポージャー」に変更しなくてもよいか。</p>	<p>国際合意の変更を踏まえて、一定の要件を満たす個人向けの貸貸用不動産取得資金等を、「居住用不動産向けエクスポージャー」の定義に追加しました。</p> <p>一方で、当該変更は既存の内部格付手法採用行のポートフォリオ管理に変更を求めるものではなく、内部格付手法採用行は各金融機関の内部管理に沿って、適切かつ一貫したポートフォリオ管理に基づく、リテール・プール管理、パラメータ推計、リスク・アセット計算実務を行う限りにおいて、現行の定義に基づく管理も認められます。</p>
15	第1条第40号	<p>第166条に関連して、株式等エクスポージャーについて標準的手法の規定を準用することとなったが、貸付等をその他リテール向けエクスポージャーに区分するにあたっては、一の債務者に対するエクスポージャーの額に株式等エクスポージャーの額を含める必要はあるか。個社単位の債務者格付を用いるPD/LGD方式の廃止により、変更があるか確認したい。</p>	<p>標準的手法においては、今般の改正でリスク・ウェイト=75%を適用する要件の合算範囲として株式に係るエクスポージャーの額を除くことが明確化されています。内部格付手法と標準的手法との平仄から、株式を合算範囲から除外するといった対応も認められます。</p> <p>もっとも、その他リテール向けエクスポージャーの一の債務者のエクスポージャーの合計額の合算にあたっては、内部管理と平仄の揃った対応が求められることに留意が必要であり、内部管理との整合性やパラメータ推計サンプルと適用サンプルとの同質性の観点から、除外せずに引き続き合算範囲に加えることも認められます。</p>
16	第1条第93号	<p>パーゼル合意文書 MAR10.32 および MAR32.27 との平仄</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>を取ると、「口 時間価値の影響につき、リスク理論損益と整合的に扱うものであること。」とするのが妥当ではないか。時間価値の影響について、仮想損益（HPL）とリスク理論損益（RTPL）の平仄を取ることを規定（HPL を含むならば RTPL も含む。あるいは HPL を含まないならば RTPL も含まない）しているだけではないか。</p> <p>（理由）</p> <p>HPL、RTPL について、“be included in the APL, HPL and RTPL”とはあえてしていないため、APL 同様に時間効果の影響を含めなければならないとまでは読めないと考えられる（特に MAR32.27）。</p> <p>MAR10.32</p> <p>【中略】 Time effects should be treated in a consistent manner in the HPL and risk-theoretical P&L.</p> <p>MAR32.27</p> <p>【中略】 P&L due to the passage of time should be included in the APL and should be treated consistently in both HPL and RTPL.</p>	<p>金融庁の考え方</p> <p>第1条第92号口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正案：時間価値の影響を含み、リスク理論損益と実損益においても整合的に ・ 改正告示：時間価値の影響を含み、リスク理論損益においても整合的に
17	第2条の2第4項第1、2号	<p>第2条の2第4項第1号・第2号の「(ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）」という記載は、「自己資本比率規制に関する Q&A」第2条の2-Q1 の(A)</p>	<p>Q&A の規定を明確化した規定となります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		に相当する文言を入れ、明確化を図ったというのでよいか。	
18	第5条第1項第2号	第5条第1項第2の2号は会社法の改正に伴う変更であるが、会社法は2021年3月に改正済であり、本科目はバーゼルⅢ最終化の適用前に発生することも想定される。その場合は、既存の「新株予約権の額」に含めて資本算入するという理解でよいか。	「新株引受権」の資本項目への算入は、本告示に基づき自己資本比率の算出を開始する日から適用を受けることとなります。
19	第7条第1項第6号	①第7条第1項第6号について、告示改正後は、証券化エクスポージャーに係る一般貸倒引当金は全額を本条文に規定する一般貸倒引当金に算入するという理解で正しいか。 ②本件の改正の背景は何か。	①ご理解のとおりです。 ②証券化エクスポージャーは、内部格付手法準拠方式でも、分母でEL（期待損失）を勘案することから、標準的手法と同様の考え方で分子において引当金を勘案することが適切な対応と考えられるとの趣旨で改正したものです。
20	第7条の2第2項第2号	①現行告示における資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額の計算過程で、TLAC告示における外部TLACの額計算過程での各調達手段の控除項目の取扱いとの間に差異があるところを、第7条の7第2項第2号等において、当該告示改正により一致させた、という理解でよいか。 ②もし①の理解が正しければ、当該改正はバーゼルⅢ最終化に関わる場所ではない規定の修正に相当するため、適用日は2023年3月31日ではなく、より早いタイミング（公布日など）とした方がよいのではないか。	①ご理解のとおりです ②ご指摘の改正箇所につきましては、本告示に基づき自己資本比率の算出を開始する日から適用を受けることとなります。
21	第11条の3第2	第11条の3第2項に「特定取引勘定に係る資産及び負	第11条の4第2項に定めるトレーディング勘定からバ

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
	項	<p>債並びに特定取引等に係る資産及び負債」との記載があった方がよいと考えられる。</p> <p>(理由)</p> <p>記載することにより第11条の4第2項の presumptive list に反証できる該当商品と読み取れることになると考えられる。</p>	<p>金融庁の考え方</p> <p>ンキング勘定に分類を変更できる商品に、会計上のトレーディング勘定に分類された商品が含まれるように、同条項を修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正案：前条第三項の規定にかかわらず、同項の規定によりトレーディング勘定に分類された商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。 ・ 改正告示：特定取引等商品及び前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。
22	第11条の3第3項	<p>第11条の3第3項口では、市場価「額」という表現が出てくるが、金融商品会計上、一般に「価額」は帳簿に掲載する金額などのことを意味するため、市場価「格」に修正してはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
23	第11条の3第3項第2号	<p>第11条の3第3項第2号の「十分な情報」とは、リスク・アセット算出に利用するに足る十分な情報と解してよいか。</p>	<p>「十分な情報」とは、マーケット・リスク相当額の算出に用いる、ファンドの裏付けとなる資産等の構成及び当該裏付けとなる資産等の与信先となる事業法人等のマーケット・リスクに関する情報を含みます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
24	第 11 条の 3 第 3 項第 2 号	第 11 条の 3 第 3 項第 2 号の「マーケット・リスク相当額に関する情報」とは、リスク・アセット算出に利用可能な情報（例：感応度等）と解してよいか。	「マーケット・リスク相当額に関する情報」とは、マーケット・リスク相当額の算出に用いるファンドの裏付けとなる資産等の与信先となる事業法人等のマーケット・リスクに関する情報やファンドを管理する法域の規制に関する情報などを含みます。
25	第 11 条の 3 第 3 項第 3 号	銀行法施行規則第 16 条の 6 の 3 第 2 項などによれば、特定取引勘定において保有することができる金融商品は限定列挙されていると考えられるが、ここに株式や株式関連デリバティブは列挙されていない。この点、上場株式をトレーディング勘定に区分すること自体、この規定に抵触しないのか。それともあわせて銀行法施行規則第 16 条の 6 の 3 の規定を修正するのか、見解と方針を示されたい。	銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 に規定する特定取引勘定と、自己資本比率の算出におけるトレーディング勘定に計上される商品は、必ずしも同一とはならないものと考えられます。
26	第 11 条の 3 第 4 項第 3 号	第 11 条の 3 第 4 項第 3 号の「引受け業務から生じる商品」は、トレーディング勘定に分類すると規定されているが、自行が長期保有等の目的（トレーディング目的以外）で引き受ける商品はバンキング勘定に分類できるという理解でよいか。（第 22 条の 3 第 4 項第 3 号、第 34 条の 3 第 4 項第 3 号、第 45 条の 3 第 4 項第 3 号も同様） （理由） トレーディング勘定の対象の明確化のため。「引受け業務から生じる商品」はトレーディング勘定に分類すると規定されているが、ここでいう「引受け業務」とは「一般投資家への売り出しを目的として、新規に発行された債	「引受け業務から生じる商品」は、原則、トレーディング勘定に分類されることになり、反証によるバンキング勘定への分類は想定しておりません。 しかしながら、①第 11 条の 3 第 2 項各号に掲げる商品と、②第 11 条の 3 第 4 項各号に掲げる商品の双方に合致する商品がある場合は、①を優先して、バンキング勘定へ分類することも考えられます。本件は、必要に応じて、当局に対してご相談ください。また、Q&A の作成を検討します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>券や株式を買い取る業務（アンダーライティング）」のことであり、銀行が発行市場から債券を買取引受けする場合は、実態として単なる発行市場からの「購入」であることから、「引受け業務」に該当しないという理解でよいか。</p> <p>（例：自行が地方債・政府保証債等の債券を発行体から引き受け、長期保有等の目的（トレーディング目的以外）で保有する場合は、バンキング勘定に分類できる。）</p>	
27	第 11 条の 3 第 7 項	<p>第 11 条の 3 第 7 項について、CAT 債、地震デリバティブ等、時価やパラメータが日次更新されない商品があるため、個別商品特性に準じた柔軟な管理方法を許容してほしい。</p>	<p>会計上、公正価値評価が求められているもののうち、日次で更新されないパラメータを時価評価の計算に用いている場合は、日次で更新できないパラメータ以外のパラメータを日次更新することにより暫定的な公正価値を算出することを想定しています。</p> <p>また、日次で公正価値そのものを取得できない商品については、Q&A の作成を検討します。</p>
28	第 11 条の 4	<p>第 11 条の 4 第 3 項の規定に基づきすべての商品をバンキング勘定に分類することとした場合、そもそも商品分類に係る方針を定めることは不要である。当該条項の主語を「銀行」とするのではなく、第 11 条の 4 第 3 項の規定に該当する銀行を除外するよう修正してはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
29	第 11 条の 4 第 2 項	<p>第 11 条の 3 第 3 項と第 11 条の 4 第 2 項を合わせて、バーゼル合意文書の presumptive list に相当するものを規定しているという建付けが難解であるため、Q&A 等で補足説明をしてほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、トレーディング勘定からバンキング勘定に商品を分類する際の届出において、当局が定めるフォーマットを提示することを検討しています。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
30	第 11 条の 4 第 3 項	同規定に基づきすべての商品をバンキング勘定に分類することとした場合であっても、実務指針第 97 項にいう運用目的との推定規定を受ける金銭の信託のように、金融商品会計上は FVPL 処理を求められるケースがあり得る。金融商品会計基準とのかかる整合性について、日本公認会計士協会や企業会計基準委員会との必要な調整は行っているのか。	銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 に規定する特定取引勘定と、自己資本比率の算出におけるトレーディング勘定に計上される商品は、必ずしも同一とはならないものと考えられます。
31	第 11 条の 5 第 2 項	第 11 条の 5 第 2 項について、 ①「商品取引時」とは新商品取引時の意味か否か、 ②「検証」の具体的目線を確認したい。	①については、当初定めた意図でトレーディングブックへの分類がされているか定期的な検証を、個別取引の実施毎ではなく、金融機関の内部管理上の適切なタイミングで検証することを想定しています。 ②については、当初の分類意図とは異なった意図で取引されていないかを検証することを想定しています。
32	第 11 条の 6 第 1、3 項	第 11 条の 6 第 3 項 3 号において「トレーディング目的でない旨の説明」とある一方、第 1 項第 1 号はトレーディング勘定からバンキング勘定、同第 2 号ではバンキング勘定からトレーディング勘定、双方の記載がある。第 3 項第 3 号は第 1 項第 1 号のみの想定である旨の記載が必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、条文（第 11 条の 6 第 3 項第 3 号等）を修正しました。 ・改正案：勘定間の振替を行う商品の保有目的がトレーディング目的でない旨の説明 ・改正告示：勘定間の振替を行う商品の保有の目的の変更に係る説明
33	第 11 条の 7 第 1 号	勘定間の振替に伴い計上する所要自己資本額は、当該振替が発生した期の決算期末時点でのマーケット・リスク相当額を用いて所要自己資本額の比較を行い、減少分を加算することでよいか。それとも差額調整の対象は振	勘定間の振替に伴い計上する所要自己資本額に係る差額調整の対象は、後者の「振替基準日のマーケット・リスク相当額」になります。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>替基準日のマーケット・リスク相当額か。</p> <p>(理由)</p> <p>勘定間の振替に係る所要自己資本の額の計上の基準日を確認するもの。</p>	
34	第 11 条の 7 第 1 号	<p>トレーディング勘定からバンキング勘定のみではなく、バンキング勘定からトレーディング勘定の場合も減少分を信用リスク・アセットに加算するという点で相違ないか。</p> <p>振替明細が残存する期間は、振替前後の 2 種類の所要自己資本を計測し続け、その差額(減少額)を把握する必要があるか(内部モデル方式の 60 日平均のため)。</p>	<p>ご理解のとおりです。当該減少分を信用リスク・アセットの額に加算する対象は、トレーディング勘定からバンキング勘定のみではなく、バンキング勘定からトレーディング勘定の場合も対象となります。</p> <p>また、内部モデル方式においては基準日と基準日を含めた過去 60 営業日平均によるマーケット・リスク相当額の双方を捕捉することが求められます。</p>
35	第 11 条の 8 第 1 項第 2 号	<p>第 11 条の 8 第 1 項第 2 号の「取締役会」を「取締役会等」に修正いただきたい。</p> <p>(第 22 条の 8 第 1 項第 2 号、第 34 条の 8 第 1 項第 2 号、第 45 条の 8 第 1 項第 2 号、第 273 条第 8 号も同様)</p> <p>(理由)</p> <p>第 271 条の 3 (トレーディング・デスクの要件) では、トレーディング・リミットが「取締役会等」により 1 年に 1 回以上見直されていることが求められており、該当箇所が「取締役会」である必要性に乏しいため。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
36	第 11 条の 11	<p>第 11 条の 11 等について、「内部取引担当デスク」がトレーディング勘定のデスクであることを前提とした場</p>	<p>ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、条文(第 11 条の 11 第 1 項第 2 号)を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>合、「内部モデル方式採用行」及び「標準的方式採用行」は第271条の3の規定に基づいたデスクの要件を充足し、かつ、承認乃至は届出が必要になるという理解でよいか。</p>	<p>・ 改正案：(略)</p> <p>・ 改正告示：内部取引は、内部取引担当デスク（トレーディング・デスクのうち、他のトレーディング・デスクから独立してマーケット・リスク相当額を計測するデスクをいう。以下同じ。）との間で行われること。</p>
37	第11条の11	<p>第11条の11等について、上記に関して、「簡易的方式採用行」における「内部取引担当デスク」は第271条の3第3項第10号他の要件を満たすことで足り、届出等は必要ないという理解でよいか。届出等、「標準的方式採用行」におけるトレーディング・デスクの扱いと整合的とすべきではないか。</p>	<p>簡易的方式採用行は、内部取引担当デスクを設置して、第271条の3第3項10号等の要件を満たすことが求められます。一方で、届出等は不要とします。</p>
38	第11条の11第1項第3号	<p>第271条の3第3項第10号は以下のとおり、内部モデル方式(IMA)に関する前提であることから、第11条の11第1項第3号の記載は修正が必要ではないか。</p> <p>十 1週間に1回以上の頻度でトレーディング・デスクに係るリスク管理報告書（次に掲げる事項を含む。）が作成されていること。</p> <p>イ 損益報告（プロダクト・コントローラー（公正価値算定結果に対する独立検証及び評価調整の役割を担う者をいう。）により定期的に又は必要に応じて行われる検証の結果を含む。）</p> <p>ロ バリュースコア・リスク及び期待ショート・フォ</p>	<p>ご理解のとおり、内部取引担当デスクが内部モデル方式を用いる場合は271条の3第3項第10号を満たすものとし、標準的方式を用いる場合は271条の3第3項第10号イを満たすものとしております。</p> <p>この要件の充足の明確化を図るため第271条の3第2項を修正しました。</p> <p>改正告示：</p> <p>2 各トレーディング・デスクは、次の各号に掲げる算出方式の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>ールに関する報告（リスク・ファクターに対するバリュー・アット・リスク及び期待ショート・フォールの計算に用いる感応度、バック・テスト及びP値（仮想損益又は実損益が信頼水準99パーセントのバリュー・アット・リスクの棄却域に含まれる確率をいう。第275条の8第1項において同じ。）を含む内部管理及び規制上のリスク計測報告を含む。）</p> <p>（理由） 第10号が内部モデルに関する記述であることを踏まえると、「三 内部取引担当デスクは、第271条の3第3項（第10号を除く。）に規定する要件を満たすこと。」とされたい趣旨と思料するため。</p>	<p>一 内部モデル方式 次項各号に掲げる要件の全て（バンキング勘定の商品に係る外国為替リスク及びコモディティ・リスクを扱うトレーディング・デスク又は内部取引担当デスクである場合にあっては、同項第十号に掲げる要件）</p> <p>二 標準的方式 次項各号（第十号口を除く。）に掲げる要件の全て（バンキング勘定の商品に係る外国為替リスク及びコモディティ・リスクを扱うトレーディング・デスク又は内部取引担当デスクである場合にあっては、同項第十号（口を除く。）に掲げる要件）</p>
39	第11条の11第1項第3号	<p>第11条の11第1項第3号では、内部取引担当デスクはトレーディング・デスクの要件を満たす必要がある旨の記載があるが、バーゼルフレームワーク（RBC25.25）では、内部取引担当デスクにはトレーディング・デスクの定性要件の充足は求めない旨FAQで記載があるので、本要件の要否を再検討してほしい。</p> <p>（理由） バーゼルフレームワーク（RBC25.25）では、内部取引担当デスクにはトレーディング・デスクの定性要件の充足は求めない旨FAQで記載があるため。また、内部取引担当デスクは、デスク内デスクとなり、内部取引のみを扱う</p>	<p>ご指摘の件については、改正告示第271条の3第2項各号において、内部取引担当デスクの要件を定量要件（同項第10号）のみ満たすことを規定しています。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		独立した組織とするのは困難であり、内部取引担当デスクにデスク要件を課すのは、海外等小規模な拠点もあり実現不可能であるため。	
40	第 13 条	経過措置適用期間中の「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」の計算において、信用リスク告示附則の各種リスク・ウェイトを適用した額を用いることの可否について明示願いたい。(第 13 条の他、第 24 条、第 36 条、第 47 条も同様)	国内基準の標準的手法採用行を前提とした附則やリスク・ウェイトの特例規定については、内部格付手法採用行が資本フロアを計算する場合に参照することは、国内基準行であっても認められません。
41	第 13 条	第 13 条について、バーゼル合意文書上、フロアの段階的引上げ期間中の経過措置として、各国裁量で資本フロアの適用によるリスク・アセット総額の増加上限を 25% に設定できるルールを導入が可能とされているが、わが国でも当該ルールを採用してほしい。(第 24 条、第 36 条、第 47 条も同様)	増加上限の規定を設けた場合、経過措置の終了時点で自己資本比率が大きく変動することがあり、監督上も適切でないことから、当該措置の導入は適切ではないと考えられます。
42	第 13 条第 1 項	標準的手法の所要資本額の算出に当たり、証券化エクスポージャーは外部格付準拠方式を用いてよいか。また、所要資本額の算出に当たり、SA-CCR ではなくカレント・エクスポージャー方式の利用も認められているとの理解でよいか。	標準的手法の所要資本額の算出に当たり、証券化エクスポージャーへの外部格付準拠方式を用いることも認められます。 内部モデル手法を採用している金融機関は、カレント・エクスポージャー方式を使用することはできません。これは内部格付手法におけるフロア計算においても同様です。
43	第 13 条第 3 項	①第 13 条第 3 項について、同条第 4 項と比較すると「につき当該手法により算出した額」との記載が追加されているが、これは「証券化エクスポージャーに係る一般引当金は控除する額から除く」という意図で追加してい	資本フロアの計算にあたり、貸倒引当金の効果を調整する必要があります。ご指摘の規定は、標準的手法な手法で算出する場合の一般貸倒引当金を調整するための規定となります。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>るのか。</p> <p>②もし①の理解が正しければ、「証券化エクスポージャーに係る一般引当金は控除する額から除く」理由は何か。</p>	
44	第 13 条第 3 項第 1 号	<p>中央清算機関関連エクスポージャーは、第 13 条第 3 項第 1 号に含まれる理解でよいか確認したい。第 8 章でリスク・ウェイトの算定方法が示されているもののうち、CVA および証券化について、第 2 号および第 3 号で別建てされている事も踏まえ、確認するもの。</p>	<p>中央清算機関関連エクスポージャーの取扱いが明確になるよう、第 13 条第 3 項の規定を修正しました。なお、第 3 章から第 5 章の同様の規定についても修正を加えております。</p>
45	第 13 条第 3 項第 3 号	<p>第 13 条第 3 項第 2 号の「信用リスクにかかる部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分」と異なり、同第 3 号に「標準的手法採用行とみなして」という記載がない理由は、第 270 条の 3 の 3 第 3 項に規定する内部格付手法採用行が「内部格付を適格格付機関が付与する格付に紐付けすることにより判断された取引相手方の信用力に基づき」算出した CVA リスク相当額を用いて「標準的な手法により算出した所要自己資本の額」を計算できるからという理解でよいか。(第 24 条第 3 項、第 36 条第 3 項、第 47 条第 3 項も同様)</p>	<p>資本フロアの計算において、CVA リスクについては、いわゆる内部モデルを用いた算出方法はございませんので、算出した CVA リスクをそのまま資本フロア計算においても使用することができます。</p>
46	第 16 条	<p>①外国為替のネットポジションにおいて、外貨調達をして同じ通貨のファンドを購入する場合、所謂、外投外債でファンドを仕込む場合は「為替リスクなし」と計算してよいか（「最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案について」を参照）。</p>	<p>①外国為替のネットポジションの計算方法は、Q&A 等で示すことを検討しています。原則として、ルックスルーされたファンドの構成資産の外貨ポジションに対し、同一外貨で調達されたポジションの額が同一である場合、外国為替リスクをなしと取り扱うことができます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>②不算入の銀行はすべての商品が銀行勘定扱いとなるため、金融庁に届出不要との理解でよいか。</p> <p>③特定取引勘定の閾値と同様、外国為替のネットポジションも 1,000 億円の閾値のみとしてほしい（理由として、RA ベースの閾値は日次管理等に不向きで、残高だけだと閾値管理がしやすい）。仮に RA ベースの閾値を導入する場合、自己資本比率規制の最低水準で用いるリスク・アセット額はフロア調整後の額であり、フロア調整後の額を用いるとの理解でよいか。</p>	<p>②マーケット・リスク不算入特例が適用される金融機関は、バンキング勘定とトレーディング勘定の境界に関する届出（第 11 条の 14 等）は不要です。</p> <p>③貴重なご意見として承ります。</p>
47	第 34 条の 4 第 3 項第 2 号	第 34 条の 4 第 3 項第 2 号中、特定取引勘定設置銀行の文が一部欠落している。	<p>ご指摘を踏まえ、条文（第 34 条の 4 第 3 項第 2 号）を修正しました。</p> <p>追記：二 特定取引勘定設置銀行、かつ、簡易的方式であつて、～条件を満たす場合</p>
48	第 36 条第 1 項第 1 号	第 36 条第 1 項第 1 号で、「内部格付手採用行」とあるが、正しくは「内部格付手法採用行」と思われる。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
49	第 36 条第 3 項	第 36 条第 3 項について、国内基準の内部格付手法採用行が資本フロアを計算する際の基準（比較対象）は、国際統一基準か国内基準か明確にしてほしい。	いずれのリスクへのご指摘か必ずしも明らかではありませんが、各金融機関においては、告示上に示した要件に則り、適切に資本フロアを算出する必要があります。
50	第 36 条第 3 項第 1 号、第 47 条	第 36 条第 3 項第 1 項等について、基礎的内部格付手法の国内基準行における資本フロアの計算において、派生商品取引の与信相当額を算出する際は、当分の間はカレント・エクスポージャー方式についても容認してほしい（附則の追加など）。	貴重なご意見として承ります。本告示に基づき自己資本比率の算出を開始する日以降は、国際統一基準行及び内部格付手法採用行等の内部モデルを利用する国内基準行は、カレント・エクスポージャー方式の利用は認められません。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>当該国内基準行においては、第 79 条第 2 項および第 157 条第 5 項、ならびに平成 30 年告示附則第 2 条において当分の間カレント・エクスポージャー方式の使用についても容認されているものと認識しており、一方で資本フロアの算出のために SA-CCR を計算することはダブルスタンダードとなることが懸念されるためである。</p>	
51	第 45 条の 11	<p>第 45 条の 11 において「内部取引担当デスク」とは「バンキング勘定」と内部取引を行う「トレーディング勘定」の「内部取引担当デスク」のことを指すとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。内部取引担当デスクの位置付けが不明瞭な部分は、条文（第 45 条の 11 第 1 項第 2 号）を修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正案：(略) ・ 改正告示：内部取引は、内部取引担当デスク※との間で行われていること。 <p>※なお、内部取引担当デスクは、第 11 条の 11 において「(トレーディング・デスクのうち、他のトレーディング・デスクから独立してマーケット・リスク相当額を計測するデスクをいう。以下同じ。)」と定義。</p>
52	第 45 条の 12	<p>上記の理解が正しいことを前提とすると、内部取引担当デスクと内部取引担当デスク以外のトレーディング・デスクの間の取引は、トレーディング・デスク間の内部取引であり、前条に従い、当然にしてマーケット・リスク相当額の計測対象に含まれることとなる。</p>	<p>銀行勘定と内部取引担当デスクとの間の内部取引は、双方の組織においてポジションを認識し、内部取引担当デスクにおいては、当該内部取引のマーケット・リスク相当額を計算することとします。</p> <p>また、第 45 条の 11（第 11 条の 11）第 1 項の要件を充足</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>第 45 条の 11 第 1 項の要件を充足しない場合に除外する取引は、内部取引担当デスクとバンキング勘定の間の内部取引とするべきでないか。</p>	<p>した場合、マーケット・リスク相当額の算出対象から、内部取引担当デスクとバンキング勘定との間の内部取引を除外することが可能です。</p>
53	第 47 条第 1 項第 2 号	<p>第 47 条第 1 項第 2 号において、「内部格モデル手法採用行」とあるが、正しくは「内部モデル方式採用行」と思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>
54	第 48 条の 2	<p>第 48 条の 2 の「個別のエクスポージャーに係る債務者の評価」で「デュー・ディリジェンス評価」が定義され、それが国際開発銀行向け、金融機関等向け、カバード・ボンド向け、法人等向け、特定貸付債権で外格を利用した場合の条文で参照されているが、第 48 条の 2 の対象はこれらに限定されているとの理解でよいか。</p> <p>債券や貸付以外の、融資実務とは異なるオンバラ与信といった債権（例えば人件費の請求など）は、融資実務ほどの管理が求められていないとの理解でよいか。</p>	<p>第 48 条の 2 に定めるデュー・ディリジェンス評価が求められるエクスポージャーは、国際開発銀行向け、金融機関等向け、カバード・ボンド向け、法人等向け、特定貸付債権等に限られたものではありません。</p> <p>また、債券や貸付以外の与信であっても、外部格付を利用した場合は、デュー・ディリジェンス評価は必要となります。</p>
55	第 48 条の 2 第 1 号	<p>デュー・ディリジェンスについて</p> <p>①現行の与信審査の体制を前提とした場合、第 1 号の第三者による分析という部分がどういうことを指すのか明らかではないため、具体的に示してほしい。内容によっては、新たに体制を整備するためにリソースを割いたり、仮に第三者による分析を外部格付と捉えた場合、外部格付のないものについては、対応できないといったことになると思われることから、第三者による分析はできる場合に限る等にするのができないか検討してほしい（国</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第 48 条の 2 を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>際合意文書でも「第三者へ外部委託された信用評価」については、and/or となっており、必須であるように思われないため。</p> <p>②格付の実務上、グループや連結等の影響すべてを考慮した格付を行っていないケースもあることから、Q&A の設定等で金融機関の実務に鑑みた柔軟な対応ができるようにしてほしい（国際合意文書でも期待される程度となっているため）。</p>	
56	第 59 条	<p>第 59 条に関して、バーゼル合意文書上、公共部門 (PSE) のリスク・ウェイト決定方法には、オプション 1 (ソブリンの外部格付で決定) とオプション 2 (PSE の外部格付で決定) の 2 種類があるが、本邦がオプション 1 を選択した背景は何か。</p>	<p>金融機関における規制対応負荷の軽減の観点から、現行と同様の取扱い、すなわちオプション 1 としています。</p>
57	第 60 条第 1 項	<p>国際開発銀行の定義 (複数の国によって創設され、経済及び社会開発プロジェクトに対して資金供給又は専門的な見地からの助言を行う機関をいう) は第 1 条 (定義) で定義することが望ましい。</p> <p>用語の定義が、第 1 条で定義されているものと各条文中で定義されているものがあり、条文の簡素化 (見やすさ) の観点からは、第 1 条に一元化することが望ましいと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>
58	第 60 条第 2 項	<p>第 60 条第 2 項ただし書き以降の記載は、その前文と同義のことを記載しており、不要ではないか。(第 63 条第 5</p>	<p>非保守的なリスク・ウェイトの調整を認めないことを明確化する趣旨であり、必要な規定と考えられます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		項、第 63 条の 2 第 5 項、第 65 条 2 項も同様)	
59	第 63 条	第 63 条において、暗黙の政府支援を勘案していない格付を用いるとされているが、「暗黙の政府支援」とは具体的に何を意味するものか。例えば、我が国における預金保険制度は暗黙の政府支援とみなされるのか。	「暗黙の政府支援」の定義については、第 63 条第 3 項をご参照ください。
60	第 63 条	第 63 条の「外国銀行に準ずる外国の会社」は、同条第 8 項 2 号ルに規定があるが、「外国銀行」に関する規定がないように思われる。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
61	第 63 条第 1 項	「金融機関向けエクスポージャー」の定義については、カッコ書きが 3 つも入れ子になっているなど無駄に込み入っており、実務界に大変に大きな負担を与えるとともに誤読を誘発しかねない、極めて不適切な条文である。条文を適切なものに改めてはどうか。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
62	第 63 条第 1 項	短期エクスポージャー（金融機関向けエクスポージャー）について ①第 2 項において「3 の 2」という区分が設けられた理由は何か。 ②「3 の 2 の 1、3 の 2 の 3」まで、同じリスク・ウェイト 20%が設定されている理由は何か。	①ご指摘を踏まえ、デュー・ディリジェンス分析を経て適用されたリスク・ウェイトに応じて、いわゆる短期エクスポージャーに該当するものの軽減リスク・ウェイトの枠組みとして、条文を修正しました。 ②国際合意を踏まえて、リスク・ウェイト 30%・50%と判定される金融機関の短期エクスポージャーに対するリスク・ウェイトは 20%と判定できる仕組みとしています。
63	第 63 条第 1 項	第 63 条第 1 項に関して、金融機関向けエクスポージャーの定義「自己資本比率規制金融機関（バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける金融機関（第 1 条第 7 号ロに掲げる者	標準的手法の資産クラスの判定に係る定義については、改正前の告示同様に、基本的には第 6 章で行う方針です。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		を除く。)、外国銀行、銀行持株会社及び銀行持株会社に準ずる外国の会社をいう。)」は第1条(定義)で定義することが望ましい。	
64	第63条第2項	第63条第2項において、「格付がある金融機関向け短期エクスポージャー」の「格付がある」という文言は、「金融機関向け」にかかるのか、それとも「短期エクスポージャー」にかかるのか。ここでの「格付」は当該金融機関の債務者としての格付なのか、それとも「短期エクスポージャー」自体の銘柄格付なのか。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。短期エクスポージャーに対する軽減リスク・ウェイトを、債務者に対するリスク・ウェイトの特例としての軽減措置である旨を明確化しています。
65	第63条第4項	<p>金融機関向けエクスポージャーについては、暗黙の政府支援を加味しない外部格付を参照してリスク・ウェイトを設定する方式となっているが、実務上、下記のような問題点がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗黙の政府支援を加味しない格付は格付会社の有料のサービスを契約しないとわからない場合がある。 ・金融機関に持株会社がある場合には、金融機関グループや銀行に対してのみ政府支援を加味しない格付けを付与している。この場合は、金融機関グループや銀行に対する政府支援を加味しない格付けを採用すればよいのか(持株会社は銀行単体に対して構造的劣後性を有しているが、構造的劣後性の考慮は不要との理解で良いのか)。 <p>5年間の経過措置を講じる案を提示されたが、こうした問題を解決するために、金融庁から格付会社に対して、分</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、金融機関の親会社として持株会社がある場合の取扱いにつきましては、その持株会社が銀行持株会社である場合、いわゆる金融持株会社である場合、いわゆる一般事業法人である場合等、様々な場合が想定されますが、それぞれ実態に即して適切にご判断いただく必要があります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		かり易い形で無料サイトを通じて暗黙の政府支援を加味しない外部格付の提供を働きかけてもらえないか。	
66	第 63 条第 8 項	第 63 条第 8 項等に従って、無格付の金融機関のグレード区分を判定する際、自己資本比率などの指標は直前期のものを参照することでよいか。	ご理解のとおりです。
67	第 63 条第 8 項	第 63 条第 8 項について、海外銀行が設立された法域において、所謂、バッファが導入されていない場合等は、本邦の国内基準と同様の判断基準でグレードを判断するという理解でよいか。	ご理解のとおりです。 なお、ご指摘を踏まえ、外国銀行等のうち、国内基準行に準ずる者に対する適用について、条文を修正しました。
68	第 63 条第 8 項第 2 号	次の条文はカッコ書きが 2 つ入れ子になっており、誤読を誘発しかねない、極めて不適切な条文である。 「次に掲げる自己資本比率規制金融機関に適用される基準（各国が定めた自己資本比率規制金融機関に対する固有の基準（公表されていない場合に限る。）を除く。）を満たしていること。」 これを例えば次のように修正してはどうか。 「次に掲げる自己資本比率規制金融機関に適用される基準（各国が定めた自己資本比率規制金融機関に対する固有かつ非公開の基準を除く。）を満たしていること。」	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
69	第 63 条第 8 項第 3 号	イロハニホ各号が連単最低自己資本比率に関する規定であり、ヘ以降がレバレッジに関する規定と思われるが、ト以降の記述と平仄を合わせるため、ヘは「イに規定する国際統一基準行にあっては」、といった具合に修正が必要と思われる。	第 63 条第 8 項第 2 号における国際統一基準行は、第 1 条第 10 号の 2 に規定する国際統一基準行を指しているため、ご指摘は当たらないものと考えられます。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
70	第 63 条第 12 項	<p>①第 63 条第 12 項第 2 号に該当する場合は、「当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の中央政府のリスク・ウェイト」ではなく、「当該拠点の所在する国又は地域の中央政府のリスク・ウェイト」を下回らないものとすべき。</p> <p>②仮に①の通りの変更が行われた場合、第 1 号および第 2 号の両方に該当するエクスポージャーの取扱いについても明確化を希望する。</p> <p>③また、派生商品取引やレポ形式の取引で、取引が他通貨にわたるものの取扱いも明確化してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>①については、バーゼル合意の意図(トランスファーリスクへの対応)を踏まえると、意見のとおり「当該拠点の所在する国又は地域の中央政府のリスク・ウェイト」を下回らないものとすべきと考えられる。以下の例を参照。</p> <p>シンガポールに本店が所在する銀行に対するエクスポージャーについて、シンガポールドル建て以外のエクスポージャーであれば第 1 号に該当し、シンガポールのソブリン向けエクスポージャーがリスク・ウェイトの下限になる。</p>	<p>本条の要件は且つ条件であり、第 1 号及び第 2 号の両方を満たすものについて適切にトランスファーリスクを考慮すべきとすることが適切と考えられます。本趣旨を踏まえ、条文を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>一方、シンガポールに本店が所在する銀行のシドニー支店に対するエクスポージャーであって、豪ドル建て以外のエクスポージャーであれば第 2 号に該当し、オーストラリアのソブリン向けエクスポージャーがリスク・ウェイトの下限になるようにすれば、トランスファーリスクへの対応と言える。</p> <p>告示案の表記は、このような内容になっていない。告示表記の第 2 号に従うと、例えば、シンガポールに本店が所在する銀行のシドニー支店に対するエクスポージャーであって、豪ドル建てのエクスポージャーの場合、トランスファーリスクがないにも関わらず、シンガポールのソブリン向けエクスポージャーがリスク・ウェイトの下限になり、これはトランスファーリスクへの対応という国際合意の主旨と外れているように考えられる。</p>	
71	第 63 条の 2 第 2 項	<p>第 63 条の 2 第 2 項の適格資産要件と開示要件の充足は、同条第 1 項の有格付の場合の規定となっており、無格付の場合には両要件の充足の確認は不要という理解でよいか。</p> <p>また、有格付だが、適格資産要件または開示要件を満たさないカバード・ボンドはどのように取り扱うことになるか。</p>	<p>第 1 項でカバード・ボンド向けエクスポージャーは、第 3 項に定める「適格資産要件」及び第 4 項に定める「開示要件」を充足するものと定義しています。</p> <p>第 2 項のカバード・ボンド向けエクスポージャーは、第 1 項で定義するカバード・ボンド向けエクスポージャーとなりますので、第 3 項・第 4 項の要件の充足が当然に求められます。</p> <p>第 3 項・第 4 項の要件を満たさないカバード・ボンド向</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
			けエクスポージャーについては、通常の金融機関向けエクスポージャーとして取り扱われることとなります。
72	第 63 条の 2 第 3 項第 1 号	第 63 条の 2 第 3 項第 1 号口において、「であること」が 2 重となっているため修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
73	第 64 条	第 64 条及び第 64 条の 2 では、第一種金融商品取引業者及び保険会社のリスク・ウェイトを判定する際に第 63 条の規定に従う旨規定されている。しかしながら、第 63 条第 8 項等は無格付の金融機関向けエクスポージャーの判定基準しか規定されていない。無格付の第一種金融商品取引業者及び保険会社に係る同様の判定基準を明示してほしい。	無格付の第一種金融商品取引業者及び保険会社に係る具体的なリスク・ウェイトの判定の考え方については、今後 Q&A で公表することを予定しております。
74	第 64 条	<p>第 64 条と第 64 条の 2 に関して、日本の証券会社と保険会社は第 63 条の扱いとの理解でよいか。</p> <p>海外の証券会社と保険会社は「当該国または当該地域の金融当局が定めるところにより判定するものとする」とあるが、海外支店がない国内基準行では法改正等を含めその確認が困難である。標準的手法は様々な金融機関が用いるものであり、小さな銀行で実務的に対応可能かの視点から、再検討をお願いしたい（例えば投資適格の外格がある先は保守的に第 65 条の法人等向けと扱うことを認めてほしい）。</p> <p>外格がない場合、または暗黙の政府支援により外格がないものとされた場合、バケット A/B/C の判定を行うこ</p>	<p>日本国内の第一種金融商品取引業者及び保険会社は第 63 条の規定に従った取扱いとなります。</p> <p>また、仮に、海外規制における海外の証券会社・保険会社の取扱いが判別できない場合は、法人等向けエクスポージャーとして取り扱ってください。</p> <p>バケットの判定につきましては、今後 Q&A で公表することを予定しております。</p> <p>バケット判定に係るフローチャートについては、今後、その必要性に照らして作成を検討します。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>ととなるが、証券会社や保険会社はどのように扱えばよいのか。条文ベースではわかりづらいため、銀行、証券会社、保険会社のそれぞれにおいて、どのような判定フローになるのか、実務的なフローチャート等を作成してほしい。</p>	
75	第 64 条第 2 項	<p>バーゼル文書 CRE20.40 では、ある法域の規制当局がその法域下の証券会社及び保険会社について銀行と同等の規制に服する判断した場合、その他の法域の規制当局はその法域下の銀行が当該証券会社及び保険会社を金融機関向けエクスポージャーと扱うことを許容すると定めている。</p> <p>「エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該国又は地域の金融当局が定めるところにより判定する」とあるが、「当該国又は地域の金融当局が定めるところにより判定する」のはエクスポージャー区分のみで、当該国又は地域の金融当局が定めたリスク・ウェイトまでを参照するものではないとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。仮に、海外規制における海外の証券会社・保険会社の取扱いが判別できない場合は、法人等向けエクスポージャーとして取り扱ってください。</p> <p>また、「当該国又は地域の金融当局が定めるところにより判定する」のはエクスポージャー区分のみであり、リスク・ウェイトは告示に従って適切にご判断いただく必要があります。</p>
76	第 64 条第 2 項	<p>第 64 条第 2 項について、所謂海外証券会社は、設立された法域の定めに基づき、金融機関向けエクスポージャーか法人等向けエクスポージャーか、等を判断した上で、当該海外証券会社に付された有効な外部格付等を用いて、本邦告示に従いリスク・ウェイトを判定するという理解でよいか。</p>	<p>海外証券会社については、各国の法域の規制において、銀行と同等のリスク・ウェイトの取扱いがなされている場合に、第 63 条と同様の取扱いができる規定です。本規定の趣旨を明確化するため、条文を修正しました。</p>
77	第 64 条第 2 項	<p>第 64 条第 2 項について、所謂海外証券会社であって、当該法域で金融法人向けエクスポージャーとして取り扱</p>	<p>ご理解のとおりです。第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーへのグレード判定の取扱いについては、今後</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		われる場合であって、外部格付等を保持していない場合は、金融機関とみなして、第 63 条第 8 項等を参照してグレードを判断するという理解でよいか。	Q&A で明確化する予定です。
78	第 64 条第 2 項	<p>第 64 条第 2 項は、各国が銀行と同等のリスク・ウェイトを適用している場合は、第 63 条に従うものと解釈してよいか。適用するリスク・ウェイトまで各国の金融当局に従うことを意図しているようにも読めるので明確化してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>仮に後者の場合、個別に各国の金融当局の扱いを調査し、各国当局の取扱いに則りリスク・ウェイトを算出することは、実務上の負担が非常に大きくなる。</p>	<p>ご指摘を踏まえて、明確化の観点から条文を修正しました。</p> <p>金融機関向けとしての扱いがなされている場合、第 63 条と同様の取扱いとなります。</p>
79	第 64 条の 2	<p>海外の保険会社についてはその保険会社が属する国、地域の規制当局が定めるリスク・ウェイトに従って判定することになっているが、実務上海外の規制を把握することがかなり煩雑になることが懸念される。</p> <p>国内の保険会社と同じ取扱いとするか、現行規制と同様に法人等向けエクスポージャーとしてリスク・ウェイト判定するように、規制を簡素化してもらえないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、改正告示第 64 条の 2 を修正しました。</p> <p>また、仮に海外規制における海外の保険会社の取扱いが判別できない場合は、法人等向けエクスポージャーとして取り扱うことが適当と考えられます。</p>
80	第 64 条の 2 第 2 項	<p>第 64 条の 2 第 2 項では、「保険会社に準じる外国の者又は保険持株会社に準じる外国の者が外国の法令に準拠して設立され、本邦以外の国又は地域において同種類の業務を行う場合にあっては、当該準じる者に対するエク</p>	<p>ご指摘を踏まえ、金融機関向けとしての扱いができるよう条文を修正しました。</p> <p>内容が不明である場合は、法人等向けエクスポージャー</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		スポンジャーのリスク・ウェイトは、当該国又は地域の金融当局が定めるところにより判定するものとする。」とあるが、当該国又は地域の金融当局が定める内容が不明である場合の取扱いはどのようになるか。	として取り扱うことも認められます。
81	第 65 条	「法人等向けエクスポージャー」（第 65 条）にみられる「基金それらに準ずる事業体」に該当する「事業体」が不動産または不動産信託受益権を保有しているところ、不動産の保有・運用以外の事業を行っていないといった理由で、そうした事業体に対する信用供与が実質的に不動産に対する信用供与と認められる場合には、係るエクスポージャーは「事業用不動産関連エクスポージャー」（第 70 条）、「その他不動産関連エクスポージャー」（第 70 条の 2）、「ADC 向けエクスポージャー」（第 70 条の 3）等に該当するとして扱ってよいか。	「不動産の保有・運用以外の事業を行っていないといった理由で、そうした事業体に対する信用供与が実質的に不動産に対する信用供与と認められる場合」の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、法人等へのエクスポージャーであっても、第 70 条、第 70 条の 2、第 70 条の 3 に定める要件を満たす場合、それらのエクスポージャーに該当するものと考えられます。
82	第 65 条第 1 項	「基金それらに準ずる事業体」の定義が不十分である。証券投資法人、証券投資信託、不動産投資法人、TMK、SPV などの投資ビークルが包括的に含まれることを条文からも明らかにすべきである。また、それらの投資ビークルを通じて不動産や不動産信託受益権など、不動産に関連する資産に投資している場合、これらが不動産向けエクスポージャーに相当すると明示すべきである。	第 65 条第 1 項の「基金その他これらに準ずる事業体」には、証券投資法人、証券投資信託、不動産投資法人、特定目的会社などの投資ビークルも含まれるものと考えられます。ただし、エクスポージャーの判定にあたっては、その実態に照らして、適切に判定することが求められます。なお、告示 Q&A（証券化エクスポージャーQ1-3）における判定の事例については、今後、新規定を踏まえた更新を予定しております。
83	第 65 条第 1 項	第 65 条第 1 項の法人等向けエクスポージャーの内訳として中堅社員中小企業等があり、事業者たる個人は法人等に含まれず、中堅中小企業等にも含まれない。事業の売	ご指摘を踏まえ、「事業者たる個人」につきましても「法人等」に含まれることが明確となるよう、条文を修正しました。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>上高が 50 億円以上であっても、一の債務者のエクスポージャーの額の要件を満たせば第 67 条の適格個人向けエクスポージャーに区分することが可能との理解でよいか。</p> <p>Basel Framework Para20.41 の proprietorships の記載との兼ね合い、第 1 条第 35 号の内部格付手法における事業法人向けエクスポージャーとの範囲の違いを確認したいため。</p>	
84	第 65 条第 1 項	<p>第 65 条第 1 項の「法人等（会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体）」に「個人事業主」を追記し、「法人等（会社、組合、信託、基金、個人事業主その他これらに準ずる事業体）」に変更してほしい。</p> <p>（理由）</p> <p>バーゼル合意文書の定義で明示された「個人事業主（proprietorship）」が本邦告示でも「法人等」に含まれることを明確化するため。</p> <p>「法人等」の定義は第 78 条第 3 項第 1 号（オフ・バランス取引における与信相当額の計上対象外に係る判定要件）でも同じたため、リスク・アセットの額への影響が大きく、明確化を要望する。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえて、法人等の定義に個人事業主を追加するよう条文を修正しました。</p> <p>ただし、第 78 条第 3 項第 1 号の例外については、法人等が対象となり、個人事業主に対する場合も含まれますが、資金使途が事業性資金である場合に限定されます。したがって、一般的な消費性資金に該当する個人向けのカードローンやクレジット・カードはこれに該当しないことに留意が必要です。</p>
85	第 65 条第 1 項	<p>第 65 条第 1 項の「法人等（会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体）」について、「法人等（会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体（第 56 条</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、明確化の観点から条文を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>から前条までに規定するものを除く))」に変更してはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>本条文の「法人等」の定義は第 78 条第 3 項第 1 号（オフ・バランス取引における与信相当額の計上対象外に係る判定要件）でも使用。バーゼル合意文書はオフ・バランス取引における与信相当額の計上対象外とできる範囲に第 56 条から第 64 条の 2 に規定する「金融機関」や「保険会社」等を含まない。以上を踏まえ、計算対象の明確化を要望する。</p>	
86	第 65 条第 2 項	<p>第 65 条第 2 項について、債務者区分を要注意先以下としている場合等、金融機関が当該外格に対応する信用リスク区分を使用するのが適切でない判断した場合のみリスク・ウェイト調整を行うことも許容されるよう、Q&A で明確化してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>債務者の行内格付が高格付の場合においてもリスク・ウェイトの調整が必要となる場合、最終的に行内格付でリスク・アセット計算をする取引先が増える可能性があり、銀行間のばらつきの解消という新しい標準的手法導入の趣旨と乖離する恐れもあると考えられるため。</p> <p>外部格付については、規制上 2 番目に良い格付を採用</p>	<p>一般的に、デュー・ディリジェンス分析自体は全ての債権又は債務者に対して行われることが求められます。</p> <p>自己資本比率規制上のリスク・ウェイトの取扱いにおいては、外部格付を用いてリスク・ウェイトを判定する場合、リスク・ウェイトの保守的な調整が必要なときにはそうした調整を求めるものとなります。</p> <p>デュー・ディリジェンス分析は、今後 Q&A でも示すことを予定しておりますが、金融機関の複雑性に応じた対応を求めるものです。内部格付を運用しているような金融機関にあつては、正常先であったとしても自金融機関のリスク認識と外部格付との差異が発生することもあり、その場合は適切なリスク・ウェイトの調整が求められます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>する扱いとなっていることや格付会社間でもPDの水準に差異があること等を踏まえると、金融機関における信用状態の評価に基づいて実施するべきものと考えられるため。</p>	
87	第 65 条第 4 項	<p>「中堅中小企業等」の定義における連結売上高の基準について、「卸売業を営む場合その他の当該法人等の事業規模を判断するに当たって」との記載の「その他の当該法人等」の範囲が不明確であるので、適切に修正してはどうか。また、事業規模の判断にあたって総資産規模を用いることができるかとされているが、売上高と同様に連結ベースでの判断を含めるべきである。</p>	<p>今後 Q&A を改正し、現行の内部格付手法に関する Q&A 第 1 条第 51 号-Q1 と同様の考え方を、本規定にも適用できることとする予定です。</p>
88	第 65 条第 4 項	<p>例えば親・子・孫の関係にある法人等のグループで、親の連結の売上高が 50 億円以上、子の連結の売上高が 50 億円未満という場合、子や孫を第 65 条第 4 項の中堅中小企業等に区分することは認められるか。</p> <p>認められる場合、第 67 条第 1 項の一の債務者に対するエクスポージャーの額については、中堅中小企業等に該当しない親向けのエクスポージャーは含めず、子や孫向けのエクスポージャーの額で算定する形になるか。</p> <p>適格中堅中小企業等向けエクスポージャー又は適格個人向けエクスポージャーになりうるエクスポージャーとなり得ないエクスポージャーの両方が一の債務者に対してある場合の取扱いを確認したい。</p>	<p>親・子・孫の関係にある法人等のグループを金融機関が一体として管理している場合、親の連結の売上高が 50 億円以上、子の連結の売上高が 50 億円未満であるときには、子や孫を第 65 条第 4 項の中堅中小企業等に区分することは認められません。</p> <p>今後、売上高判定の考え方については、Q&A で公表予定です。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
89	第 65 条の 2	SL 向けエクスポージャーについて、第二順位以下の担保権が設定されている場合についての取扱いが不透明である。現実には、例えば劣後債やエクイティに相当するような事例もあると考えられるため、経済的実態に即し、SL であっても第 75 条の 2、第 76 条などの規定の適用などがあり得ると判断できるような規定への修正を検討してはどうか。	<p>標準的手法における特定貸付債権向けエクスポージャーにおいて、担保権の順位については要件を設定していません。</p> <p>また、標準的手法における特定貸付債権向けエクスポージャーであっても、劣後債権その他の資本性証券のエクスポージャー又は株式及び株式と同等の性質を有する者に対するエクスポージャーのいずれにも該当しうる旨を規定しています。</p>
90	第 65 条の 2	第 65 条の 2 の特定貸付債権向けエクスポージャーについて、TK 出資のような所謂劣後性があるものも、この条で読むのか。それとも第 75 条の 2、もしくは証券化エクスポージャーの規定に従うのか。	TK 出資については、第 76 条の株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーに該当する可能性が高いと考えられます。今後、公表を予定している不動産証券化商品・ファンドの判定例も参考として、個別の契約内容等を踏まえ、適切に判断することが求められます。
91	第 65 条の 2 第 1 項	プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモデティ・ファイナンスの定義は、第 1 条第 43 号から 45 号にも定義されていることから、第 65 条の 2 第 1 項における改めての定義は不要と考える。	標準的手法の資産クラスの判定に係る定義については、改正前の告示同様に、基本的には第 6 章で行う方針です。
92	第 65 条の 2 第 1 項第 1 号	<p>第 65 条の 2 第 1 項第 1 号について、「有形資産を担保」という文言を削除する、もしくは実質的に担保を取得している案件については認められるよう修正してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>現行告示と同じ記載であることは認識しているもの</p>	「事業に係る有形資産を担保の目的とする」という規定は、必ずしもプロジェクト・ファイナンスの実務の実態や国際合意に合致しない表現であることから、該当の告示条文を修正しました。合わせて、同様の規定である第 1 条第 43 号の規定についても修正を行いました。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		の、バーゼル合意文書上には当該記載はない。足許では規制等の制約により、契約実務上担保を取得できない案件も増えてきているが、コビナンツの手当て等により担保を取得していると同等の効果がある案件であれば、リスク管理上も扱いを同等とすべきと考えているため。	
93	第 65 条の 2 第 2 項	<p>第 65 条の 2 第 2 項に関して、「デュー・ディリジェンス分析」について第 48 条の 2 では「個別のエクスポージャーに係る債務者の評価」と規定されているが、本項で「特定貸付債権向けエクスポージャーに対するデュー・ディリジェンス分析」と記されているのは齟齬があるように思われる。</p> <p>(理由)</p> <p>「特定貸付債権向けエクスポージャーに対するデュー・ディリジェンス分析」となっているところを、「特定貸付債権向けエクスポージャーに係るデュー・ディリジェンス分析」と修正することにより、齟齬が解消されると考えられる。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
94	第 65 条の 2 第 3 項第 4 号	第 65 条の 2 第 3 項第 4 号では、「運用段階のプロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー100 パーセント」とあるが、正しくは「運用段階のプロジェクト・ファイナンス向けエクスポージャー 100 パーセント」と思われる。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
95	第 65 条の 2 第 4 項第 3 号	第 65 条の 2 第 4 項第 3 号において、「(ただし、追加的な債務負担行為につき既存の多数債権者の同意が必要と	ご指摘の点については、今後、Q&A において明確化する予定です。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>されていることを含むが、これに限らない。)という内容の追記、または Q&A で明確化してほしい。</p>	
96	第 65 条の 2 第 4 項第 6 号	<p>第 65 条の 2 第 4 項第 6 号の「信用力の高いオフテイカー」として限定列挙されるような形式要件に当てはまらないが、同等の信用力が認められるものについては条件を充足するとみなしてよいか。また、複数のオフテイカーがいる場合に、全社につき「80%以下」が求められるわけではないという理解でよいか、確認または Q&A での明確化を求める。</p>	<p>主となるオフテイカーについては、形式的な要件に当てはまるかどうかを判断することが求められます。</p> <p>なお、オフテイカーが複数いる場合などの取扱いについては、今後 Q&A で明確化する予定です。</p>
97	第 65 条の 2 第 4 項第 6 号	<p>①第 65 条の 2 第 4 項第 6 号の「法人等」の定義を明確にしてほしい。例えば、一般の事業法人、政府系機関や金融機関等は含まれるか。</p> <p>(例えば、第 65 条第 1 項によると、「法人等に対するエクスポージャー」は金融機関等が含まれないものの、「法人等」には金融機関等が含まれると解釈できるように考えられる。その結果、本号で規定する対象に金融機関等が含まれるのか判然としない)</p> <p>②また、どの「信用リスク区分」を参照するかについても明確にしてほしい。</p> <p>(例えば、他に短期エクスポージャーしか保有していない場合、短期格付による例外規定に基づく信用リスク区分を参照する、との解釈が可能と思われる。しかしながら、この場合には短期格付による例外規定によらない信用リスク区分を参照するのが望ましいとの解釈もあり得</p>	<p>①については、ご指摘を踏まえ、法人等の定義を第 65 条で明確化し、金融機関等は含まれないよう条文を修正しました。</p> <p>②については、ご指摘を踏まえ、法人等が満たすべきリスク・ウェイトの水準が明確化されるよう条文を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		るものと考えられる)	
98	第 65 条の 2 第 4 項第 8 号	<p>第 65 条の 2 第 4 項第 8 号のオフテイクによる契約解除には、オフテイクの解約権行使の他にも、債務者の契約不履行による契約解除など、複数の場合が契約内に規定されるのが一般的だが、この場合、自己都合による解約である前者については解約清算金の定めが設定される一方で、後者については債務者側に帰責する事由であるため解約清算金の定めがないといった事が考えられる。この場合に当該条項を充足していないと字義通り解釈されてしまう事を避けるため、あくまでも解約権行使などのオフテイク都合による解約を対象とした条件であることを明示した記載への変更、または、Q&A での明確化を求める。</p>	<p>ご指摘の点については、今後、Q&A において明確化する予定です。</p>
99	第 65 条の 2 第 5 項第 2 号	<p>第 65 条の 2 第 5 項第 2 号では、運用段階の定義のうち「長期債務が減少していること。」とあるが、次に示す根拠に基づくと、「長期債務に約弁が付されていること」と訳するのが適切ではないか。</p> <p>バーゼル合意文書では「the entity that was specifically created to finance the project has (i) a positive net cash flow that is sufficient to cover any remaining contractual obligation, and (ii) declining long term debt.」となっている。関連箇所のみを抜粋すると、”the entity has declining long term debt” であり、「Debt の declining が開始されているこ</p>	<p>プロジェクト・ファイナンスの目的とするプロジェクトの進捗において、どの時点から「長期債務の減少」が始まったと認識するかについては、必ずしも約定弁済の期日到来に限らない旨を Q&A 化する方針です。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>と」ではなく、「Debt が declining するものであること」と捉えることができる。</p> <p>言い換えれば、「一括返済型ではないこと」が求められていると考えられる。「運用段階」におけるリスク・ウェイトとして、より小さいリスク・ウェイトを充てる主旨に照らせば、例え完工済であっても債務返済が期限までなされない「一括返済」の場合を排除するという点は整合するもの。</p> <p>実務慣行上、財務完工を迎えたあと、初回の返済が開始されるまで半年程度のギャップがあるケースが多い。一方、完工直後と初回返済時とで、プロジェクトに係る信用リスクに差があるとは言えず、初回返済を迎えていなければ「運用段階」とはみなされないというルールだとすると、実務上も信用リスク管理上も適切とはいえない。</p>	
100	第 66 条第 1 項	<p>短期格付による例外の対象は、金融機関向けエクスポージャーと法人等向けエクスポージャーに限定され、第一種金融商品取引業者向け及び保険会社向けエクスポージャーは含まれないという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第 66 条を修正しました。</p>
101	第 67 条第 1 項	<p>第 67 条第 1 項について、派生商品取引については、適格中堅中小企業等向けエクスポージャーに含まれないという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
102	第 67 条第 1 項	<p>第 67 条第 1 項について、一の債務者に対するエクスポージャー額の 1 億円判定には、派生商品取引にかかるエ</p>	<p>ご指摘を踏まえ、一の債務者に対するエクスポージャー額の 1 億円判定には派生商品取引に係るエクスポージャー</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>クスポートジャーや株式を含めるという理解でよいか。国際合意では、派生商品取引にかかるクスポートジャーや株式を含めずに1億円判定することとなっており、厳しい取扱いと考えられる。</p>	<p>や株式は含めない趣旨を明確化するため、条文を修正しました。</p>
103	第 67 条第 1 項	<p>第 67 条第 1 項第 1 号の一の債務者に対するクスポートジャーの額について、第 65 条の特定貸付債権向けクスポートジャー、第 75 条の 2 の劣後債権、第 76 条の株式等、第 8 章の証券化クスポートジャーを含める必要はあるか。適格中堅中小企業等向けクスポートジャー又は適格個人向けクスポートジャーになりうるクスポートジャーとなり得ないクスポートジャーの両方が一の債務者に対してある場合の取扱いを確認したい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第 67 条第 1 項第 1 号における「一の債務者」に対するクスポートジャーの額について、債券、株式等は含める必要がないことを明確にするよう条文を修正しました。</p> <p>一方、劣後債権（債券に該当するものを除く）については、上記の額に含める必要があります。</p> <p>また、特定貸付債権向けクスポートジャーについては、その性質上、中堅中小企業等向けクスポートジャーには該当しないことから、適格中堅中小企業等向けクスポートジャーにも該当しません。</p>
104	第 67 条第 1 項	<p>第 67 条第 1 項に関して、バーゼル合意文書では、住宅ローン、デリバティブ、債券、株式は含めないという、商品による要件が明記されているが、告示案には記載されていない。この判定要件はバーゼル合意と同様のものという意図であるかを確認したい。</p> <p>(理由)</p> <p>告示の構成上の違いによるものかもしれない（例えば住宅ローンは後述されているため別物と考えられる）が、</p>	<p>住宅ローン、デリバティブ、債券、株式は 75% のリスク・ウェイトを適用できる中堅中小企業等向けクスポートジャーには該当しないため、これらについては 1 億円の合算範囲から除外できます。この点を明確化するため、条文を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		このエクスポージャーに含まれないものの明確化として商品による要件を明記することが必要と考える。	
105	第 67 条第 1 項	第 67 条第 1 以降に関して、適格中堅中小企業等向けエクスポージャーおよび適格個人向けエクスポージャーの定義は第 1 条（定義）で定義することが望ましい。	標準的手法の資産クラスの判定に係る定義については、改正前の告示同様に、基本的には第 6 章で行う方針です。
106	第 67 条第 1 項	<p>第 67 条第 1 項ただし書きで「第 79 条第 1 項に規定する方法により与信相当額を算出するものについては、この限りでない」と規定されているのは、SA-CCR または期待エクスポージャー方式を用いて派生商品取引の与信相当額を算出した与信先は、他のエクスポージャーも含めて「適格中堅中小企業等向けエクスポージャー」適用の対象外になるということの意味するのか。</p> <p>一方、国内基準行が第 79 条第 2 項の適用を受けて「カレント・エクスポージャー方式」で派生商品の与信相当額を算出した与信先については、「適格中堅中小企業等向けエクスポージャー」適用の対象になり得るという理解でよいか。</p>	<p>派生商品取引等については、適格中堅中小企業等向けエクスポージャーに該当しません。</p> <p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>
107	第 67 条第 1 項第 1 号	第 67 条第 1 項第 1 号（中堅中小・個人向けエクスポージャー）について、合算範囲に特定貸付債権・ADC 向けは含まれないとの理解でよいか。	特定貸付債権向けエクスポージャーや ADC 向けエクスポージャーに該当する場合は、中堅中小企業等向けエクスポージャーには該当し得ないことから、第 67 条の規定を受けることはできません。
108	第 67 条第 1 項第 1 号	第 67 条第 1 項第 1 号では、「一の債務者…に対するエクスポージャーのうち次条から第 69 条の 2 までに規定するものを除いた額」となっているが、第 65 条の 2、第 70	住宅ローン、デリバティブ、債券、株式は 75% のリスク・ウェイトを適用できる中堅中小企業等向けエクスポージャーには該当しないため、これらについては 1 億円の合算

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		条、第 70 条の 2、第 70 条の 3、第 70 条の 4 において規定するものは除かないという理解でよいか。	範囲から除外できます。この点を明確化するため、条文を修正しました。
109	第 67 条第 1 項第 2 号	<p>①第 67 条第 1 項第 2 号において、分子には、事業用不動産向け・その他不動産関連向けは含まれ、派生商品取引等（第 4 節・第 4 節の 2）は含まれないという理解でよいか。</p> <p>②また分母には、事業用不動産向け・その他不動産関連向けや、個人向けである派生商品取引等（第 4 節・第 4 節の 2）は含まれるのか、Q&A で明確にしてほしい。</p>	<p>①ご理解のとおりです。</p> <p>②ご指摘を踏まえ、対象が明確化されるように第 67 条第 1 項の規定を修正しました。</p>
110	第 67 条第 3 項	第 67 条第 3 項で記載されている要件は、第 1 条第 39 号の 2 で記載されているトランザクターの定義と同様か。ここで敢えて第 1 条の定義を参照せずに再度記載しているのは、何かしら定義として相違する部分があるからなのか、確認したい。	標準的手法の資産クラスの判定に係る定義については、改正前の告示同様に、基本的には第 6 章で行う方針です。
111	第 67 条第 3 項第 1 号	第 67 条第 3 項第 1 号の「特定の役務」には、いわゆるクレジット・カードのキャッシング機能は該当するか。	第 67 条第 3 項第 1 号には、いわゆるクレジット・カードのキャッシング機能は該当しないものと考えられます。
112	第 68 条等	<p>抵当権に複数の目的不動産がある場合の取扱いについて</p> <p>①一つの抵当権に複数の物件が存在し、かつそれら全てを信用供与の目的とするエクスポージャーについて、全ての物件価値を合算して LTV 算出を行ってよいか。また、それら複数の物件の所在地が異なる場合においても物件価値を合算して LTV 算出を行ってよいか。</p>	ご指摘のような取扱いについては、今後 Q&A で明確化することを予定しております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>②上記①の場合において、アパートや店舗等エクスポージャー分類が異なる物件が存在する場合は、最も保守的なエクスポージャー区分に分類することになるのか。</p> <p>③上記②の場合において、その他不動産関連エクスポージャーと賃貸不動産エクスポージャーとでは LTV 比率の水準によってどちらが保守的になるかが異なるが、LTV 比率の水準によらずいずれか一方に分類してもよいか。</p>	
113	第 68 条等	<p>それぞれ異なる根抵当権によって保全された、複数の不動産関連エクスポージャーが存在し、かつ少なくとも一つの根抵当権が他の全ての不動産関連エクスポージャーも保全している場合、全ての債権額を合算し、かつすべての物件価値を合算して、LTV 算出を行ってよいか。</p>	<p>ご指摘のような取扱いについては、今後 Q&A で明確化することを予定しております。</p>
114	第 68 条等	<p>不動産関連エクスポージャーの目的物件の根抵当権により不動産関連エクスポージャー以外の債権が保全されている場合は、不動産関連エクスポージャーの債権額のみを LTV 計算に算入することになるのか、あるいは合算して算入することになるのか。</p>	<p>LTV 比率の算出に当たっては、対象となる不動産関連エクスポージャーに限って計算することも認められます。</p>
115	第 68 条等	<p>住宅ローンの対象物件に根抵当権が設定されており、かつ当該根抵当権がカバーする同一債務者の他の債権がある場合に、LTV 比率の計算で、住宅ローンに優先的に根抵当権を充当してもよいか（標準的手法では信用リスク削減手法の効果勘案に不動産担保が認められていないことから、LTV 比率の計算で、住宅ローン以外の債権に根抵</p>	<p>ご指摘における他の債権が、住宅ローンに代表される自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当しない限りにおいては、LTV 比率の算出に当たっては、対象となる不動産関連エクスポージャーに限って計算することも認められます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		当権の保全を充当することがないため)。	
116	第 68 条等	<p>①民事信託における信託受益権も抵当権と同等と見做してよいか（受益権への質権設定および受益権者に対するモニタリングは行っていない）。</p> <p>②その場合、当該エクスポージャーを不動産関連エクスポージャーと見做し、信託不動産の物件価値を LTV に算入してよいか。</p>	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、一般に、信託受益権と抵当権は異なる概念であると考えられます。</p>
117	第 68 条等	<p>不動産関連エクスポージャーについて</p> <p>①一つの物件に複数の用途がある場合、専有床面積の占める割合が最も大きい用途を物件全体の用途としてもよいか。</p> <p>②青空駐車場等、土地のみの不動産に対するエクスポージャーは不動産関連エクスポージャーとすることは可能か。</p> <p>③一般的な賃貸借契約とは異なり、ソブリン等に土地を提供し、見返りに地料収入を得る物件（当行では借地と同等と見做している）については、不動産関連エクスポージャーに分類してもよいか（弊行における軍用地の取扱い）。</p>	<p>①一つの物件に複数の用途がある場合の具体的な取扱いについては、今後 Q&A を公表することを予定しております。</p> <p>②でご指摘のケースについて、告示に定められた要件を踏まえ、不動産関連エクスポージャーとして取り扱うことが適当と考えられます。</p> <p>③でご指摘のケースについては、告示に定められた要件を踏まえ、不動産関連エクスポージャーとして取り扱うことが適当と考えられます。</p>
118	第 68 条	<p>一般に REIT の投資対象となるような賃貸住宅を裏付資産とした不動産信託受益権の取得、運用に対して供与するローンについては、証券化ではなく不動産向けエク</p>	<p>一般に、REIT への貸付は、通常の法人向け融資と同様に、標準的手法であれば法人等向けエクスポージャーとして取り扱ってください。なお、告示 Q&A（証券化エクスポー</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>ポージャーと取り扱うことを明示すべきである。また、その場合に、そのようなローンは第 69 条にいう賃貸用不動産向けエクスポージャーと見るのか、第 70 条にいう事業用不動産と見るのか、第 70 条の 2 にいうその他不動産と見るのかを明示すべきである。</p>	<p>金融庁の考え方 ヤーQ1-3) における判定の事例については、今後、新規定を踏まえた更新を予定しております。</p>
119	第 68 条等	<p>自己居住用不動産向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー、事業用不動産関連エクスポージャー、その他不動産関連エクスポージャー、ADC 向けエクスポージャーの定義は、第 1 条（定義）で定義することが望ましい。</p>	<p>標準的手法の資産クラスの判定に係る定義については、改正前の告示同様に、基本的には第 6 章で行う方針です。</p>
120	第 68 条第 1 項	<p>自己居住用兼賃貸用不動産かつ返済原資がキャッシュ・フローに依存しない場合、自己居住用不動産向けエクスポージャーに分類されるのか。</p>	<p>返済を物件からの賃料その他の収入に依存していないと判断される一部の個人向けの住宅の取得資金については、自己居住用不動産と同様のリスク・ウェイトの適用ができるよう第 68 条を修正しています。当該要件に当てはまる場合は、自己居住用住宅ローンと同様のリスク・ウェイトの適用が可能となります。</p>
121	第 68 条第 1 項第 2 号	<p>居住用及び商業用不動産関連債権（CRE20. 69-87）では「国際合意に従って、居住用及び商業用不動産関連債権のリスク・ウェイトを規定する予定である。」、また、「返済原資が貸出金の担保物件から生じるキャッシュ・フローに著しく依存する場合」の判断基準については、Q&A で明確化する予定である。」とあったが、今回の告示案は国際合意と異なり、第 68 条で定めるリスク・ウェイトが使用できるのは債務者の自己居住目的に限られている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、返済を物件からの賃料その他の収入に依存していないと判断される一部の個人向けの住宅の取得資金については、自己居住用不動産と同様のリスク・ウェイトの適用ができるよう第 68 条を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>国際合意に自己居住目的という定めはなく、「返済資金が不動産の賃貸・販売収入に依存していない」一定の戸数以下の個人に対する居住用不動産向けエクスポージャーは、第 68 条で定めるリスク・ウェイトが使用できることとなっている。国際合意と整合的な運用とすべきである。</p>	
122	第 68 条第 3 項第 1 号	<p>第 68 条第 3 項第 1 号の「原則第一順位。LTV 次第で第二順位の場合も認められる。第三順位以下は要件充足せず」という内容について、以下を明確に示してほしい。</p> <p>①バーゼル合意では、劣後担保権についても一定の前提のもと認められる内容となっているなか、本邦ルールにおいて順位に差を設け、また、第三順位以下については一律未充足扱いとされる背景と理由は何か。</p> <p>②順位が後順位になればなるほど一般に取分額が減少する。これは LTV に反映するものと理解しているが、不動産関連エクスポージャーの適格要件として、順位の違いを反映させようとする意図は何か。</p> <p>③また、別の観点では、今回の告示案の内容に従えば、リスク・ウェイトが LTV やバーゼル合意上求められていた適格要件のみならず、担保順位によっても変わり得ることとなるが、実務対応がかなり複雑になり、多くの金融機関で対応ができないか、少なくとも 2023 年 3 月までの対応はできない、といった事態になるおそれがある。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。第三順位以下の劣後抵当権の取扱いについては、今後検討を重ねてまいります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>(第 69 条、第 70 条、第 70 条の 2 も同様)</p> <p>(理由)</p> <p>システムによっては「先順位設定額の有無により自行の担保権が第一順位であること、および自行の担保権が第二順位以下であることは把握できるものの、これ以上の設定順位を把握できない」金融機関が多くいると想定される。</p> <p>それが故に「適格性の要件」を充足しないとすると、特に賃貸用不動産向けエクスポージャーの場合、第 71 条「延滞エクスポージャー」と同じリスク・ウェイト 150% が適用され、信用リスクの実態を反映しないリスク・ウェイトとなるため。</p>	
123	第 68 条第 3 項第 3 号等	LTV 算出における物件価値の適格要件中のへ、の当該市場価値とは、実行時点の市場価値をいうのか。	第 68 条第 3 項第 3 号へにおける「当該市場価値」は、LTV 判定時点のものになります。典型的には、新築物件の取得資金の供与の場合にあっては、当該物件の販売価格が市場価格に該当します。
124	第 68 条第 3 項第 3 号	将来において見込まれる物件価値の上昇が反映されていないことについての告示の記載は、農地転用や収用等、不動産鑑定用語でいう「付加条件」にあたる事項を想定していると考えてよいか。	「将来において生じることが見込まれる物件価値の上昇が反映されていないこと」は、市況の変動に伴う地価の上昇等を想定しているものと考えられます。
125	第 68 条第 3 項第 3 号	「適格性の要件」のうちの物件価値評価について、イ「健全かつ保守的な算定基準」、ロ「手続上の独立性」などについては、もう少し明確な例示をしてほしい（例え	ご指摘の点については、今後 Q&A で具体的な考え方を示す予定です。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		ば、独立の不動産鑑定業者が運用会社の依頼に基づき作成した鑑定評価を用いて物件の評価を行うことを容認する、など)。	
126	第 68 条第 3 項第 3 号	第 68 条第 3 項第 3 号ハの「債務者の返済能力又は業績に大きく依存するものではないこと。」について、不動産ノンリコースファイナンスは適格要件を満たしていると判断できるか、確認したい。	ご指摘の要件該当性については、個別の事例において、適切にご判断ください。
127	第 68 条第 3 項第 4 号	「信用供与の期間にわたり継続的に信用リスクの監視を行うために必要な全ての情報」が不明確である。そのような情報の要件、情報の入手頻度について明示すべきである。その際、実務に対し過大な負担を生じさせる規定は避けるべきである。	信用リスクの監視を行うために必要な情報については、各金融機関が個別案件に応じて適切に判断する必要があり、一律に告示において列記することは必ずしも適切ではないと考えられます。したがって、当該条文は「必要な情報」という文言に修正のうえ、Q&Aにおいて金融機関毎に網羅的な情報管理に努める内容を明らかにしていくこととします。
128	第 68 条第 4 項	賃貸用不動産向けエクスポージャー、事業用不動産関連エクスポージャー、その他不動産関連エクスポージャーについて、LTV 比率にかかる定義が存在しないが、自己居住用不動産向けエクスポージャーにかかる LTV 比率の定義（第 68 条第 4 項）を準用するという理解でよいか。	ご指摘の趣旨を踏まえて、賃貸用不動産向けエクスポージャー、事業用不動産関連エクスポージャー、その他不動産関連エクスポージャーについて、LTV 比率の定義が明確となるよう、それぞれの条文に LTV 比率の定義を規定するよう条文を修正しました。
129	第 68 条第 4 項第 1 号	第 68 条第 4 項第 1 号ただし書きの「 <u>抵当権が第二順位である場合には、第一順位及び第二順位の抵当権を設定している者の算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーの額を標準的手法採用行の当該額に加えた額とする</u> 」の下線部箇所を「 <u>抵当権が第二順位である場合には、第一順位及び第二順位の抵当権を</u>	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>設定している自行以外の者の（以下略）」に変更してほしい。</p> <p>（理由）</p> <p>自行の抵当権が第二順位の場合に LTV 比率の貸出金の額を計算する際、現状の告示案では、自行のエクスポージャーの額が「第二順位の抵当権を設定している者」および「標準的手法採用行」として 2 回貸出金の額に計上されると読めるため。</p>	
130	第 68 条第 5 項	<p>実務上、抵当権が第二順位であることの特定が困難な場合、適格要件を満たさないものとして保守的に計算することは可能か。（第 69 条第 4 項、第 70 条第 4 項も同様）</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、第三順位以下の劣後抵当権の取扱いについては、今後検討を重ねてまいります。</p>
131	第 68 条の 2	<p>第 68 条の 2 と第 69 条の 2 はタイトルが「国内基準行の例外」とあるが、国内 IRB 行は含まれるのか。</p> <p>資産区分判定のフローチャートを作成してほしい。</p> <p>LTV の V に関し、2023 年 3 月末以前に実行したものについては 2023 年 3 月末時点の V の使用も可とのことだが、3 月期の自己資本比率実務の観点からそれ以前を基準日とした V の取得も認めてほしい（例えば 2022 年 12 月末時点を基準日とするなど）。</p>	<p>第 68 条及び第 69 条の 2 は、国内基準の標準的手法採用行のみが対象となります。国内基準の内部格付手法採用行は、内部格付手法におけるフロアの計算において標準的手法を用いることとなりますが、当該条文を適用できません。この点を明確化するため、第 68 条の 2 及び第 69 条の 2 を修正しました。</p> <p>資産区分判定のフローチャートについては、今後その必要性に照らして、作成を検討します。</p> <p>LTV の経過措置について、附則第 8 条では、必ずしも 2023 年 3 月末時点での価値の再計算を求めておらず、直近の価</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
			値の利用を許容するものです。
132	第 68 条の 2	第 68 条の 2 及び第 69 条の 2 において、自己居住用不動産向けエクスポージャーと賃貸用不動産向けエクスポージャーの国内基準行の例外が定められているが、この両者の例外を適用する場合は、必ずしも同時に行う必要はないという理解でよいか。具体的には、自己居住用不動産向けエクスポージャーには例外を適用し、賃貸用不動産向けエクスポージャーには適用しないという取扱いは許容されるのか。	ご理解のとおりです。ただし、個別の特例の適用にあたっては、各金融機関において一貫性をもって継続的に適用する必要があります。
133	第 68 条の 2	内部格付手法採用行が、第 36 条又は第 47 条（資本フロアの算出）に定める所要自己資本の下限を計算する場合において、第 68 条の 2 の例外規定が適用可能か。（第 69 条の 2 も同様）	国内基準である内部格付手法採用行は、標準的手法採用行には該当せず、当該規定を使用することはできません。本趣旨を明確化するために、第 68 条の 2 等の規定を修正しました。
134	第 68 条の 2 第 3 項	①第 68 条の 2 第 3 項により、第 68 条第 3 項（適格性の要件）が準用されるが、この場合、第 68 条第 3 項第 1 号により、「抵当権が第二順位である場合であって」も、当該自己居住用不動産向けエクスポージャーが「抵当権により完全に保全されているとき」は、「適格性の要件」を満たすことになると解釈できる。その際、第 68 条第 5 項（抵当権が第二順位である場合にリスク・ウェイトに 1.25 倍を乗じる扱い）は適用されるのか。 ②第 68 条第 5 項（抵当権が第二順位である場合にリスク・ウェイトに 1.25 倍を乗じる扱い）が適用される場合、この第 68 条第 5 項のただし書きの「LTV 比率が五十以下	第 68 条第 3 項のみを準用しており、第 5 項は準用されていません。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		である場合に・・・」という部分に係り、第 68 条第 4 項に従って「LTV 比率」を算出する必要性が生じると解釈され、大変複雑な扱いになるように思われる。(第 69 条の 2 も同様)	
135	第 69 条	国際合意に従えば、リコースローン型の賃貸用不動産向けは自己居住用のリスク・ウェイトテーブルが用いられるのではないかと。	ご指摘を踏まえ、返済を物件からの賃料その他の収入に依存しないと判断される一部の個人向けの住宅の取得資金については、自己居住用不動産と同様のリスク・ウェイトの適用ができるよう第 68 条を修正しました。
136	第 69 条	<p>「返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存」について、国際合意文書を踏まえ、以下の認識でよいか。</p> <p>①与信判断時において、例えば返済額に占める給与収入の割合が 50%を超える債務者への貸出し</p> <p>②当該銀行が一定戸数以下の不動産に対するローンしか提供していない場合</p> <p>また、第 69 条において「返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存」しない場合、国際合意文書を踏まえ、第 68 条に従うとの認識でよいか。</p>	<p>「返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存」していないかの判断については、今後 Q&A においてその考え方を明らかにする予定です。</p> <p>後段については、返済を物件からの賃料その他の収入に依存していないと判断される一部の個人向けの住宅の取得資金については、自己居住用不動産と同様のリスク・ウェイトの適用ができるよう条文を修正しており、これに該当するものは第 68 条の取扱いに従うものとなります。他方で、これに該当しない場合は、当該エクスポージャーはその債務者向けのエクスポージャー又は第 70 条の 2 に該当する場合にはその他不動産関連エクスポージャーとして取り扱われることとなります。</p>
137	第 69 条	<p>賃貸不動産向けエクスポージャーについて</p> <p>①賃貸用不動産向けかつ返済原資がキャッシュ・フローに依存しない場合、その他不動産関連エクスポージャーに分類されるのか。</p>	①返済を物件からの賃料その他の収入に依存していないと判断される一部の個人向けの住宅の取得資金については、自己居住用不動産と同様のリスク・ウェイトの適用ができるよう第 68 条を修正しました。これに該当しない

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>②無担保の賃貸用不動産（アパート）は、賃貸用不動産向けエクスポージャーにおいて、適格要件以外のエクスポージャーに分類されるのか。</p>	<p>場合、当該エクスポージャーは、その債務者向けのエクスポージャー又は第 70 条の 2 に該当する場合にはその他不動産関連エクスポージャーとして取り扱われることとなります。</p> <p>②無担保のエクスポージャーであれば、賃貸用不動産向けエクスポージャーには該当しません。なお、当該エクスポージャーについて、担保により完全に保全されている場合のリスク・ウェイトを、担保による回収実務との総合的なものとするため調整しています。</p>
138	第 69 条	<p>現行告示のパブリックコメント（平成 18 年 2 月 23 日）において、第 69 条の「返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存している」の専らとは、「他に明解な返済原資がない限り」とされていたが、今回の告示改正案においても同様の理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、返済原資が当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているか否かの判定については、今後 Q&A 等で明らかにしていく予定です。</p>
139	第 69 条第 1 項	<p>国際合意によれば、収入の 50%以上を当該物件からのキャッシュ・フローに依存している場合を、キャッシュ・フロー依存する居住用不動産向け住宅ローンとして高いリスク・ウェイトを適用する事例として挙げられている。本告示案では賃貸用不動産を担保とした貸出全般については「賃貸不動産向けエクスポージャー」として一律高いリスク・ウェイトを適用することとしており、国際合意よりも厳しい取扱いとする合理性はないのではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、返済を物件からの賃料その他の収入に依存がないと判断される一部の個人向けの住宅の取得資金については、自己居住用不動産と同様のリスク・ウェイトの適用ができるよう第 68 条を修正しました。</p>
140	第 69 条第 1 項	<p>第 69 条第 1 項について、「返済が専ら当該住宅ローンにかかる不動産からの賃料その他の収入に依存」してい</p>	<p>ご指摘を踏まえ、返済を物件からの賃料その他の収入に依存がないと判断される一部の個人向けの住宅の取得資</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>ない「賃貸用不動産向けエクスポージャー」については、中堅中小企業向けエクスポージャー等として扱うこととなり、リスク・ウェイト 75%が適用されることとなる。</p> <p>そのため、不動産担保収入以外からの収入からの返済が可能な債務者については、LTV 比率に応じたリスク・ウェイトが適用できず、合理性に欠けるのではないか。</p> <p>たとえば、LTV 比率が 50%の物件に関して、①不動産収入に依存している場合は 30%、②その他の収入からも返済可能な場合は 75%、と実態的なリスクとは異なるリスク・ウェイトが適用される。</p>	<p>金については、自己居住用不動産と同様のリスク・ウェイトの適用ができるよう第 68 条を修正しました。</p> <p>第 68 条の規定に該当しない返済原資を不動産からの賃料その他の収入に依存しないエクスポージャーについては、第 70 条の 2 において担保価値を勘案することができる場合があります。</p>
141	第 69 条第 1 項	<p>第 69 条第 1 項の「住宅ローンに係る」の記載を「住宅に係るローン」と変更してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>本記載はアパマンローン等を指していると思われるが、現行告示との平仄を取って「住宅ローン」とあえて記載しているとの理解。一方、当該記載だといわゆる商品の「住宅ローン」を指していると誤認が生じるため、修正してほしい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、住宅ローンではなく、より誤認が生じ難い「住宅の取得等」と条文を修正しました。</p>
142	第 69 条第 1 項第 2 号	<p>第 69 条第 1 項第 2 号では、エクスポージャーの要件として「住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー」に該当しないこととあるが、バーゼル合意文書においては「パラグラフ</p>	<p>現行の規制実務からの延長線という観点で、現行の不動産取得等事業向けエクスポージャーについては、担保に供する資産の種類を問わず、事業用不動産関連エクスポージャーとして定義を行いました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>74 および 75 (ADC 向けエクスポージャー) に該当しない場合」と定義されている。</p> <p>同要件は法人・個人に関わらず、賃貸に供する目的の居住用不動産の建設、取得又は増改築に係るもの (ADC を除く) と定義してよいのではないか。例えばアパマンローン等の規模によって、賃貸用不動産向けエクスポージャーか事業用不動産関連エクスポージャーかを区分するのは曖昧であり、キャッシュ・フローの源泉の種類によって区分してよいと考える。</p>	<p>賃貸用不動産向けエクスポージャーは、個人又はいわゆる不動産管理会社向けの与信が該当し、「住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者」の該当性については、各金融機関の債務者管理の考え方に照らして、適切にご判断ください。</p>
143	第 69 条第 1 項第 2 号	<p>第 69 条第 1 項第 2 号で事業者に対するエクスポージャーが対象から外されている理由は何か。</p> <p>大規模開発を伴うエクスポージャーは 70 条以降に該当すると思われるが、それ以外の法人については Q&A で明確化する方法もあると思われる。「事業法人に該当しない」という要件がそのまま告示化されると、Q&A での解釈が限定されてしまう恐れがあるため、修正してほしい。</p>	<p>大規模な不動産ノンリコースローンについては、不動産担保処分の制約も想定されるため、事業用不動産関連エクスポージャーとして整理することが適当と考えられます。こうした観点も踏まえつつ、一定規模の不動産管理会社を通じた不動産取得資金について、賃貸用不動産関連エクスポージャーと判定すべきかは、規模やリスクの観点から、各金融機関において適切にご判断ください。</p>
144	第 69 条第 1 項第 3 号	<p>国際合意の脚注 46 には「当該住宅ローンの借手の所得の 50% 超が、居住用不動産から生じるキャッシュ・フローによって稼得されている場合、著しく依存しているとみなす」旨の例示があるが、本邦においても同様の判別を行ってよいか。</p>	<p>今後、「賃料その他の収入に依存している」かの具体的な考え方は、Q&A で明確化することを予定しております。</p>
145	第 69 条の 2 第 1 項第 1 号	<p>第 69 条の 2 第 1 項第 1 号の「当該賃貸用不動産向けエクスポージャーが抵当権により完全に保全されている場</p>	<p>ご理解のとおり、LTV100%以下と同義になります。本例外規定により、国内基準の標準的手法採用行は、V の参照</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		合」と「LTV100%以下」は同義という認識でよいか。	時点について、取得時点に限らず、適切な時点に設定することができます。
146	第 70 条	<p>J-REIT が発行する投資法人債は、第 70 条に定める不動産取得等事業向けエクスポージャーに該当し、BB 格以上の場合に 100%のリスク・ウェイトが適用されているところであり、外部信用格付けに基づきリスク・ウェイトが決定することが可能な通常の不動産会社等の事業債と比較し、格付対比のリスク量が大きく算出されてしまうことから、投資法人債マーケットの拡大に対する阻害要因となっているのではないかと、投資法人債発行会社から意見を寄せられている。</p> <p>不動産投資法人債のリスク・ウェイトについては現時点では明らかでないとして理解しているが、仮に本改正により 150%になると、投資法人債に対する債券投資家の需要がさらに減退し、調達への影響が大きいと、投資法人債発行会社から懸念の声が寄せられている。</p> <p>J-REIT が保有する資産は、通常の不動産会社が所有していた資産を取得するケースも多く、また、資産の取得では J-REIT と通常の不動産会社は競争関係に立つこともある。保有している資産に着目すれば同じリスクプロファイルを持つ J-REIT と通常の不動産会社に対する与信のリスク・ウェイト評価が本規制により異なることで、資源配分に差異をもたらす可能性がある。J-REIT 投資法人債へ</p>	REIT が発行する投資法人債に代表される、不動産投資法人の負債性のエクスポージャーにつきましては、法人等向けエクスポージャーとして取り扱うことが適当と考えられます。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>の与信に関するリスク・ウェイト評価についても、通常の不動産会社との間で、規制に起因した資源配分の差異が発生しない運用を検討してもらえないか。</p>	
147	第 70 条、第 70 条の 2	<p>「事業用不動産関連エクスポージャー」(第 70 条)、「その他不動産関連エクスポージャー」(第 70 条の 2) 等について、条文中に「信用供与の目的とする不動産に抵当権その他の担保権が設定されていること」といった文言が見られるが、債権保全面において不動産に担保権を設定し貸付けを行っている状況と実質的に差異が見られない形態のエクスポージャーについても「賃貸用不動産向けエクスポージャー」、「事業用不動産関連エクスポージャー」、「その他不動産関連エクスポージャー」等として扱えることを何らかの形で示してほしい。</p> <p>主に不動産を信託財産とする信託に係る信託受益権を責任財産とする貸付債権（一般的には、係る信託受益権に対し質権を設定しますが）などを想定している。これは典型的に見られるいわゆる不動産担保のノンリコースローンの貸付形態である。</p> <p>こうした事例に限定されず、自己資本比率規制の第 1 の柱において銀行が保有するエクスポージャーをいくつかのカテゴリーに分類したうえで、個々のカテゴリーに独特のルールを設けてリスク・アセットの額を算出しようとしているのは、内包される信用リスクの性質に着目</p>	<p>ご理解のとおり、どのエクスポージャーに分類すべきかは、その実態に即して、各金融機関において適切にご判断いただくものと考えます。ただし、その場合においても、告示に定められた要件を逸脱することは認められません。なお、不動産を信託財産とする信託受益権に質権を設定しているような場合は、当該質権はその他の担保権に該当し、適格性の要件の充足状況も踏まえ、事業用不動産関連エクスポージャーとして取り扱うことも可能と考えられます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>してそれぞれのカテゴリーについて適切なリスク感応的なリスク・ウェイトまたは所要自己資本の額を求める規定を置こうとしているものであるため、どのエクスポージャーに分類すべきかについては、場合によっては、法形式や契約形態等の外形的な形態よりも、銀行が享受する利益と負担するリスクの性質や実態を踏まえ、経済的な実質を重視した判断が尊重されるべきと考える。</p>	
148	第 70 条	<p>物件の価値の評価にかかる要件(第 68 条第 3 項第 3 号)につき、銀行が承認した鑑定会社が作成した鑑定評価を用いて物件の評価を行う事例も含まれると理解してよいか、確認したい。</p> <p>改正案第 70 条第 3 項及び第 69 条第 3 項に見られる「継続的に信用リスクの監視を行うために必要な全ての情報」について、「全ての情報」が具体的に何を意味するのかについて、今後、Q&A 等で考え方を示す予定はあるか。</p>	<p>前段について、第 68 条第 3 項第 3 号に掲げる要件を満たすものであれば、第三者による評価も該当するものと考えられます。</p> <p>後段について、信用リスクの監視を行うために必要な情報は、各金融機関が個別案件に応じて適切に判断する必要があり、一律に告示において列記することは必ずしも適当ではないと考えられます。したがって、当該条文は「必要な情報」という文言に修正のうえ、今後 Q&A において金融機関毎に網羅的な情報管理に努める内容を明らかにしていくこととします。</p>
149	第 70 条	<p>第 70 条第 3 項の規定に従い、第 69 条第 3 項第 1 号ただし書を「ただし、担保権が抵当権である場合であって、当該抵当権が第二順位である場合であって、LTV 比率が 80 以下であるときは、この限りでない」と読み替えた場合、結局のところ、第 70 条第 2 項の規定に基づいて第 1 項の LTV 比率の表に 1.25 を乗じる非適格エクスポージャーは「60 超 80 以下」の場合に限られるとの理解が良い</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、第三順位以下の劣後抵当権の取扱いについては、今後検討を重ねてまいります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		か。さらに、第三順位以降の抵当権が設定されたエクスポージャーについては、シンプルに「適格性要件を満たさない事業用不動産エクスポージャー」と考えればよいか。	
150	第 70 条	事業用不動産関連かつ返済原資がキャッシュ・フローに依存しない場合、その他不動産関連エクスポージャーに分類されるのか。	事業用不動産の取得等で、かつ、返済原資が当該不動産からのキャッシュ・フローに依存しない場合、当該エクスポージャーは、その他不動産関連エクスポージャーに該当する可能性があります。ただし、告示に定める LTV や適格性の要件を満たさない場合又は当該債務者向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトが 60% よりも低い場合は、法人等向けエクスポージャー等として取り扱うこととなります。
151	第 70 条	「事業用不動産関連エクスポージャー」は、IRB における第 1 条第 46 号「事業用不動産向け貸付け」のうち、居住用不動産が目的となるもの以外という認識でよいか。	担保が居住用不動産であったとしても、「事業用不動産向け貸付け」は、事業用不動産不動産関連エクスポージャーに該当します。
152	第 70 条第 1 項	第 70 条第 1 項の「事業用不動産関連エクスポージャー」について、「次に掲げる要件の全てを満たす不動産の建設、取得又は運用を目的とした…」と記されているが、 ①（「賃貸用不動産向けエクスポージャー」とは異なり）「増改築」の場合は対象とならないのか。 ②「目的」の中に「運用」が含まれているが、ここでの「運用」とはどのような場合が該当するか。具体例を示してほしい。	①ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。 ②不動産ファイナンスを通じた、事業を営むこと全般を指します。
153	第 70 条第 2 項	標準的手法採用行がいわゆる不動産向けの ABL（例え	「いわゆる不動産向けの ABL」が、どのような形態・契

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		ば、現物の不動産や不動産信託受益権などを取得・運営する投資ビークルに対し、直接・間接に資金を貸し付ける取引) を実行した場合、その投資ビークル向けの ABL を第 70 条の 2 でいうところの「その他不動産関連エクスポージャー」などと取り扱うことは可能か。また、土地の取得、開発、建物の建築などを目的とする投資ビークルに貸付を行った場合、それらを第 70 条の 3 でいうところの ADC 向けエクスポージャーと取り扱うことは可能か。	約（担保設定の有無、優先劣後構造の状況等）の取引か必ずしも明らかではありませんが、どのエクスポージャーに分類すべきかは、その実態に即して、各金融機関において適切にご判断いただく必要があります。
154	第 70 条第 3 項	「その他の担保権が設定された」の文言については、「不動産信託受益権への質権設定」も含まれると明示すべきである。	第 70 条第 3 項の「その他の担保権」には、不動産信託受益権への質権も含まれるものと考えられます。
155	第 70 条の 2	<p>その他不動産関連エクスポージャー</p> <p>①個人向けの自己居住用目的でないかつ LTV 比率 60% 以下の住宅取得資金は、その他不動産関連エクスポージャーに分類されるのか。</p> <p>②その他不動産関連エクスポージャーの適格要件を満たさない場合、債務者のリスク・ウェイトが適用されるのか。</p> <p>③ノンリコースではないプロパーの不動産取得資金、販売用不動産（不動産業・建設業向けの与信）は、その他不動産関連エクスポージャーに分類されるのか。</p>	<p>①でご指摘のケースについては、告示に定める適格性の要件を満たす場合、その他不動産関連エクスポージャーに該当し得ると考えられます。なお、改正告示においては、自己居住用不動産等向けエクスポージャーにも該当する可能性があります。</p> <p>②について、その他不動産関連エクスポージャーの適格要件を満たさない場合は、告示に照らして、法人等向けエクスポージャー等として取り扱うこととなります。</p> <p>③については、「返済が専ら賃料その他の収入に依存しているか」を、今後 Q&A で明確化することを予定しております。</p>
156	第 70 条の 2	第 70 条の 2 の「その他不動産関連エクスポージャー」	本条項はいわゆる「できる」規定として設けられたもの

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		の要件を満たすが、「適格性要件」を充足しない場合の取扱いが曖昧。パーゼル合意文書においては、リスク・ウェイトのみ債務者のものを適用するとされているが、本邦では法人等向け、または中堅中小企業等向けおよび個人向けエクスポージャーとして取扱ってよいのか。	です。したがって、本条に基づき 60%のリスク・ウェイトを適用する場合のみ、その他不動産関連エクスポージャーとして判定した上で、3 柱告示に基づく開示等を行うことが求められます。
157	第 70 条の 2 第 1 項	第 70 条の 2 に関して、取引先のリスク・ウェイトが 60%より低い場合は、取引先のリスク・ウェイトを参照して問題ないか。	本条項はいわゆる「できる」規定として設けられたものです。したがって、ご指摘のような場合に取引先のリスク・ウェイトを参照することも認められます。
158	第 70 条の 2 第 2 項	第 70 条の 2 第 2 項について、抵当権が第二順位である場合にリスク・ウェイトを保守的に調整する（1.25 倍する）内容についての記載がないが、特に、第 68 条第 5 項の準用はせず、1.25 倍の調整は不要という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
159	第 70 条の 3	ADC 向けエクスポージャーの定義で「土地の取得、開発および建物の建築のための信用供与であって、信用供与の実行日において当該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの」とあるが、「不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいている」の具体的な充足要件を明示してほしい。	ADC 向けエクスポージャーの具体的な解釈については、今後 Q&A で明確化することを予定しております。
160	第 70 条の 4 第 1 項第 3 号	第 70 条の 3 では、「ADC エクスポージャー」は「返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの」と定義されている。一方で、第 70 条の 4 第 1 項第 3 号では、「目的とする不動産に係る事前の販売契約又は賃貸契約に基づく払込額が契約金の総額の大半に達していること」という条	融資実行時点では不確実性の高さから ADC 向けエクスポージャーとして 150%を割り当てていたもののうち、第 1 項各号の要件を満たしたことが確認された場合に、リスク・ウェイトを 100%とできる規定とご理解ください。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>件が示され、「ADC エクスポージャーであって」返済原資が確実なものについてリスク・ウェイト 100%の適用を許容するものと解釈でき、前条の「ADC 向けエクスポージャー」の基本的な要件との間で齟齬があるように感じられる。</p>	
161	第 70 条の 4 第 2 項	<p>第 70 条の 4 第 2 項中、「同条第 3 項中「第 70 条の 4 第 1 項」とあるのは、「同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「第 70 条の 4 第 1 項」と思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>
162	第 71 条第 1 項	<p>「第 56 条から前条まで（第 69 条を除く。）の規定にかかわらず」との規定は、正しくは「第 56 条から前条まで（第 68 条を除く。）の規定にかかわらず」ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>
163	第 71 条第 1 項	<p>第 71 条第 1 項について、「延滞エクスポージャー」の定義として、内部格付手法の「デフォルト」の定義が規定されている。</p> <p>「デフォルト」の事象が継続しているエクスポージャーが「延滞エクスポージャー」であり、規定されている事象が解消された場合には、「延滞エクスポージャー」には該当しないという理解でよいか。</p> <p>例えば、第 1 号の「要管理債権に該当するものと査定する事由が生じ」その事象が「継続している」場合に、延滞エクスポージャーに該当するという認識。「事象が解消し」「正常債権に復帰」した場合は、当然にして、延滞エクスポージャーには該当しないとの理解である。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、「正常債権に復帰した場合」及び「正常債権に復帰後に再び事象に該当した場合」の 2 つの状況を適切にリスク・ウェイトに反映できるよう、第 70 条第 3 項・第 4 項を追加しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
164	第 71 条第 1 項	<p>第 71 条 1 項に関して、バーゼル合意文書「信用リスクにおける標準的手法」パラグラフ 1 では、「標準的手法においては、(部分直接償却を含む) 個別貸倒引当金控除後の額をエクスポージャーとして用いるべきである。」とある。</p> <p>一方、告示案の記載では個別貸倒引当金(部分直接償却を含む) 控除前の額をエクスポージャーとするようにも読めるため、趣旨・解釈を明確にしていきたい。</p>	<p>標準的手法において、個別貸倒引当金の信用リスク・アセットの額が不要であることは、第 10 条第 2 項第 1 号イ等で規定されています。</p> <p>また、部分直接償却額についても、償却済みである点に鑑みれば、第 48 条第 1 項第 1 号の規定において、算出対象外となります。</p>
165	第 71 条第 1 項	<p>第 71 条第 1 項括弧書にて「第 69 条を除く」とあるが、バーゼル合意文書パラグラフ 93 の通りであるとすれば、本条文で除外されるのは第 68 条の自己居住用不動産向けエクスポージャーではないか。(第 72 条の「第 69 条及び前条の規定にかかわらず」も同様)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>
166	第 71 条第 2 項	<p>第 71 条第 2 項の「・・・中堅中小企業等向けエクスポージャーについては、この限りではない。」は「・・・適格中堅中小企業等向けエクスポージャーについては、この限りではない。」ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、明確化の観点から条文を修正しました。</p>
167	第 71 条第 2 項	<p>例えば、ある「個人向けエクスポージャー」が要管理債権であり、「延滞エクスポージャー」と認識される場合に、この第 2 項のただし書きにかかわらず、当該債務者に対する他の「個人向けエクスポージャー」を全て「延滞エクスポージャー」と認識する扱いは許容されるか。</p>	<p>債務者の状況に鑑み、全て延滞エクスポージャーと認識する取扱いも認められます。</p>
168	第 71 条第 2 項	<p>「ただし、」以下が、「一のエクスポージャー」にかかっているのか、「他のエクスポージャー」にかかっているの</p>	<p>ご指摘のいずれの場合も該当し得るものと考えられます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>かを明確にしてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>「『個人向け及び中堅中小企業向け』が前項各号に該当した場合、他のエクスポージャーに波及しない」という趣旨か、「他のエクスポージャーが前項各号に該当した場合、『個人向け及び中堅中小企業向け』に波及しない」という趣旨かを明確にしてほしい。</p>	
169	第 71 条第 2 項	<p>賃貸用不動産向けエクスポージャーおよびその他不動産関連エクスポージャーのうち、個人向けのものに関しても内部格付手法のデフォルト波及との整合性を考えると、延滞波及の対象外とする取扱いとなるか。</p> <p>(理由)</p> <p>リテールがデフォルト波及の対象外となる内部格付手法との整合性など確認のため。</p>	<p>第 71 条第 2 項の規定に従い、適切にご判断ください。なお、内部格付手法のリテール向けエクスポージャーと必ずしも定義を一にするものではなく、標準的手法の規定に則った対応が必要となることに留意が必要です。</p>
170	第 71 条第 2 項	<p>「個人向けエクスポージャー（自己居住用不動産向けエクスポージャー、賃貸用不動産向けエクスポージャー及びその他不動産関連エクスポージャーに該当するものを除く。）」とある一方、第 77 条の 2 では「個人向けエクスポージャー又は自己居住用不動産向けエクスポージャー」との記載があり、個人向けエクスポージャーの定義に差異があるように見受けられる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>
171	第 75 条の 2	<p>第 75 条の 2 では「第 56 条から前条までの規定にかかわらず」とされている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本条文については改正案第 75 条の 2 から改正告示第 70 条の 6 に移設し、同第 73 条における取立</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>第 73 条取立未済手形、第 74 条信用保証協会等により保証されたエクスポージャー、第 75 条株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャー、であっても第 75 条の 2 に当てはまる場合は 150% のリスク・ウェイト適用となるのか、確認したい。</p> <p>同じく個別貸倒引当金の割合によりリスク・ウェイトが 50%・100% となる延滞エクスポージャーであっても、150% のリスク・ウェイト適用となるのか。</p>	<p>未済手形、同第 74 条における信用保証協会等により保証されたエクスポージャー、同第 75 条における株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーについては、本条文の適用対象外とします。</p>
172	第 75 条の 2	<p>いわゆるコロナ禍の影響で、債務者の希望に応じてデット・デット・スワップを行い、通常の証書貸付金等を劣後ローンに転換した場合、150% のリスク・ウェイトが適用される劣後債権に該当すると扱うのか。経過措置も設けられておらず、金融機関が債務者を支援することに対しペナルティ的なリスク・ウェイトを科すことの意味は何か。「国際合意」云々の言い訳ではなく、ちゃんとした合理的理由を説明すべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、劣後債のリスク・ウェイト増加に対し 2 年間の経過措置を設けました。</p>
173	第 75 条の 2	<p>事業法人の劣後債は、ここ数年発行が増加しており、市場への影響が懸念される。株式と同様に経過措置を設けてもらえないか。そうでないと、株式と劣後債でリスク・ウェイトが逆転する可能性がある。</p> <p>(例) 2024 年 3 月末に適用開始した標準的手法採用行の</p>	<p>ご指摘を踏まえ、劣後債のリスク・ウェイト増加に対し 2 年間の経過措置を設けました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>場合</p> <p>2024年3月末時点で事業会社期限付劣後債：150%、永久劣後債：100%、株式：100%</p>	
174	第76条	<p>現行規制では自己資本比率規制のQ&Aにより、上場REITのエクイティについては、標準的手法では出資等、内部格付手法では株式等として取り扱い、私募REITについては、標準的手法ではファンド、内部格付手法では株式等として取り扱うとされているが、バーゼルⅢの最終化では、この取扱いはどうなるのか。現状のQ&Aと同様の形式で示してもらえないか。</p>	<p>上場REITのエクイティについては、標準的手法では株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャーとして取り扱うこと又はファンド内資産のルックスルーにより取り扱うこととなります。当該取扱いは私募REITも同様となります。なお、告示Q&Aにおける不動産証券化商品・ファンドの取扱い事例の新規制を踏まえた修正版の公表を今後予定しております。</p> <p>また、当該取扱いの状況につきましては、各金融機関に対し開示を求めることとしました。</p>
175	第76条	<p>ここでいう「投機的な非上場株式」は具体的にどのようなものになるのか、今後、Q&A等で判断基準が明示されるのか。いわゆるベンチャー企業や非公開企業に対する普通株式または優先株式等による投資であっても、長期的な視点での投資であり、同条第3項に記載のある「短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する」ものではないものは、「投機的な非上場株式」には当たらないとの理解でよいか、確認したい。また、ここで言う「短期的」とはどの程度の期間を指しているのか。</p> <p>同条第3項に記載のある「金融市場における相場その他の指標に係る価格変動」とは短期的な需給状況によっ</p>	<p>投機的な非上場株式の取扱いの具体的な解釈については、Q&Aにおいて今後明確化を予定しております。</p> <p>ご指摘の国内私募REIT等への出資については、ファンドや投資法人の特性を持つものなど様態も様々であり、その実態に照らして各金融機関が適切かつ一貫した方針の下で取り扱うことが求められるものとなります。</p> <p>また、仮に株式として取り扱う場合、REITの保有目的が長期的な分配金の獲得が目的であれば、リスク・ウェイト250%として差支えありません。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>て価格形成がなされ、価格が頻繁に変動することを意味しているのであって、例えば不動産の鑑定評価額によって基準価格が決定される国内私募 REIT（私募不動産投資法人の投資口）、US オープンエンドファンド（REIT の税制適格を有するもの）などは、鑑定評価額等を基に基準価格が決定され、係る価格を基にした解約・売買等の取引が行われるという価格形成がなされ、頻繁に価格が変動するものではないため、「投機的な非上場株式」には該当しないと理解でよいか、確認したい。</p> <p>「事業用不動産関連エクスポージャー」（第 70 条）として扱うべきエクスポージャーと共通の不動産または不動産信託受益権を責任財産とするエクイティ持分（匿名組合出資または優先出資持分）については、「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー」（第 76 条）に該当するとの理解でよいか、確認したい。</p> <p>株式会社の優先株式について「劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー」（第 75 条の 2）として扱うか、「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー」（第 76 条）に該当するとして扱うかの判断基準について、今後、Q&A で明らかにする予定はあるか。</p>	<p>優先株式については、一般に「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー」に該当するものと考えられますが、個別の優先株式の契約内容に照らして、適切にご判断いただく必要があります。</p>
176	第 76 条	<p>「投機的な非上場株式」の定義が不明確であり、とりわけ「短期的売買」「長期保有」の線引きが不透明である。</p>	<p>投機的な非上場株式の取扱いの具体的な解釈については、Q&A において今後明確化を予定しております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>第 76 条第 3 項第 1 号・第 2 号の規定だと、バーゼル合意第 51 項にいう “being invested for short-term resale purposes or are considered venture capital or similar investments which are subject to price volatility and are acquired in anticipation of significant future capital gains” の訳として不十分である。少なくとも俗にいう「ベンチャー・キャピタル」は「短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する」という性質のものではない。定義を再考すべきである。非上場の REIT などを含め、いわゆる投機的な所有に該当しない金融商品については、400%リスク・ウェイトの規定から明示的に除外すべきである。</p>	
177	第 76 条	<p>条文を文言どおりに解釈したら、いわゆる上場 REIT に対しては 250% のリスク・ウェイトが適用される一方、私募 REIT についてはファンドのエクイティ出資とみなすことにより、結果的に 250% よりも低いリスク・ウェイトが適用される事例が出てくると考えられる。かかるリスク・ウェイトの逆転現象が生じている理由について合理的な説明をすべきである。</p>	<p>告示 Q&A（証券化エクスポージャーQ1-3）における判定の事例については、今後、新規定を踏まえた更新を予定しております。</p>
178	第 76 条第 1 項	<p>現物資産のショート・ポジションおよび派生商品取引のショート・ポジションについて、信用リスク・アセットの計測は不要という理解でよいか。また、計測不要の場合、内部格付手法においても 2023 年 3 月末から計測不要という理解でよいか。</p>	<p>株式等のネットショートポジションについては信用リスク・アセットの計測対象とはならず、第 11 条の 3 第 4 項第 2 号等に規定のとおり、マーケット・リスク相当額の計測対象として取り扱います。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>(理由)</p> <p>現物資産のショート・ポジションおよび派生商品取引のショート・ポジションの取扱いが不明確のため。</p>	
179	第 76 条第 1 項第 2 号	<p>第 76 条第 1 項第 2 号において、前号に該当しない投資のリスク・ウェイトは 250%と定められている。子会社株式に関しても従前のリスク・ウェイト 100%から 250%に変更となる理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
180	第 76 条第 2 項第 3 号	<p>第 76 条第 2 項は現行告示第 1 条第 9 号にて定義されている内容が転記された内容であると理解。第 1 条の内容は不変でありつつ、それを参照せずに同項を記載する点に、特別な意図があるのか。</p>	<p>標準的手法の資産クラスの判定に係る定義については、従前の告示同様に、第 6 章で行う方針で規定化を行っています。</p>
181	第 76 条第 3 項第 2 号	<p>「価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益又は利益を取得することを想定する非上場株式投資」は、バーゼル合意文書と異なる書きぶり（特に「価格変動を伴い」）になっていると考えられるため、修正すべき。そのうえで、具体的にどのような場合に本号に該当するかを判定できるガイダンスを、Q&A で示してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>バーゼル合意文書では「Speculative unlisted equity exposures are defined as equity investments in unlisted companies that are invested for short-term resale purposes or are considered venture capital or similar investments which are subject to price volatility and are acquired in anticipation of</p>	<p>第 76 条第 3 項第 2 号の要件の具体的な考え方として、典型的には、IPO や再上場によるキャピタルゲインを目的とする又は期待するベンチャー・キャピタル投資やバイアウト投資が該当します。</p> <p>第 76 条第 3 項の解釈については、上記の考え方も含めて、今後 Q&A を公表する予定です。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		significant future capital gains」とあり、当該株式自身の価格変動により、将来的に多額の譲渡益を取得するような場合は、投機的な非上場株式に該当する理解であるが、「金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴う」ことは意図されていないと考えられる。	
182	第 76 条の 2 の 3	<p>新規制の TLAC 制度は以下との理解でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内 SA は、閾値内はリスク・ウェイト 150%、閾値超はリスク・ウェイト 150% ・ 国際 SA は、閾値内はリスク・ウェイト 150%、閾値超は資本控除 ・ 国内 IRB は、閾値内は PD/LGD、閾値超はリスク・ウェイト 150% ・ 国際 IRB は、閾値内は PD/LGD、閾値超は資本控除 <p>現在、リスク・ウェイト 20%のものがリスク・ウェイト 150%となると、リスク量が急上昇し市場に意図せざる不測の影響を与えうるため、引き続き一般の金融債と扱えるような適切な経過措置を講じてほしい。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、既発行分のものについては、2019 年 3 月の TLAC 規制導入時に設置した経過措置と同様のリスク・ウェイト上の取扱いが可能となる経過措置を設けています。</p>
183	第 76 条の 2 の 3	<p>対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトを 250%とする扱いに関して、第 76 条の 2 の 3 括弧内のただし書で、投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては、リスク・ウェイト 400%とされているが、「対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外</p>	<p>「投機的な非上場株式投資」に該当するか否かについては、告示条文及び今後公表を予定している Q&A に照らして適切にご判断ください。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー」の中で「投機的な非上場株式会社に対する投資に係るエクスポージャー」として、具体的にどのようなものが該当するのか。</p>	
184	第 76 条の 4 の 2	<p>標準的手法採用行が保有するその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第 76 条の 4 の 2 の改正が行われているが、内部格付手法採用行に対しても、同趣旨の改正が必要になると思われる。</p> <p>(旧告示では内部格付手法採用行については第 178 条の 4 の 2 に記載)</p> <p>(理由)</p> <p>従前は標準的手法採用行、内部格付採用行ともに 5% 基準以下保有時の特例措置があったが、片方のみなくなるのは不自然であるため。</p>	<p>第 76 条の 4 の 2 の改正は、国際統一基準行である標準的手法採用行における TLAC 債のリスク・ウェイトが 150% に引き上げられたことに伴うものです。</p> <p>内部格付手法採用行における TLAC 債の取扱いについては、国際統一基準行に対してその取扱いの改正がないため、現行のままとします。</p>
185	第 77 条の 2	<p>「通貨ミスマッチのあるエクスポージャー」については、第 67 条（適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー）及び第 68 条（自己居住用不動産向けエクスポージャー）のみが対象となることだが、第 69 条（賃貸用不動産向けエクスポージャー）等についても対象とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、第 69 条も対象となるよう、第 77 条の 2 の規定を修正しました。</p>
186	第 77 条の 2	<p>第 67 条 1 項の要件を満たさない個人向けエクスポージャーは、リスク・ウェイトを 1.5 倍にする通貨ミスマッチのあるエクスポージャーの判定対象から外してほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。100% が適用される個人向けエクスポージャーについても、通貨ミスマッチに係る規定を適用する方針とします。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
187	第 77 条の 2	<p>「ただし、当該値が 150%を超えるときは、150 パーセントとする。」の記載について、第 67 条（適格中堅中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー）及び第 68 条（自己居住用不動産向けエクスポージャー）に規定するリスク・ウェイトは最大でも 75%であり、1.5 を乗じたとしても 150%を超えないため、当該記載は不要と考えられる。もしくは、個人向けエクスポージャーが延滞エクスポージャーに該当し、個別貸倒引当金の割合が 20%以下でリスク・ウェイトが 225%（150%×1.5）となることを想定しているか。</p>	<p>賃貸用不動産向けエクスポージャーに通貨ミスマッチを適用する場合、リスク・ウェイトを 1.5 倍とすると 150%を超過する可能性があるため、上限規定を設けています。</p>
188	第 78 条	<p>本件における「オフ・バランス取引の与信相当額」の定めの変更にかかわらず、標準的手法採用行（以下「当行」という。）が、当行の預金者が他の自己資本比率規制金融機関に開設した口座（以下「他行口座」という。）から、決済代行事業者（自己資本比率規制金融機関、第一種金融商品取引業者又は保険会社以外の法人に限る。）を通じて毎月一定額を引落し、引落日の数日後に、預金者が当行に開設した口座に支払う業務を行っている場合において、他行口座から資金が引落された時点から当行が当該決済代行事業者から当該資金を受渡しを受ける時点までの、当該決済代行事業者に対するコミングリング・リスクは、当該リスク相当額についてオフ・バランスで会計処理されている場合（つまり、決済代行事業者からの未収金と預金者に対する未払金が、単なるキャッシュデリバリーとしてオン・バランスされていない場合）に限り、リスク・</p>	<p>ご指摘の事例における各金融機関、決済代行事業者、預金者の間の契約関係等、その詳細が必ずしも明らかではありませんが、オフ・バランス取引の与信相当額算出については、個別の取引の実質的内容に応じ、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきと考えられます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>アセットが零であると考えてよいか。また、この事例に限らず、オフ・バランスされているコミングリング・リスクのリスク・アセットを認識しなければならないシチュエーションがあるか。</p>	
189	第 78 条第 1 項	<p>第 78 条第 1 項において掛目 20%が適用される対象は、「船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるもの」のみであるが、これはバーゼル合意文書上（パラグラフ 83）は例示の扱いであり、バーゼル合意文書と同様、例示とする扱いに変更してほしい。</p> <p>（参考）</p> <p>83. A 20% CCF will be applied to both the issuing and confirming banks of short-term⁵⁶ self-liquidating trade letters of credit arising from the movement of goods (eg documentary credits collateralised by the underlying shipment).</p>	<p>貴重なご意見として承ります。今後、必要に応じて Q&A の作成を検討します。</p>
190	第 78 条第 3 項	<p>第 78 条第 3 項（与信額の算出を要しないオフ・バランス取引）の規定は、第 157 条第 5 項（事業法人向けエクスポージャーの EAD）に適用されるとの認識で良いか。</p>	<p>そのような取扱いも可能と考えられますが、内部格付手法においては適切に EAD 推計を行うことが求められます。</p>
191	第 78 条第 3 項	<p>「その与信相当額を算出することを要しない」の記載にかかる解釈について、次のどちらになるか、明確にしてほしい。</p> <p>①想定元本を認識しない。 ②想定元本を認識するが与信相当額は零。</p> <p>（理由）</p>	<p>第 78 条第 3 項の要件を満たすものについては、コミットメントの要件を満たさない、すなわち、想定元本自体を認識しないものとします。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		信用リスク告示案3柱における第10条第4項第2号へ(2)等の開示にも影響すると考えられるため。	
192	第78条第3項第1号	<p>第78条第3項第1号において、オフ・バランス取引の与信相当額を算出することを要しない場合の要件のひとつとして掲げられている「取引の相手方が法人等であること」の「法人等」の定義を明確化してほしい。第65条第1項の法人等向けエクスポージャーの「法人等」の定義（＝会社、組合、信託、基金その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。））と同一なのか、金融機関やソブリン等向けエクスポージャーは対象に含まれるのか否か確認したい。</p> <p>また、同一商品の信用供与枠であっても、法人と個人（個人事業主に対する事業性・与信を想定）で取扱いが異なるのは不相当と考えるため、取引の相手方を法人等に限定せず、個人もこれに含め、与信相当額の算出を不要としてほしい。</p>	<p>「法人等」については、第65条第1項で定義しています。</p> <p>第78条第3項第1号の例外については、法人等が対象となり、個人事業主に対する場合も含まれますが、資金使途が事業性資金である場合に限定されます。したがって、一般的な消費性資金に該当する個人向けのカードローンやクレジット・カードはこれに該当しないことに留意が必要です。このことを明確化するため、事業性・与信に限定して適用する趣旨について、条文を修正しました。</p>
193	第78条第3項第1号	<p>第78条第3項第1号において、以下のエクスポージャーに含まれる法人等は適用除外となるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸用不動産向けエクスポージャー ・ 事業用不動産関連エクスポージャー ・ その他不動産関連エクスポージャー ・ ADC向けエクスポージャー <p>(理由)</p>	<p>第78条第3項第1号では、カウンターパーティが法人等であることが要件であるため、エクスポージャーの分類に囚われません。列挙されたものの相手方が法人等であれば、要件に該当する可能性があります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>パーゼル合意文書にて「継続的に綿密に監視している」という記載があり、同エクスポージャーにおいても該当する法人等の存在が発生しうると考えるため。</p>	
194	第 78 条第 3 項第 2 号	<p>「手数料、利息その他これらに類する経費を受領していないこと」は、取引の契約の締結および維持に対してのみかかっており、信用供与枠内での引出しに対してはかかっていないという理解でよいか。</p>	<p>「手数料」とは、信用供与枠の維持に係る経費等を意味するものです。今後、必要に応じて、Q&A による明確化を検討します。</p>
195	第 79 条第 1 項	<p>現行および改正案第 79 条の SA-CCR で認められている、原契約期間が 5 営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額の算出対象外について、SA-CVA も BA-CVA についても算出対象外であることを告示または告示 Q&A で明記してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>CVA リスク・アセットにおける外国為替関連取引の算出対象を規定する同条項の適用範囲に解釈の余地があり、解釈によっては、外国為替関連取引の信用リスク・アセットと CVA リスク・アセットの算出対象に意図しない差分が生じる可能性があるため。</p>	<p>CVA リスクに係る新規制において、第 270 条の 3 の 3 第 2 項に基づき SA-CCR 又は期待エクスポージャー方式により算出される EAD を用いる場合には、それぞれ第 79 条の 2 第 1 項又は第 79 条の 3 第 1 項の規定によることとされています。したがって、SA-CCR 又は期待エクスポージャー方式において算出対象から除くことができるとされている原契約期間が 5 営業日以内の外国為替関連取引の取扱い（第 79 条第 1 項ただし書）は、BA-CVA における EAD の算出方法として SA-CCR 又は期待エクスポージャー方式を用いる場合には適用することができると考えられます。</p>
196	第 79 条第 7 項	<p>第 79 条第 7 項の内容については、国際合意にも見られないものと思われるが、設けられた背景や内容の詳細について、詳細な説明を求める。</p> <p>財務会計において認識された CVA の額は別途計算されており、ネットィング・セットごとの CVA の額を把握し、</p>	<p>本規定は国際合意と整合的に、与信相当額の算出において、CVA の額を控除することを明確化したものです。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>リスク・アセット算定におけるネットィング・セット毎の与信相当額に反映することは、実務上負荷が大きいと考えられる。</p> <p>もし設ける理由がある場合においても、今からシステム開発等に反映させる難易度が高い等の事情がある場合においては、対応不要の余地を残すため、「できる」規定としてほしい。（「できる」規定としても、保守性は確保されると思われる）</p>	
197	第 79 条の 3 の 3 第 8 号	<p>第 79 条の 3 の 3 第 8 号は、バーゼルフレームワーク GRE53.36“The distribution of exposures generated by the internal model used to calculate effective EPE must be closely integrated into the day-to-day CCR management process of the bank. For example, the bank could use the peak exposure from the distributions for counterparty credit limits or expected positive exposure for its internal allocation of capital. (後略)”に対応しているとの理解だが、「(前略) 通常のリスク管理手続に密接に組み込まれており、かつ、銀行の信用供与枠の管理に利用されていること。」の記載について、削除するか、「(前略)、銀行の信用供与の管理に利用されている等、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。」といった表現にしてほしい。</p>	<p>期待エクスポージャー計測モデル及びリスク指標（以下本欄において「モデル等」という。）が信用供与枠の管理に利用されていることとは、「取引実行時の取引判断から取引実行後の取引管理・資本管理に至る一連のプロセス」（コメントから抜粋）において、モデル等がいわゆるリミット管理を含む信用リスク管理の枠組みに活用されていることを意図しており、「信用供与枠を取引先との契約において設定すること」（コメントから抜粋）のみを指すわけではないと考えられます。現行告示において同一の文言が既に用いられていることも踏まえ、明確化の観点から告示を修正しました。</p> <p>なお、ご提示頂いた複数の実務慣行（「派生商品取引はオフ・バランス取引と異なり、信用供与枠を取引先との契約において設定することは稀」、「当該取引の与信相当額については、一定の保守性を加味した簡易的な計測モデルによ</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>また、派生商品取引はオフ・バランス取引と異なり、信用供与枠を取引先との契約において設定することは稀であり、趣旨の明確化のため、「信用供与枠の管理」ではなく、「信用供与の管理」と記載してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>CRE53.36では、期待エクスポージャー計測モデルおよびリスク指標が銀行の信用供与の管理に利用されることは、例示として挙げられていると認識。銀行の信用供与の管理は、取引実行時の取引判断から取引実行後の取引管理・資本管理に至る一連のプロセスとして実施しているが、取引実行時の取引判断においては、ネットティング・セット全体ではなく、実行予定の取引毎に与信相当額の算出を行う必要があり、実務上の即応性の観点から、当該取引の与信相当額については、一定の保守性を加味した簡易的な計測モデルにより算出を行う場合がある。</p> <p>また、中央清算機関との担保契約付き取引が中心となるエンティティなど、信用リスクが限定的なエンティティにおいては、信用供与の管理を同様の簡易的な計測モデルにより実施する場合もある。かかる処理が認められない場合には実務影響が大きいことから、CRE53.36と同様に、削除するかまたは例示に留めてほしい。</p>	<p>り算出を行う場合」、及び「中央清算機関との担保契約付き取引が中心となるエンティティなど、信用リスクが限定的なエンティティにおいては、信用供与の管理を同様の簡易的な計測モデルにより実施する場合」：コメントから抜粋）については、期待エクスポージャー方式における取扱いとして妥当かは個別に判断されるべきことであるため、必ずしも本回答をもってかかる方法が許容されるわけではない点にご留意ください。</p>
198	第83条の2	<p>現行告示にはない記載であるが、第83の2を追加された意図は何か。また、信用リスク削減手法を用いる場合に</p>	<p>信用リスク削減手法を用いる場合に発生しうるリスクとして、例えば担保管理のオペレーションに係るオペリス</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		発生しうるリスク、およびそれに対してどういう対応が想定されるのか、Q&A で例示してほしい。	<p>クや法的有効性に係るリーガルリスク等が想定されます。</p> <p>これらのリスクに対して適切な対応を金融機関が講ずるべきであると考えられることから条文を追加しました。</p> <p>信用リスク削減手法を用いる金融機関は、同手法を用いることに伴うリスクを特定し、適切に管理していくことが求められます。</p>
199	第 85 条の 2	第 78 条第 1 項第 7 号に関連し、第 85 条の 2 は有価証券に言及した記載になっているが、現金についてはリスク・ウェイトが 0%であることを踏まえ、取引の相手方に対する信用リスク・アセット額を算出するのみと理解してよいか。	第 78 条第 1 項第 7 号も踏まえ、適切なリスク・アセット計算を求める規定です。差入担保が現金である場合は、当該現金部分のリスク・アセット額が 0 となるため、ご理解のとおりです。
200	第 85 条の 2	第 85 条の 2 を追加した意図は何か。	証券金融取引に係るリスク・アセット計算について、適切な取扱いを改めて明記したものです。
201	第 89 条第 1 項第 4 号	第 84 条第 1 項第 4 号の「3 の 3-3」という記載は「3 の 2-3」ではないか。	金融機関向けエクスポージャーに係る信用リスク区分の規定自体を修正しています。
202	第 90 条の 2 第 1 項	第 90 条の 2 第 1 項を新設した主旨・背景とともに、どういった取引を想定されているのか示してほしい。	通常の適格金融資産担保の勘案と異なる枠組みで、適切にリスクを捕捉すべきものについて、その取扱いを明確化したものです。
203	第 100 条第 2 項第 1 号	第 100 条第 2 項第 1 号の「その他資本市場取引」の後に「のうち、担保調整に服しているもの」は必要ないか。	「当該その他資本市場取引」におけるその他資本市場取引とは、その他資本市場取引のうち、担保調整に服しているものを指します。
204	第 104 条第 1 項	N は「ネットティング・セットに含まれる証券の数 (Es がネットティング・セット内の最大の Es の値の 10 パーセント未満の証券は、N の数に含めない)」と定義されているが、この「証券の数」について、詳細に Q&A 等で示してほ	今後、Q&A で明確化する予定です。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>しい（例えば、銘柄数か明細数か、グロスかネットか等）。また、Es についても「証券ごとのネット・ポジションの時価の絶対値」とあるが、こちらも N と同様に計測単位等につき、Q&A 等でより明確化してほしい。</p>	
205	第 105 条等	<p>最低ヘアカットの導入時期に関する国際協調をお願いしたい。</p> <p>規制の対象となる金融機関がノンバンク等を相手方として国債以外の証券を担保とする非清算集中の証券金融取引を行う場合、最低ヘアカット率を満たさない場合には、無担保取引として扱われることが求められるが、以下の理由により、本邦における適用時期とされる 2023 年 3 月につき、考慮してほしい。</p> <p>①公平性のある取引市場の確保</p> <p>主要海外当局において、規制形態や適用時期が未定である中、本邦のみ先行適用となった場合、主に本邦市場参加者のみ制約要件が課されることになり、公平な取引市場が確保できなくなる可能性がある。</p> <p>(参考)</p> <p>FSB 方針：資本規制の場合は 2023 年 1 月 市場規制の場合は 2025 年 1 月</p> <p>欧州：未定。なお欧州委員会は、21 年 10 月 27 日実施の CRR3 市中協議において「(1) European Banking Authority</p>	<p>海外主要法域の動向等を踏まえ、第 6 章第 5 節第三款第 7 目の規定を当分の間適用しないものとしています。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>(EBA：欧州銀行監督局)は、The European Securities and Markets Authority (ESMA、欧州証券市場監督局)と連携のうえ 26 年 1 月 (施行日の 12 ヶ月後)を期限として本規制の妥当性につき再検討を行う。(2) 欧州委員会は、本検討その他 FSB 提言等も踏まえ妥当である場合、27 年 1 月 (施行日の 24 ヶ月後)を期限として、欧州議会及び欧州理事会に対し法案を提出する。」旨の案を提示。従って、本規制が法制化されとしても相当の時間を要すると考えられる</p> <p>英国：未定 (市場規制となる可能性もあり)</p> <p>米国：未定</p> <p>②市場参加者による適用除外要件充足のための準備期間の確保</p> <p>本規制主旨「金融システム外での過度なファイナンスによるレバレッジ上昇の抑制」に必ずしも沿わないと思われる一部証券貸借取引については適用除外とする緩和措置が取られているが、FSB が提言する適用除外の要件充足を示すための作業は極めて煩雑なものであり、クロス・ボーダーも含めた市場参加者間での契約締結及び改訂、加えて各社内体制の整備含め相当な時間を要すると考えられる。</p>	
206	第 105 条第 1 項第 1 号	<p>第 105 条第 1 項第 1 号の対象となる取引は、現金を差し入れ、有価証券を受け入れる、いわゆるリバースレポという理解でよいか。(第 107 条第 1 項第 1 号も同様)</p>	<p>ご理解のとおりです。典型的な取引として、リバースレポを指します。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
207	第 105 条第 1 項第 2 号	<p>「証券の貸借取引」の定義を明確化してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>現行告示上では、「レポ形式の取引」の定義を以下の通り定めている。</p> <p>「担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう」</p> <p>本号の「証券の貸借取引」については、担保付で行わない証券貸付、すなわち、無担保貸付等を指していると考えてよいか。</p> <p>「証券の貸借取引」が、レポ形式の取引とは別であるかどうか確認したい。</p>	<p>本条文は、典型的には流動性の低い担保を受け入れ、流動性の高い証券を差し入れる取引(コラテラルアップグレード取引)を指します。現金を担保として差し入れる取引は、第 105 条第 1 項第 1 号に該当するため、括弧書きで除外しています。</p> <p>また、無担保取引については、本規定の対象外です。</p>
208	第 105 条第 1 項第 3 号	<p>第 105 条第 1 項第 3 号の「適格金融資産担保付取引(取引の相手方が借り入れた金銭を用いて購入する有価証券を・・・(中略))」について、カッコ内に記載しているのは、以下の例のような考え方で相違ないか。本号カッコ内の内容は個別具体的であるが、現行告示第 84 条の定義との関連性が不明瞭であるため、明確にしてほしい。</p> <p>例)</p> <p>A が、B とリバースレポ取引を行うケースを考える (A は B に現金を、B は A に有価証券を差入)。</p> <p>B は、別の C から借入れを行い、その借入金で有価証</p>	<p>取引の相手方が金銭を借り入れる主体は、自己資本比率の計測対象となる金融機関である旨を明確化しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>券を購入。B は、購入した有価証券を A に担保として供する。</p> <p>(参考)</p> <p>現行告示第 84 条では、「適格金融資産担保付取引」について以下のとおり定義されている。</p> <p>「エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいう」</p>	
209	第 107 条第 2 項	<p>①ボラティリティ調整率の標準的下限の表中に「当該証券の発行体が中央政府等以外であって、かつ、当該証券が証券化エクスポージャー以外である場合」とあるが、ここでいう「中央政府等」のなかには、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構および我が国の政府関係機関も含まれるという理解でよいか。</p> <p>②この表中に記載されている「中央政府等」が、第 94 条第 1 項第 1 号の表の注記にある「特定の発行体」の定義と同一のものか。</p>	<p>第 94 条第 1 項第 1 号で、中央政府等を以下のように定義しています。したがって、ご指摘の「我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構および我が国の政府関係機関」はこれに含まれません。</p> <p>中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行</p>
210	第 146 条	<p>第 146 条では、今回の改正で合理的な理由がある場合は、金融庁長官の承認を得たときに限り、次の各号に掲げる資産区分に対して標準的手法を適用することができるとする一方で、第 148 条では重要でない事業単位又は資産区分に対してのみ標準的手法を適用できるとしている。第 148 条により標準的手法とすることができない資</p>	<p>「内部格付手法が適さないと判断されるアセット・クラス」の判断の詳細は、今後 Q&A で具体化することを予定しております。また、新規定を踏まえ、適用除外の取扱いの Q&A を更新することも予定しております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		産区分に対して、合理的理由があれば、第 146 条により標準的手法の適用が認められることはあるのか。	
211	第 146 条第 2 項	第 146 条第 2 項について、「内部格付手法が適さないと判断される」アセット・クラスに対しては、金融機関の整備状況にかかわらず、標準的手法の適用が強制されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
212	第 146 条第 2 項	第 146 条第 2 項について、アセット・クラスの区分として、事業法人向けエクスポージャーから「購入債権」を除くこととされているが、ソブリン向け、金融機関等向け、居住用不動産向け等のアセット・クラスからも「購入債権」は除くことが妥当と考えられる。	ご指摘を踏まえ、事業法人向けエクスポージャー以外からも購入債権を除く趣旨を明確化するため、条文を修正しました。
213	第 146 条第 2 項	第 146 条第 2 項について、例えば、「ソブリン向けエクスポージャー」への適用が認められない一方、「購入事業法人等向けエクスポージャー」への適用が許容されている場合、「購入事業法人等向けエクスポージャー」に含まれている「ソブリン向けエクスポージャー」に準ずるエクスポージャーは内部格付手法の適用が強制されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
214	第 147 条第 2 項第 1 号	第 147 条第 2 項第 1 号における連結売上高の判定基準（当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法採用行が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高であって、直近 3 年間の平均値又は 3 年ごとに更新される直近の値）について、以下のとおり修正を求める。	今後、Q&A で明確化する予定です。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>①当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法採用行が同一のグループに属するものとして管理している場合：いずれかの場合のみを用いて判定する形としてほしい。（例えば、連結財務諸表を作成している場合にのみ判定）</p> <p>②直近 3 年間の平均値又は 3 年ごとに更新される直近の値：いずれかの数値を超えたかどうかで判定するのではなく、いずれかの数値を用いて判定することができる形としてほしい。</p> <p>（理由）</p> <p>①2つの基準で同時に判定を行うことは、実務負荷（システム等）が非常に大きい中、1つの基準での判定も適切なリスク管理がなされる認識のため。</p> <p>②現状の告示案ではA-IRBの適用対象外を判定する際、直近 3 年間の平均値と 3 年ごとに更新される直近の値のいずれか一方が 500 億円を超えたかどうかで判定する必要があるようにも読める。バーゼル合意文書ではいずれかの数値を用いて判定する趣旨だと理解している。例えば、バーゼル合意文書どおり、売上高の定義と数値の基準は、別章として記載してはどうか。</p> <p>（参考）</p>	

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>Internal ratings-based approach for credit risk パラグラフ 34</p> <p>34. For exposures to equities, defined in paragraph 26 above, the IRB approaches are not permitted (see paragraph 42). In addition, the A-IRB approach cannot be used for the following:</p> <p>(i) Exposures to general corporates belonging to a group with total consolidated annual revenues greater than €500m.</p> <p>(ii) Exposures in the bank asset class (paragraph 20), and other securities firms and financial institutions (including insurance companies and any other financial institutions in the corporate asset class).</p> <p>In making the assessment above for the revenue threshold, the amounts must be as reported in the audited financial statements of the corporates or, for corporates that are part of consolidated groups, their consolidated groups (according to the accounting standard applicable to the ultimate parent of the consolidated group).</p> <p>The figures must be based on the average amounts calculated over the prior three years, or on the latest amounts updated every three years by the bank.</p>	

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
215	第147条第2項第2号	<p>第147条第2項第2号口「非規制金融機関等」の定義「<u>金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者</u>」と、第1条第37の2号口「非規制金融機関」の定義「<u>金融業、保険業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者</u>」について、下線部箇所が対象とする者に差異が存在するののか。</p>	<p>第1条第37号の2の記載が正確であるため、第147条第2項第2号を「金融業、保険業その他これらに類する業種に属する事業を主たる事業として営む者」と修正しました。</p>
216	第148条	<p>銀行業を営まない子会社の立替金や売掛金といった短期のオン・バランス資産は、銀行本体の主業務である貸付や債券と性質を異にするもので、告示の内部格付手法に基づくPD/LGDの管理が過度であり、定量基準にかかわらず、(2%、10%を満たさなかったとしても)例えば金融庁長官の承認を得た場合などの条件を付ける形でSAの使用を認めてほしい。</p> <p>銀行が主軸でない企業グループも国内では増えてきており、定量基準は国際合意ではなく国内独自のルールと思われるので、柔軟性をもたせることはできないか。</p>	<p>内部格付手法採用行は、原則として、全てのエクスポージャーに対して内部格付手法の適用が必要です。</p> <p>ただし、内部格付手法が適さないと判断されるアセット・クラスに対しては、内部格付手法を適用できません。詳細は、今後Q&Aで具体化することを予定しております。</p>
217	第148条	<p>第148条第1号、第2号に従うと、個々の「アセット・クラス」毎に、標準的手法を適用している一の事業単位のリスク・アセットが全体の2%を超えているか、標準的手法を適用しているリスク・アセットが全体の10%を超えている場合、当該アセット・クラスについては、それら基準を超えている限り、内部格付手法を目指すものという内容になっている。アセット・クラスの定義が、内部格付手法と標準的手法とで一致していないものが有る認識だ</p>	<p>今後、Q&Aで明確化する予定です。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		が、どのようなアセット・クラス区分で、標準的手法適用の割合を判定すればよいか。	
218	第 148 条	第 148 条第 1 号では、適用除外に関してはアセット・クラスにおける定量基準により判定することになったが、第 2 号に記載がある通り、現行と同じく事業単位での適用除外も認められるという認識でよいか。	エンティティ単位で計算することも認められます。内部格付手法適用制限となり、標準的手法を適用しているアセット・クラスやエクスポージャーが存在する場合は、当該範囲を除いて、判定を行うこととなります。
219	第 148 条第 1 号	<p>第 148 条第 1 号の基準の充足は以下に列挙する①～⑨の各アセット・クラス別にそれぞれ判定するのか、それとも IRB を適用する全アセット・クラスの合計ベース（①～⑨の合計）で判定するのか、確認したい。</p> <p>① ソブリン向けエクスポージャー ② 金融機関等向けエクスポージャー ③ 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び購入債権を除く。） ④ 特定貸付債権 ⑤ 購入事業法人等向けエクスポージャー ⑥ 居住用不動産向けエクスポージャー ⑦ 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー ⑧ その他リテール向けエクスポージャー ⑨ 購入リテール向けエクスポージャー</p> <p>また、趣旨明確化のため、Q&A で具体例を例示してほしい。</p>	<p>今後、公表予定の Q&A をご参照ください。</p> <p>原則としてはアセット・クラス内での重要性の判定が求められるものの、手続きの煩雑さを踏まえ、内部格付手法が適用されるアセット・クラス全体の合計額について、定量基準の判定を行うことは許容されます。仮に、全てのアセット・クラスに内部格付手法を適用する場合には、エンティティ毎に定量基準を判定することが認められます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>(理由)</p> <p>実務への影響が大きく、趣旨および具体的な算定手順を確認したい。</p> <p>バーゼル合意文書では 10%や 2%という明確な数値基準が定められておらず、本邦現行告示で定められている 10%、2%の数値基準をスライドさせたものと見受けられる。バーゼルⅡに基づいた現行ルールにおいては、アセット・クラス毎での重要性の判断までは求められておらず、全体ベースで 2%や 10%の基準抵触状況の算定が可能であった。今回の規制変更により、本邦において、仮に「アセット・クラス毎」に 2%、10%の基準により重要性の判断をすることが求められるのだとすると、各行ともその割合を算出するという実務対応が膨大になるため、対応については慎重に検討してほしい。また、アセット・クラス毎だとすると、全体に対して設けていた 2%、10%という基準が適切かどうか、慎重に判断してほしい。</p>	
220	第 148 条第 2 号	<p>第 148 条第 2 号において、「アセット・クラス」と「資産区分」の使い分けの趣旨は何か。</p>	<p>資産区分は、「同一の事業単位において保有する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー」をいいます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
			<p>一方で、アセット・クラスは、事業単位に限らず、自己資本比率の計測の対象になっている金融機関において、内部格付手法適用制限を判定するための単位となります。</p> <p>アセット・クラス単位で内部格付手法利用制限を判定することから、こうした使い分けには意義があるものと考えられます。</p>
221	第 151 条第 1、2 項	第 151 条第 1 項及び第 2 項において、一般貸倒引当金の総額より、証券化エクスポージャーにかかるものが除かれることとなった経緯は何か。	証券化エクスポージャーは、内部格付手法準拠方式でも、分母で EL（期待損失）を勘案することから、標準的手法と同様の考え方で分子において引当金を勘案することが適切と考えられるため、改正したものです。
222	第 154 条第 2 項	第 154 条第 2 項以降に関して、第 147 条第 2 項に掲げるエクスポージャーに該当する事業法人等向けエクスポージャーについては、第 154 条第 1 項に定める通り「信用リスク・アセットの額の算式、PD 及び LGD を適用することができる」ものと理解してよいか。	第 154 条第 2 項は「できる」規定であり、第 1 項を適用し、第 2 項を適用しないとすることも可能です。
223	第 156 条第 8 項	第 156 条第 8 項では、LGD フロア計算式で、Es の計算には通貨ミスマッチを考慮するが、満期ミスマッチは考慮しないとの理解でよいか。 (第 164 条第 3 項も同様)	ご理解のとおりです。なお、マチュリティミスマッチの取扱いについては、今後検討を重ねてまいります。
224	第 156 条第 8、9 項	特定貸付債権に係る LGD フロアの計算方法は、一般の事業法人の場合と同様と理解している。また、保全部分の担保の考え方は、FIRB の適格担保と同様と理解している。 第 1 条第 54 号は現行告示から変更ないが、同号ハで	ご理解のとおり、IPRE の LGD フロアの計算において適格不動産担保は勘案できず、無担保の LGD25%が適用されることとなります。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		「被担保債権が事業用不動産向け貸付けに該当しないこと」が適格不動産担保の要件として示されている。これを踏まえると、PD/LGD方式を採用するIPREのLGDフロアについては、適格不動産担保を有しない扱いで、フロア値25%（無担保）が適用されることを想定しているのか。	
225	第157条第2項第1号	告示案では、EADで信用リスク削減手法を勘案できる対象がレポ形式の取引等とされているが、国際合意では従来同様に法的に有効な相対ネットリングを対象としているとの認識である。本邦ではより広い範囲で適用可能となるのか確認したい。なおシステム開発の観点からは、従来同様である方が、負担が少ないと考えている。	ご指摘の点については、規定振りの適正化を行うものであり、信用リスク削減手法を勘案できる範囲を従前から変更するものではありません。
226	第158条第3項第3、4号	第158条第3項第3号、第4号では、現行比、記載内容の修正（追加）が見受けられるが、マチュリティ1年の適用除外となる「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するもの」の範囲が拡大されるということか。 現行告示Q&A第158条-Q2において、「また、対応する個々の商取引が同一国内で行われる場合も、上記と同様の性質を有するものであれば該当しうると考えられます。」とあり、この「同一国内取引」を明示（例示）したものであるという理解でよいか。	現行告示Q&A第158条-Q2に係る内容を告示上でも担保するため、設けた規定です。どのような取引がマチュリティ1年の適用除外となるかについては、引き続き同Q&Aを参考に適切に判断いただく必要があることに留意ください。 後段については、同Q&Aのまた書き以降の記載を明確化するものではありませんが、現時点で同Q&Aの修正の予定はありません。
227	第163条第2項第1号	トランザクターに対する適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーのインプットフロアは0.05%であり、トランザクター以外に対する適格リボルビング型リ	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>テール向けエクスポージャーのインプットフロアが0.1%ではないか。そのため、号を追加するか第1号をトランザクター以外とする必要がある。</p>	
228	第163条第2項第1号	<p>標準的手法では、第67条第3項にて「トランザクター」としてリスク・ウェイト45%を適用する取扱いを「できる規定」と規定しており、以下①②が「トランザクター以外」として保守的な扱いとなるかと思われる。</p> <p>①トランザクターではないと判定できるもの、②トランザクターと判定できないもの</p> <p>第163条第2項において、内部格付手法採用行におけるPDのインプットフロアについても、同条と同様、①②については保守的に0.1%を適用することができるという認識でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>判定が必須となると情報の収集や整備などにより相当な負担となるため。</p>	<p>各金融機関の内部管理の整合性も踏まえて、全てをトランザクターに対する適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー以外として取り扱うことも認められます。</p>
229	第165条	<p>現行告示第165条第1項に記載されていた信用リスク削減手法（自行預金との相殺）が改正後の第7項として分離されたことと併せて、第6項で「EADの推計において貸出金と自行預金との相殺の効果を勘案することができる」とされているが、文章表現の変更のみであり、現行の取扱いを変更する意図はないと理解してよいか。</p>	<p>貸出金と自行預金の相殺に係る内部格付手法採用行の取扱いについて、異なるものではありません。なお、規定の趣旨の明確化の観点で、第83条（法的有効性の確認）を準用する条文を加えています。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>(理由)</p> <p>推計方法の見直しを要する可能性があるため。</p>	
230	第 165 条第 2 項	<p>「リボルビング型の信用供与に該当しない場合にあつては当該未引出額に第 78 条第 1 項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の種類一から六までに応じた掛目を乗じた額とする。」とあるが、バーゼル合意文書 IRB パラグラフ 125 の主旨からすれば、掛目に当局設定値を用いるケースは「他のオフ・バランスシート項目（非リボルビング型）、かつ（and）自行推計値の最低要件を充足していない」場合に限定されている。自行推計値が最低要件を満たしている場合は、自行推計値の利用は許容されていると理解しており、非リボルビング型の場合についても自行推計値の利用は認められるべきであるとする。</p> <p>(参考)</p> <p>125. On-balance sheet netting of loans and deposits of a bank to or from a retail customer will be permitted subject to the same conditions outlined in paragraph 190 of the standardised approach. Banks must use their own estimates of EAD for undrawn revolving commitments to extend credit, purchase assets or issue credit substitutes provided the exposure is not subject to a CCF of 100% in the standardised approach (see paragraph 79 of the standardised approach) and the minimum requirements</p>	<p>リボルビング型でない場合、追加的な引出しという観点での EAD 推計に困難が伴うと考えられますので、一律に当局設定値を用いることが望ましい対応と考えられます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		in paragraphs 241 to 251 are satisfied. <u>Foundation approach CCFs must be used for all other off-balance sheet items (for example, undrawn non-revolving commitments), and must be used where the minimum requirements for own estimates of EAD are not met.</u>	
231	第 166 条	現行告示第 166 条 6 項の規定が削除されているが、現物資産および派生商品取引のショート・ポジションについては、信用リスク・アセットが算出不要になるとの理解でよいか。	株式等のネットショートポジションについては信用リスク・アセットの計測対象とはならず、第 11 条の 3 第 4 項第 2 号等に規定のとおり、マーケット・リスク相当額の計測対象として取り扱います。
232	第 174 条	リース取引については、内部格付手法のセクションに記載されており、標準的手法においては、各種取扱いについては適用されないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。標準的手法の枠組みの中で、適切に資本賦課を計測してください。
233	第 178 条の 4 の 2 第 2 項	標準的手法に係る第 76 条の 4 の 2 第 2 項においては、その他外部 TLAC 関連調達手段が基準額に関係なくリスク・ウェイト 150%になることが示されている。内部格付手法においては、第 178 条 4 の 2 第 2 項に変更がないことから、引き続きその他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5%基準額の算出を行い、5%基準額を上回らない部分は金融機関向けエクスポージャーとして扱うことでよいか。	ご理解のとおりです。
234	第 178 条の 4 の 2 第 3 項	標準的手法に係る第 76 条の 4 の 2 第 3 項は、「第 63 条に定めるところによる」から、「リスク・ウェイト 150%とする」に変更されている。内部格付手法においては、第 178 条 4 の 2 第 3 項に変更がないことから、引き続き「第 153 条から前条までに定めるところによる」との扱いでよ	ご理解のとおりです。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		いか。	
235	第 192 条第 3 項	<p>第 192 条第 3 項について、カウンターパーティリスクの EAD 算出方法にかかわらず、「個別誤方向リスク」が特定された場合にネットティング・セットから除外することが必要との理解でよいか。</p> <p>国際合意では期待エクスポージャー方式を用いている場合に限定されている一方で、本邦では SA-CCR 使用時にも勘案することが必要ということか。</p> <p>第 79 条の 3 第 9 項と重複的な取扱いは不要という理解でよいか。</p>	<p>個別誤方向リスクの特定については、期待エクスポージャー方式の承認を受けている金融機関のみに求められるものとなります。本趣旨を踏まえ、条文を修正しました。</p>
236	第 213 条第 1 項	<p>第 213 条第 1 項、第 214 条第 2 項第 3 号で PD 推計は件数平均に基づくことが明確化されたが、第 232 条に最低要件の定めがある、購入事業法人等向けエクスポージャー（トップ・ダウン・アプローチ）・購入リテール向けエクスポージャーの PD 推計について、同様の取扱いとなるのか否か明確化してほしい。</p>	<p>購入事業法人等向けエクスポージャー・購入リテール向けエクスポージャーについては、第 214 条の規定が適用されます。ただし、購入事業法人等向けエクスポージャーの PD 推計にあたっては、第 170 条に規定する推計方法も許容されることから、必ずしも第 213 条第 1 項に規定されるような件数平均に基づかない推計方法も認められます。</p> <p>このことを踏まえ、1 年間のデフォルト率に基づく平均であることを明確化するため、第 214 条第 2 項第 3 号を修正しました。</p>
237	第 213 条第 5 項	<p>PD のデータ期間に関して、国際合意文書上では事業法人等とリテールで表現は同じであるが、今回公表された告示案では、</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第 214 条第 2 項第 2 号の規定を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業法人等（第 213 条第 5 項）：代表的な好景気に当たる年度及び不景気に当たる年度を含めるもの ・ リテール（第 214 条第 2 項第 2 号）：景気循環期のデータを適切に含むもの <p>と両方で異なっている理由は何か。</p>	
238	第 214 条第 2 項	<p>「景気循環期のデータを適切に含むものとする。」とあるが、5 年以上のデータ期間があるうえでも 1 景気循環に満たない場合は自行推計を禁止する意図か。それとも推計値に、例えば保守的な補正を行い対応することなどは可能か。</p>	<p>一部のポートフォリオについてデータ期間が短い又は景気循環を参照できないという問題があった場合、同質のポートフォリオからこれらの影響を保守的に勘案することも考えられます。他方で、こうした取扱いが困難である又は金融機関が適切性を疎明できない場合については、そのポートフォリオの重要性等に鑑みて、自行推計を行わない、すなわち標準的手法を適用するといった対応も想定されます。</p>
239	第 214 条第 2 項第 3 号	<p>債務者の数または債権の数に基づく単純平均によるデフォルト率に基づく旨が追加されている。ここで、仮に、債権残高に基づく金額加重平均によるデフォルト率と相応の差があり、リスク特性に差が生じていると認められる場合等において、保守性の観点から金額加重平均によるデフォルト率を採用するといった取扱いは否定されないとの理解でよいか。また、同様に、金額加重平均に着目した検証を行うこと自体が、本号の趣旨に反することになるものではないとの理解でよいか。</p>	<p>リテール向けエクスポージャーについては、単純な件数以外にも多様な推計実務が想定されることから、一年間のデフォルト率の平均に基づくものという定義に修正しました。</p>
240	第 214 条第 4 項第 1 号	<p>リテール PD における所謂「シーズニング調整」については、「PD が信用供与の時期又は経過期間に依存するものであって、短期的な PD の推計値を用いることが不適切で</p>	<p>影響を考慮した結果、保守的な修正を要しないとの判断も認められます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		ある場合は」という前提条件の元で勘案することが求められていたが、当該記載が削除されている（第 214 条第 4 項）。実績値を検証のうえ、経過年数による PD への影響が認められないプールについては、シーズニング調整を勘案しないという取扱いが引き続き妥当であると考えているが、そのような理解でよいか。	
241	第 214 条第 4 項第 2 号	リテール LGD においても所謂「シーズニング調整」が求められるようになったが、PD と同様に商品性によっては、経過年数による LGD への影響が僅少なプールも存在すると考えられる。実績値を検証のうえ、経過年数による LGD への影響が認められないプールについては、シーズニング調整を勘案しないという取扱いが妥当であると考えているが、そのような理解でよいか。	金融機関のポートフォリオの特性や推計方法に照らした影響を考慮した結果、保守的な修正を要しないとの判断も認められます。
242	第 216 条第 6 項	LGD については、推計値はフロア値を下回ることを許容するものの、リスク・ウェイトの算出時にフロアを適用するとの理解である。一方で、Eldefault は、推計値としてフロアを下回ることを許容しない枠組みとの理解である。	第 216 条第 6 項は、自己資本比率の算出に用いる Eldefault の計測にもフロアの適用がなされることを明確化する規定です。自己資本比率計測に用いる推計値については LGD に限らず、フロア値を下回るパラメータを適用することは許容されません。ただし、各内部格付手法採用行が内部管理で用いるパラメータとして、フロアを考慮しない値を使用することについては、本告示により妨げられません。
243	第 221 条第 3 項	先進的内部格付手法が案件格付等を通じて直接的に LGD 自行推計値を適用している場合は、ただし書の「信用リスク削減効果を勘案する」ものに該当しないという理解でよいか。	第 221 条第 3 項は、先進的内部格付手法を適用する範囲にあつては、一部の要件を満たさない場合であっても、信用リスク削減手法を勘案できることを明確化する規定です。信用リスク削減手法を勘案する方法の明確化のため、

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
			同条文を修正しました。
244	第 224 条第 1 項	第 224 条第 1 項にある「第 165 条第 1 項ただし書き」は「第 165 条第 7 項」ではないか。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
245	第 225 条の 2	EAD 推計においては、デフォルト前 12 か月間の期間の特性を踏まえることが必要という理解でよいか。国際合意では、デフォルトから 12 か月前時点の特性を踏まえることが必要と規定されているとの理解である。	第 225 条の 2 は、所謂 EAD 推計に用いる CCF の推計には、フィックス・ホライズン法を適用する必要がある旨を明確化する規定です。 具体的な考え方については、今後 Q&A で明確化する予定です。
246	第 225 条の 2	第 225 条の 2 における「データベース」と、第 226 条第 2 項等における「データ」は同じという理解でよいか。	ご理解のとおり、第 226 条第 2 項等で用いられている「データ」については、EAD の推計に使用するデータ期間と考えられます。
247	第 225 条の 2	第 225 条の 2 にて、「観測起点日（対象となるエクスポージャーのデフォルト事由が発生した日をいう。）」の下線部箇所について、「発生した日」に限定した理由は何か。デフォルト事由が発生したタイミングの認識については各銀行間にプラクティスの幅があることが想定されるため、バーゼル合意文書よりも狭義の「発生した『日』」に限定した記載の見直しを要望する。	金融機関によっては、データの蓄積の頻度が日次ではなく、観測起点日について一定の仮定を置いて、適切に管理する必要が生じることも想定されます。他方で蓄積の頻度が少ない場合は、適切な EAD 推計に支障が生じることも想定されます。このことを踏まえ、各金融機関のデータ蓄積頻度を踏まえ、月次以上の蓄積単位で適切に観測起点日を設定することを求めることとします。 この趣旨を前提として、告示の記載を修正しました。
248	第 225 条の 4	第 225 条の 4 では、EAD に関し、「僅少な信用供与枠の未引出額に起因して、不適切な EAD の推計値が算出される可能性」を考慮することが求められているが、具体的にどのようなケースを想定されているか。	今後、Q&A で具体化する予定です。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
249	第 248 条第 3 項	<p>第 248 条第 3 項については、その全てを削除することを要望する。削除を希望する理由は、この項で定める規定は The Basel Framework には載っておらず、我が国独自のものであるところ、かかる規定が「国際合意」から乖離していることが問題視される可能性があることに加え、このような規定を導入した目的は 2018 年後半から 2019 年初めにかけて特定の本邦金融機関が海外で組成される GLO への投資を急速に増やしていたところ、そうした本邦金融機関の行為を牽制することにあつたと理解しているが、そうした行為は 2019 年半ばには沈静化したため、その目的は既に達成されていると考えられるからである。</p> <p>また、この項に基づきリスク・ウェイトを 3 倍として扱わねばならない事例は現状ほぼ存在しないと思われるものの、特定の形態のエクスポージャーに限定して信用リスク量が通常の 3 倍程度はあるとしてリスク・アセットの額を計算すると、結果的に自己資本比率の数値を歪める可能性があると考え（信用リスクが実際に 3 倍程度あるような高リスクのものであるというデータ、理論または実証結果があるのであれば、その限りではない。）。また、現状、第 248 条第 3 項が存在することによる効果が明らかではない。我が国で約 20 年前にいくつかの生命保険会社が住宅ローン事業からの撤退と併せて保有する住宅ローンのほぼ全部を一斉に証券化した事例が見られたが、そのような取引の将来における再現を牽制する意図があるのか。いずれにしても、我が国の銀行の自己資本比</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		率規制に係るルールが諸外国のものと極端に異なることのないよう、告示を改正する機会に、第 248 条第 3 項の削除を求める。	
250	第 248 条の 4 第 3 項第 1 号	第 248 条の 4 第 3 項第 1 号において、掛目を 0% から 10% に引き上げた経緯は何か。「任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント」と同義ではなく、また、証券化エクスポージャーに関わる箇所については、基本的にバーゼルⅢ最終化に伴う変更はない認識であるため、主旨等明確化してほしい。	標準的手法における任意の時期に取消可能なコミットメントの CCF の引上げの趣旨を踏まえた修正です。
251	第 249 条の 2	2023 年 3 月 31 日から施行開始と記載されているが、第 249 条の 2 に記載されている金融庁長官あてへの内部モデル方式の報告は、2023 年 3 月 31 日基準日での報告が必要か。それとも次の月末である 2023 年 4 月 28 日基準日での報告開始となるか。	新規制を令和 5 年 3 月 31 日（2023 年 3 月 31 日）から適用する金融機関は、第 249 条の 2 の内部モデル方式の報告は同日（令和 5 年 3 月 31 日）を基準日とした報告からを予定しています。
252	第 267 条の 2 第 3 項第 20 号	<p>現行告示 Q&A 第 267 条の 2-Q1 の第 20 号の説明において、「今後、信用リスクの標準的手法におけるリスク・ウェイトが改訂された場合には、それに応じて本号のリスク・ウェイトも改訂することが想定されます。」とある。今般の規制変更により、抵当権付住宅ローンに関する標準的手法のリスク・ウェイトが大きく変更になった中で、40% 以下との基準が据え置かれた背景は何か。現行よりも STC 要件を厳しくする意図がないのであれば、リスク・ウェイト水準を再考してほしい。</p> <p>(理由)</p>	<p>適格 STC 証券化エクスポージャーの判定における裏付け資産の原資産に係る要件については、原資産のリスク・ウェイトに着目して判定することとなります。</p> <p>標準的手法におけるリスク・ウェイトの水準が今般の告示改正により見直されることとなりましたが、当該リスク・ウェイトの要件については変更はありません。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>現行の標準的手法における抵当権付住宅ローンに係るリスク・ウェイトは、担保要件充足かつ非延滞であれば、リスク・ウェイト 35%であり、必ず 40%以下になることから、第 20 号の要件充足は確保されるものであった。本件改正後では、例えば自己居住用不動産向けエクスポージャーの場合、LTV90%超でリスク・ウェイト 40%超になってしまい、現行と比べても厳しくなる。賃貸用不動産向けエクスポージャーに至っては、LTV60%以下でなければ、リスク・ウェイト 40%以下になることはない。</p>	
253	第 270 条の 3 の 3	<p>「中央銀行を含むソブリン及び多国間開発銀行」と「ソブリン（中央銀行及び多国間開発銀行）」は同じという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、「ソブリン（中央銀行及び国際開発銀行を含む。）」に統一するよう条文を修正しました。</p>
254	第 270 条の 3 の 3 第 1 項	<p>第 270 条の 3 の 3 第 1 項の式で、Kreduced のルートは式全体にかかるのではないかと。(1-ρ^2) * $\sum SCVA^2$ にもルートがかかるのではないかと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>
255	第 270 条の 3 の 3 第 2 項	<p>EAD_{NS} の定義として、「ネットティング・セットの与信相当額であり、第 79 条第 2 項の規定によりカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は第 79 条の 4 第 1 項の規定により算出される与信相当額とし」とあるが、SA-CGR 方式や期待エクスポージャー方式と違いカレント・エクスポージャー方式だけは金融資産担保を考慮しないということか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、EAD_{NS} の算出にカレント・エクスポージャー方式を用いる場合であって、第 6 章第 5 節第 3 款に規定する包括的手法を使用するときは、EAD_{NS} は信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする旨を規定しました。</p>
256	第 270 条の 4 の 23 第 2 項	<p>パーゼルフレームワークと本邦告示（第 270 条の 4 の 23 第 2 項）でバケットとの間の相関係数が相違している点がある。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>バケット番号「3 又は 10」×「6 又は 13」のバケット間の相関係数について、バーゼルフレームワークの MAR50.67 (1) では 20%とされており、当該相関係数は 20%と考えられる。(改正案の[表 別紙 2]は 25%)</p>	
257	第 270 条の 4 の 24 第 3 項	<p>バーゼルフレームワークと本邦告示（第 270 条の 4 の 24 第 3 項）でリスク・ウェイトが相違している点がある。バケット番号 15 のリスク・ウェイトについて、バーゼルフレームワークの MAR50.68 (3) では 12.0%とされており、当該リスク・ウェイトは 12.0%と考えられる。(改正案の[表 別紙 3]は 12.5%)</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
258	第 270 条の 4 の 26 第 2 項	<p>バーゼル合意文書と本邦告示で明確でない点、相違している点があるため、以下の点を修正すべき。</p> <p>①相関係数であることから、同種同士は 100%である。(改正案の表だと 15%等)</p> <p>②バーゼル合意文書では「The cross-bucket correlation between 12 and 13 is set at 75%。」とされており「12×13」は 75%と考えられる。(改正案の表だと 45%)</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
259	第 270 条の 4 の 29 第 3 項	<p>バーゼルフレームワークと本邦告示（第 270 条の 4 の 29 第 3 項）でリスク・ウェイトが相違している点がある。</p> <p>バケット番号 7 のリスク・ウェイトについて、バーゼ</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>ルフレームワークの MAR50.76 (3)では 20%とされており、当該リスク・ウェイトは 20%と考えられる。(改正案の[表 別紙 4]は 70%)</p>	
260	第 270 条の 5	<p>CVA リスクについては、BCBS ルールに合致させる形で、簡便法の適用は「カウンターパーティリスクの額と同額」にすべきである。また、告示の規定を「カウンターパーティリスク×12%」というわけのわからない規定ではなく、「カウンターパーティリスク相当額」としたうえで、第 48 条第 1 項第 3 号を「CVA リスク相当額を 8%で除して」云々を「CVA リスク相当額」に修正すべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、簡便法の計算方法は、現行規制における「簡便的リスク測定方式」を参考に規定しています。</p>
261	第 271 条の 2 第 4、5 項	<p>持株会社の計算方法を下記の例を通じて確認したい。</p> <p>持株会社 A には傘下銀行 B・C の 2 行が存在。第 271 条の 2 第 4 項に基づき、B は標準的手法が適用され、C は簡易的方式が適用できるケースを想定した場合、持株会社 A のマーケット・リスク相当額は、B 行の標準的方式の額と C 行の簡易的方式の額の合算という理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の例の場合については、持株会社 A は標準的方式、傘下銀行 B は標準的方式、傘下銀行 C は簡易的方式によりマーケット・リスク相当額を算出します。</p>
262	第 271 条の 3	<p>内部モデル方式・標準的方式を採用する銀行については、トレーディング・デスクの設置・届出・開示が求められており、これはバンキング勘定の外国為替またはコモディティ・リスクのみを計測する(トレーディング勘定を設置しない)場合であっても同様となっている。</p> <p>上記の場合、実際にはトレーディングを行っておらず、第 271 条の 3 第 3 項に掲げる要件も満たす必要がない</p>	<p>バンキング勘定において保有する外国為替又はコモディティ・リスクのポジションに係るリスクのみを扱うトレーディング・デスクである場合であって、当該トレーディング・デスクが内部モデル方式を用いるときは、トレーディング・デスクの要件のうち、第 271 条の 3 第 3 項第 10 号に掲げる要件は満たす必要があります。当該トレーディング・デスクが標準的方式を用いるときは、トレーディング・デスクの要件のうち、第 271 条の 3 第 3 項第 10 号イに掲</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>め、トレーディング・デスクの設置等は実態を伴わない形式的なものに留まることから不要と考えている。そのため、バンキング勘定の外国為替またはコモディティ・リスクのみを計測する場合については、告示案変更または Q&A を通じてトレーディング・デスクの設置・届出・開示を免除してほしい。</p> <p>なお、バーゼル文書 MAR12.6 では、バンキング勘定の外国為替またはコモディティ・リスクは所要自己資本の算出において名目上のトレーディング・デスクでポジションが保有されていると仮定して扱う、とされているが、MAR12.6 に対する FAQ では、MAR12.4 に限らず MAR12 (Definition of trading desk) で定める定性要件を満たす必要はないとされていることから、MAR12.2 に基づくトレーディング・デスクの設置等までは求めていないと考えられる。</p>	<p>げる要件（週次の損益報告）は満たす必要があります。</p> <p>また、当該トレーディング・デスクを用いる場合は、金融庁長官へのトレーディング・デスクの設置に係る承認申請（内部モデル方式の場合）や、届出（標準的方式の場合）を行う必要があります（簡易的方式でトレーディング・デスクを設置する場合は、トレーディング・デスクの設置に係る届出は不要です）。</p> <p>開示については、Q&A の作成を検討します。</p>
263	第 271 条の 3 第 3 項第 8 号	<p>第 271 条の 3 第 3 項第 8 号の「トレーディング・デスクの収益、費用及びマーケット・リスク相当額」について、管理・報告の対象となる収益・費用は、市場リスク管理に資する範囲に留める等、重要性の原則に従った対応を許容してほしい。</p> <p>（理由）</p> <p>海外拠点の小規模デスクの場合、収益、費用をデスクごとに細分するのが困難であるケース、グローバル・ブック</p>	<p>「トレーディング・デスクの収益、費用及びマーケット・リスク相当額」について、海外の小規模デスクの報告頻度が週次であれば、週次に更新がある毎に、該当数値を更新することも認められます。</p> <p>ただし、月次に更新する場合であっても、可能な限り、報告頻度を高めることが求められます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		(東京に集中記帳して一元管理) のケース等がある。	
264	第 271 条の 3 第 3 項第 9 号	第 271 条の 3 第 3 項第 9 号の「残高」の定義をデルタや想定元本等を含むポジション管理単位と解釈してよいか。	「残高」の定義は、金融機関の内部管理で用いるものと同じとすることも認められます。この場合においても、金融機関は、採用した残高の定義やその内容について、当局に説明できるようにしておく必要があります。
265	第 271 条の 3 第 3 項第 10 号	損益報告は「1 週間に 1 回以上」の頻度と理解しているが、第 271 条の 3 第 3 項第 10 号でいう「検証」とは、プロダクト・コントロールの観点で定期的実施されていればよいか（検証は週次が必須ではない）。	プロダクト・コントローラーによる定期的な検証は、月次を実施される商品もあるとの認識です。したがって、週次で作成された損益報告書には、プロダクト・コントロールにより定期検証を掲載する（場合によっては、月次の頻度で独立時価検証及び公正価値評価調整等を掲載する）ことを想定しています。
266	第 271 条の 3 第 3 項第 10 号	1 週間に 1 回以上の頻度で報告すべき「期待ショート・フォール」のうち、「規制上のリスク計測」（第 271 条の 3 第 3 項第 10 号）とは具体的に何を指しているか。IMCC(c), IMCC(c_i), ES(R, S) 等、IMCC のコンポーネントの意味か。60 日平均など、規制上の所要自己資本と同一定義の計数の週次報告は困難。	「規制上のリスク計測」とは、IMCC (C)、SES、デフォルト・リスクの所要自己資本 (DRC) 等の規制上の所要自己資本と同一定義の計数を想定しています。
267	第 271 条の 3 第 3 項第 10 号	第 271 条の 3 第 3 項第 10 号の「ES の感応度」とは、「デスクの金利や為替の感応度」で相違ないか。週次は負担が大きく、本対応は困難。	改正案の「期待ショート・フォールの感応度」とは、「リスク・ファクターに対する感応度」を指します。ご指摘を踏まえ、条文（第 271 条の 3 第 3 項第 10 号ロ）を修正しました。
268	第 271 条の 3 第 3 項第 11 号	第 271 条の 3 第 3 項第 11 号イについて、対象商品は有価証券の在庫等、任意としてほしい。金利スワップ等の商品に関して、保有期間を報告する価値・効果を説明するのは困難。	貴重なご意見として承ります。 なお、「商品の保有期間報告書」の内容は、今後、業界実務を踏まえ検討する予定です。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
269	第 271 条の 3 第 3 項第 11 号	<p>第 271 条の 3 第 3 項第 11 号口について、更新頻度を一律「日次」とするのは困難であるため、重要性の原則に従った、海外拠点の小規模デスクに対する簡便的な対応等を許容してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>海外の小規模デスクはポジション・損益の報告頻度が週次ないし月次となっているケースがあるもの。</p>	<p>海外拠点の小規模デスクにおいても、日次の更新を求めることとします。ただし、「小規模デスク」の定義や、当該小規模デスクの金融機関毎における役割は異なることもあり得るため、当局に対して、更新頻度を相談することを想定しています。</p>
270	第 271 条の 3 第 3 項第 5、6 号	<p>第 271 条の 3 第 3 項第 5 号の「明確な報告態勢が整備」とはデスクごとの損益管理やポジション管理を意図していると考えられる。一律の報告態勢を整備するという趣旨ではないという理解でよいか。</p>	<p>金融機関やそのトレーディング・デスク毎に、役割等が異なってくるものと考えられるため、一律の報告態勢を設けることは想定しておりません。</p> <p>この場合においても、金融機関は、採用した報告態勢や報告内容について、当局に説明できるようにしておく必要があります。</p>
271	第 271 条の 3 第 1、2 項	<p>バーゼル合意文書 MAR12.2 では IMA デスクに限った記載になっているように読める一方、告示案（第 271 条の 3）では内部モデル方式のデスク、標準的方式のデスク双方について、トレーディング・デスクごとの管理を求めているように読める。当該差異の事由をご教示いただきたい。</p>	<p>合意文書（MAR12.2）に定めるトレーディング・デスクについては、内部モデル方式採用行に関するトレーディング・デスクに限定されていないとの認識です。したがって、改正告示第 271 条第 2 項各号では、内部モデル方式採用行及び標準的方式採用行の双方を規定しています。</p>
272	第 271 条の 2、3	<p>第 271 条の 2 の規定に基づき簡易的方式を採用できない銀行が第 271 条の 3 に規定するトレーディング・デスクの要件を満たさない場合、標準的方式を採用することは可能なのか、それとも標準的方式を採用できないので</p>	<p>ご指摘の件については、第 271 条の 2 の規定で簡易的方式を採用できない銀行は、標準的方式又は内部モデル方式（第 272 条の承認を得た場合に限る）を用いてマーケット・リスク相当額を算出することになります。この場合におい</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>あれば当該銀行は簡易的方式を用いることになるのか。</p>	<p>て、271条の3に規定するトレーディング勘定の要件を満たす必要があります。</p>
273	第 272 条の 6 第 10 号	<p>高度に複雑なマーケット・リスク規則の運用時における監督上の配慮をお願いしたい。</p> <p>バーゼル国際合意上の運用・管理に係る要件（トレーディング・デスク、リスク管理（ストレス・テスト等）、内部モデルによる計測に係る正確性の担保（損益要因分析テスト、バック・テスト等）において、内部リスク管理の高度化や実務を考慮した、管轄当局としての柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>例えば、「内部モデル承認申請を行わないトレーディング・デスクは、内部モデル承認日から一年間は、内部モデルの承認申請を行うことができない」という要件につき、このような制約は IRB や IMM 等、他の内部モデルにはなく、内部モデル承認の頻度については、申請の条件を満たす限り制約を設けない方がリスク管理と規制資本管理の整合性を向上させるという意味でも望ましいと思われる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>ご指摘の点については、関係者との対話を行いながら制度設計を行っています。</p>
274	第 272 条の 6 第 10 号	<p>第 272 条の 6 第 10 号ロ(1)は、「リスク・ファクターの特定の実施はトレーディング・デスクに限定する」と解釈できるが、同特定の実施をトレーディング・デスク以外の部署が行うことは可能か。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文（第 272 条の 6 第 10 号ロ(1)）を修正しました。</p> <p>・改正案：各トレーディング・デスクは、損益要因分析テストを～</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>仮にトレーディング・デスク以外での実施が可能であれば、趣旨を明確にするために、本号口(1)を「銀行は、各トレーディング・デスクが損益要因分析テストを継続的に満たすリスク・ファクターを特定すること。」等に変更してほしい</p> <p>(理由)</p> <p>本条は、バーゼル合意文書 MAR30. 4-(3)に対応して作成されていると理解。</p> <p>(3) (中略)</p> <p>(a) Each trading desk must satisfy profit and loss (P&L) attribution (PLA) tests on an ongoing basis to be eligible to use the IMA to determine market risk capital requirements. In order to conduct the PLA test, the bank must identify the set of risk factors to be used to determine its market risk capital requirements.</p> <p>(b) (以下略)</p> <p>(a)の第一文でトレーディング・デスクが満たす要件が定められている一方で、リスク・ファクターの特定を指示する第二文は、トレーディング・デスクに限定されていないことが確認できる。</p>	<p>金融庁の考え方</p> <p>・改正告示：各トレーディング・デスクの損益要因分析テストを～</p>
275	第 272 条の 6 第	「各トレーダー等のポジションの状況」あるいは「ポジ	貴重なご意見として承ります。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
	12号	<p>シヨンの状況」への修正を求める。全てのデスクについて、トレーダー単位での管理が必須となると対応が困難。</p> <p>(理由)</p> <p>収益インセンティブのあるプロップ・トレーダーあるいは各デスクのヘッド・トレーダーといった、市場コンダクト・リスクが高いあるいは操作権限の大きいトレーダーを個別に切り出してポジション管理するのは合理的だと考えられる。一方、個人の収益目標や操作権限がなく、対顧フローをオーダーどおりに執行するだけのアシスタント・トレーダーまで、ポジション状況を独立したリスク管理部署が逐次把握するのは過剰だと考えられる。重要性の原則に鑑み、各デスクの収益の管理単位に応じたポジション管理を許容してほしい。</p>	
276	第 272 条の 6 第 18 号	<p>「各トレーダー等のポジションの削減」あるいは「各トレーディング・デスクに対し、ポジションの削減」への修正を求める。</p> <p>(理由)</p> <p>同上</p>	貴重なご意見として承ります。
277	第 272 条の 6 第 22 号	<p>「マーケット・リスク計測に関連するシステム」での「システム」は、「IT システム」に限定されず、リスク計測に関連する「枠組み」の意味で解釈すればよいか。</p> <p>(理由)</p>	ご理解のとおりです。「マーケット・リスク計測に関連するシステム」での「システム」は、「IT システム」に限定されず、リスク計測に関連する「枠組み」と解釈されます。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>従前の年次内部監査要件（改定後条文では検証）を記した第 274 条第 2 項第 8 号は、「マーケット・リスクの計測過程について原則として 1 年に 1 回以上の頻度で内部監査が行われること」として、監査の対象をリスク計測の対象全般に広く捉えていた。また、同号ニの(1)～(12)に示される検証が含むべき事項には、「(1) マーケット・リスク管理部署の体制の適切性」等の IT システムに限定されない内容を含んでいる。</p>	
278	第 273 条第 1 号	<p>第 273 条第 1 号の「マーケット・リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクその他の銀行全体の主要なリスク（発生確率が低い事業を含む。）」は、バーゼル合意文書（MAR30. 20）ではストレス・シナリオの要素として説明されている。したがって、これらのリスクはストレス・テストの計測対象（第 273 条第 1 号）ではなく、ストレス・シナリオの要素（同条第 3 号）に該当するものではないか。</p>	<p>ご指摘の点について、合意文書（MAR30. 19）では、トレーディング・デスク毎及び銀行全体に対する包括的なストレス・テストの実施を求めており、改正告示においてもマーケット・リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含む包括的なストレス・テストを金融機関に求めるものとしています。</p>
279	第 273 条第 2 号	<p>第 273 条第 2 号について、内部モデル方式のデスク、標準的方式のデスクを問わず、銀行のリスク特性を反映すべきということか。リスク特性の反映について、重要性の原則に則り、各デスクの取扱い粒度に差異が生じることは問題ないか。</p>	<p>ストレス・テストは、内部モデル方式のデスク又は標準的方式のデスクを問わずトレーディング・デスクのストレス、及び、当該金融機関全体のストレスを含んだものであって、かつ、当該内部モデル採用金融機関のリスク特性を反映している必要があります。</p>
280	第 273 条第 6 号	<p>第 273 条第 6 号で掲げられているシナリオはすべて用いなければならないのか。あるいは掲げられたシナリオの一部でもよいということか。</p>	<p>第 273 条第 6 号イからニに定めるシナリオは、全て、組み合わせ又は個々に実施することを想定しています。したがって、当該シナリオは全て実施することになります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>(理由)</p> <p>バーゼル合意文書 (MAR30. 23) では、掲げられたストレスシナリオをすべて含まなければならないとは読めないため。</p>	
281	第 274 条第 5 号	第 274 条第 5 号は「主要通貨かつ主要市場」(例：ドルのスワップ) 等の表現の方が適切ではないか。	<p>ご指摘を踏まえて、条文を修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正案：主要通貨及び市場における～ ・ 改正告示：主要な通貨及び主要な市場における～
282	第 274 条の 2 第 2 項第 1 号	第 274 条の 2 第 2 項第 1 号ハにおいて、利用する RPO データ、モデル化可能性テスト (RFET) の結果の適用時期のタイム・ラグについて、許容してほしい。また、月次のモニタリングの目的・用途は何か。	<p>合意文書 (MAR31. 13 の脚注) に記載されているように、RPO データ (実在価格の観測に関するデータ) の日付とモデル化可能性テストの結果の適用日に 1 カ月までのタイムラグがあることを認める方針です。</p> <p>月次のモニタリングの目的・用途は、改正告示第 274 条の 2 第 2 項第 1 号イ又はロの要件について、モデル化可能性テストを月次で実施することを意図しているわけではなく、RPO で使用するデータの状況について状況を把握する目的で規定しています。</p> <p>イ 直近 12 月におけるいずれの 90 日間においても実在価格の観測値が 4 個以上存在すること。</p> <p>ロ 実在価格の観測値の特定は、1 日につき 1 個とすること。</p>
283	第 275 条の 2 第 1 項	第 275 条の 3 第 7 項および第 275 条の 4 第 2 項の「参照日」が対象となるデータの基準日期間の場合、「評価日	ご指摘のとおりです。合意文書と矛盾していましたが、改正告示では、改正案の第 275 条の 3 第 7 項及び第 275

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		を含む直近 250 営業日」という記載と矛盾しないか。	条の 4 第 2 項を削除します。
284	第 275 条の 3 第 2 項	第 275 条の 3 第 1 項では 250 営業日の VaR と記載されているが、同条第 2 項では時系列データの期間は 12 か月と記載されている。250 営業日と 12 か月の記載を統一した方がよいのではないか。	改正案では、250 営業日と 12 か月の記載は、計算の厳密さを要求する水準で、使い分けています。
285	第 275 条の 3 第 7 項	<p>第 275 条の 3 第 7 項及び第 275 条の 4 第 2 項の「参照日」とは何を意味しているか。対象となるデータの基準日期間と解釈すると、適用時期のタイム・ラグや四半期次と異なる頻度での RFET が許容されないと読めるが、どう考えればよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>実務上は以下の対応となり、①と③で最大 2 ヶ月(2021 年 7 月末▲同 5 月末)のラグが発生するもの。RFET を四半期ごとに実施する金融機関の場合は最大 4 ヶ月のラグ。</p> <p>①RFET に利用する RPO データ： 2020 年 6 月-2021 年 5 月</p> <p>②RFET 実施： 2021 年 6 月</p> <p>③②の適用時期： 2021 年 7 月初～同 7 月末</p>	ご指摘のとおりです。合意文書と矛盾していましたので、改正告示では、改正案の第 275 条の 3 第 7 項及び第 275 条の 4 第 2 項を削除します。
286	第 275 条の 5 第 2 項	第 275 条の 5 第 2 項は原則規定であって、損益要因分析(PLA)テストを充足し、第 274 条第 1 項第 1 号の「当該リスク・ファクターがトレーディング・デスクの内部リスク管理モデルに含まれない場合には、その理由を示すものとする。」に従った金融庁宛の報告がされていれば問題ないということによいか。	第 275 条の 5 第 2 項の規定は、原則の規定ではなく、損益要因分析テストにおいて満たすべき要件となります。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
287	第 276 条の 3 第 2 項第 1 号	<p>第 276 条の 3 第 2 項第 1 号の「低減したリスク・ファクターの選定方針」に係る承認と修文を求める。</p> <p>(理由)</p> <p>低減したリスク・ファクター一つ一つにつき、金融庁長官の承認を拝領するのは、承認申請が頻発し、実務運用として現実的ではないと考えられる。</p>	<p>合意文書 (MAR33.5 等) に基づき規定しているため、告示案の条文が適切と考えられます。</p>
288	第 280 条	<p>標準法によるマーケット・リスク・アセット算出における論点に関する検討をお願いしたい。</p> <p>これまで、業界からの意見として、海外の当局に対しても要望している以下の 2 点について、検討をお願いしたい。</p> <p>① コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ (CTP) の取扱い</p> <p>CTP に関する現行のルールは曖昧であり、解釈によっては非常に異なる資本結果となる可能性がある。CTP のインデックスがルックスルーされない場合、非証券化商品の感応度方式とは異なり、インデックス・バケットが導入されていないため、リスク・ウェイトやインデックスがマッピングされるべきバケットが不明確である。このように明確でないため、銀行間の比較可能性が限られてしまうととも、結果として過度に保守的な数値となる可能性がある。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>②ファンドへの投資の取扱い</p> <p>ファンドへの投資についても、規制の曖昧さもしくは過大なオペレーション負荷により、多くの金融機関において過度に保守的な標準法バケットで取り扱わざるを得ないケースが多くなると思われる。バックテスト、損益要因分析テストに合格すれば、必ずしもルックスルーができなくても内部モデルの適用が可能になるような取扱いをお願いしたい。また、標準法でファンドを扱う場合は、第三者から提供された感応度が計算に使用できる形の配慮をお願いしたい。</p>	
289	第 282 条の 2 第 5 項	<p>第 282 条の 2 第 5 項において、γ_{bc} は、リスク・クラス b と c との間の相関係数とあるのは、「リスク・クラス」ではなく「バケット」ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案：γ_{bc} は、リスク・クラス b と c との間の相関係数 ・改正告示：γ_{bc} は、バケット b と c との間の相関係数
290	第 282 条の 3 第 5 項	<p>カーベチャータ・リスクのリスクファクター間の相関係数 ρ_{kl} は、デルタ・リスクの相関関数を二乗した値と定義されているが、高相関シナリオや低相関シナリオの場合の相関係数は以下の理解でよいか（シナリオ毎の相関係数を算出し、全体を二乗して算出）。</p> <p>高相関シナリオの場合：$(1.25 \times \rho_{kl})^2$</p> <p>低相関シナリオの場合：$\{\max(2 \times \rho_{kl} - 100\%, 75\% \times \rho_{kl})\}^2$</p>	<p>前段にご記載頂いているシナリオ毎の相関関数で算出された相関係数を二乗する計算方法になります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>(理由)</p> <p>下記のような相関係数 ρ_{kl} を二乗した後に、シナリオ毎の相関関数を算出する方法も考えられるため、明確化のため質問するもの。</p> <p>高相関シナリオの場合：$1.25 \times \rho_{kl}^2$</p> <p>低相関シナリオの場合：$\max(2 \times \rho_{kl} - 100\%, 75\% \times \rho_{kl})$</p>	
291	第 282 条の 3 第 6 項	<p>カーベチャー・リスクのバケット間の相関係数 γ_{kl} は、デルタ・リスクの相関関数を二乗した値と定義されているが、高相関シナリオや低相関シナリオの場合の相関係数は以下の理解でよいか。(シナリオ毎の相関係数を算出し、全体を二乗して算出)</p> <p>高相関シナリオの場合：$(1.25 \times \gamma_{kl})^2$</p> <p>低相関シナリオの場合：$\{\max(2 \times \gamma_{kl} - 100\%, 75\% \times \gamma_{kl})\}^2$</p> <p>(理由)</p> <p>下記のような相関係数 γ_{kl} を二乗した後に、シナリオ毎の相関関数を算出する方法も考えられるため、明確化のため質問するもの。</p> <p>高相関シナリオの場合：$1.25 \times \gamma_{kl}^2$</p>	<p>前段にご記載頂いているシナリオ毎の相関関数で算出された相関係数を二乗する計算方法になります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		低相関シナリオの場合： $\max(2 \times \gamma k12 - 100\%, 75\% \times \gamma k12)$	
292	第 282 条の 4 第 3 項	第 282 条の 4 第 1 項第 3 号において、「低相関のシナリオ … を乗じて得た相関係数に置き換える方法」について、「を乗じて得た」と書くと、記載のものを元の値に掛けるように読める。「を乗じて得た」は不要で、単に置き換える、という記載が適切ではないか。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。 ・ 改正案：低相関のシナリオ…を乗じて得た相関係数 ・ 改正告示：低相関のシナリオ…により算出された相関係数
293	第 283 条第 2 項	第 283 条第 2 項において、「債券先物（上場物）」や「債券先物オプション（上場物）」等の日次で評価額が差金決済される商品は非証券化商品に係る信用スプレッド・リスク計測の対象外という認識でよいか。	日本国債を原資産とする先物等について、その価格は原資産の国債の価格に準じて変化することが考えられます。日本国債の現物については、第 285 条の 3 で定める「ソブリン」に分類されることとなり、信用スプレッド・リスクに対するリスク・アセットの計算を要します。このことから日本国債を原資産とする先物やオプションについても、日本国債の現物に準じて信用スプレッド・リスクを計測する取扱いとします。
294	第 283 条第 5 項第 3 号	カーベチャー・リスクに関する記載であるため、「株式等レポ・レートは、カーベチャー・リスクに含めないこと」と理解していることから、第 283 条第 5 項第 3 号の修正が必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。 ・ 改正案：ベガ・リスク・ファクターに含めないこと ・ 改正告示：カーベチャー・リスク・ファクターに含めないこと
295	第 283 条の 3	第 283 条の 3 について、デルタ・リスクの感応度は告示で示された算式以外の算出方法は一切認められないと読めるが、合理的な算出方法については採用を認めてほしい。	ご指摘のとおり、合意文書においてデルタ・リスクの感応度についても、金融機関の独自手法による感応度の算出を認めているため、本邦においても同様に金融機関独自の手法を認める方向で条文を修正しました（※）。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
			<p>その際に、改正告示で定めている感応度の算出方法と金融機関独自の感応度の算出方法による算出結果に、大きな差異が生じないことを示すことが求められます。</p> <p>※追加</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、銀行は、内部リスク管理のために必要と認めるときは、独自の手法を用いてデルタ・リスクの感応度を算出することができる。この場合において、独自の手法を用いる銀行は、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出るものとする。</p>
296	第 284 条の 2	<p>第 284 条の 2 第 3 項は、ルックスルーできず、日次で市場価格の入手等ができないファンドの扱いを規定することを企図していると理解しているが、その場合、本項の「第 11 条の 3 第 2 項第 5 号に掲げる出資に該当しない」は、「該当する」が適当ではないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、第 284 条の 2 第 3 項の「第 11 条の 3 第 2 項第 5 号」は、「第 11 条の 3 第 3 項第 2 号」に修正しました。</p> <p>この修正により、本項（第 3 項）は、ファンドへのエクイティ出資が、トレーディング勘定に分類されない（バンキング勘定に分類される）場合のファンドのリスク・アセットの算出方法を規定することになります。</p>
297	第 284 条の 2 第 3 項	<p>第 284 条の 2 第 3 項の適用はファンドへのエクイティ出資がトレーディング勘定に分類され、かつ第 284 条の 2 第 1 項および第 2 項によるマーケット・リスク相当額の算出ができない場合に限るという理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>本項はトレーディング勘定に分類されるがマーケッ</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第 284 条の 2 第 3 項の「第 11 条の 3 第 2 項第 5 号」は、「第 11 条の 3 第 3 項第 2 号」に修正しました。</p> <p>この修正により、本項（第 3 項）は、ファンドへのエクイティ出資が、トレーディング勘定に分類されない（バンキング勘定に分類される）場合のファンドのリスク・アセ</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		ト・リスク相当額の計算に適さないファンドのリスク・アセットの計算方法を規定すると理解しているが、左記理解が正しいか確認するもの。	ットの算出方法を規定していることとなります。
298	第 284 条の 2 第 3 項	第 284 条の 2 第 3 項の適用時、ネット・ロングポジションはマンデート方式を適用すると規定されているが、蓋然性方式とフォールバック方式を適用できない理由を確認したい。	マーケット・リスク相当額の算出において、合意文書には蓋然性方式及びフォールバック方式は想定されていないためです。
299	第 284 条の 2 第 3 項第 1 号	<p>第 284 条の 2 第 3 項第 1 号にはマンデート方式のみ規定されているが、同方式の適用が困難な場合の対応として、蓋然性方式（外国為替リスクについては、ファンドの残高自体を特定の通貨に投資したと仮定する等）を規定してほしい。</p> <p>蓋然性方式はバーゼル文書に定められていないところ、信用リスクにおいては本邦独自の扱いとして規定されていると承知しており、マーケット・リスクにおいても同様の扱いを認めてほしい。</p>	マーケット・リスク相当額の算出においては、ルックスルー方式又はマンデート方式が適用されない場合には自己資本控除となります。したがって、蓋然性方式の適用は認められません。
300	第 284 条の 2 第 3 項第 1 号	第 284 条の 2 第 3 項第 1 号は信用リスクのマンデート方式を参照しているが、このとき、同項中「当該ファンドへの出資に対する所要自己資本の計算は次の各号に掲げるポジションの区分に応じ、当該各号に定める方法により算出」とは、当該ファンドについてマンデート方式で信用リスク・アセット額を算出することを要し、マーケット・リスク相当額の算出は要しないとの理解でよいか。または、マンデート方式でファンドの裏付となる資産等の	第 284 条の 2 第 3 項第 1 号に該当したファンドについては、信用リスク・アセットとして算出されたリスク・アセットを 12.5 で除して得た値をマーケット・リスク相当額として計上します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		構成を想定し、マーケット・リスク相当額を算出するとの理解でよいか。	
301	第 284 条の 2 第 3 項第 1 号	<p>第 284 条の 2 第 3 項第 1 号に基づきマニデート方式を適用するにあたり、第 76 条の 5 第 7 項では「資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付となる資産等の構成を想定」することとなっているが、マーケット・リスク相当額の算出においても「信用リスク・アセットの総額」が最大となるように資産等の構成を想定するのか。または、マーケット・リスク相当額が最大になるように資産等の構成を想定すればよいのか、確認したい。</p> <p>また、マニデート方式を適用するにあたり、第 76 条の 5 第 8 項の規定（レバレッジの考慮）は適用不要と理解してよいか。</p>	<p>第 284 条の 2 第 3 項第 1 号の規定により、第 76 条の 5 第 7 項のマニデート方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合は、資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付となる資産等の構成を想定する取扱いとなります。</p> <p>また、マニデート方式を適用するにあたり、第 76 条の 5 第 8 項の規定（レバレッジの考慮）は適用されます。</p>
302	第 285 条の 2 第 4 項	<p>「特定通貨」という用語が第 276 条の 2 第 3 項の表の（注）に記載されているのみで、唐突感がある。第 1 条の定義に記載するのはどうか。あるいは、上記（注）を参照する旨の記載があった方がよいと考えられる。</p> <p>（参考） バーゼル合意文書 MAR21.44 [12] Specified currencies by the Basel Committee are: EUR, USD, GBP, AUD, JPY, SEK, CAD as well as the domestic reporting currency of a bank.</p>	貴重なご意見として承ります。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
303	第 285 条の 3 第 1 項第 1 号	<p>「高利回り及び無格付」は「投資適格」以外を指すという理解でよいか。具体的には、投資適格以外だが利回りが低い商品を「高利回り及び無格付」と判定することに問題ないか。</p>	<p>「高利回り及び無格付」は「投機的格付（HY）及び無格付（NR）」と標記を修正しておりますが、当該「投機的格付（HY）及び無格付（NR）」の判定は、金融機関において、市場慣行に則った分類基準を策定し、運用ルールを明確化することが求められます。</p>
304	第 287 条の 2 第 2 項	<p>カーベチャー・リスクの計算におけるリスク・ウェイトは、デルタ・リスクにおけるリスク・ウェイトを適用するという理解でよいか。</p> <p>国際合意では各リスク・クラスにおいて、テナーごとに規定されたデルタ・リスク・ウェイトの最大値を適用することとなっている。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p> <p>・改正案：(略)</p> <p>・改正告示：</p> <p>イ リスク・フリー・イールド・カーブ 第二百八十五条の二第二項の表の下欄に定めるリスク・ウェイトのうち最大の値とする。</p> <p>ロ インフレ率のフラット・カーブ及びクロスカレンシー・ベースのフラット・カーブ 第二百八十五条の二第三項の規定を準用する。</p> <p>ハ 特定通貨のカーブ 第二百八十五条の二第二項の表の下欄に定めるリスク・ウェイトのうち最大のものを二の平方根で除した値とする。</p>
305	第 287 条の 2 第 2 項	<p>「第 285 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定を準用する」等との記載はあるが、右記に相当する最大のリスク・ウェイトを使うという要素が抜け落ちていると考えられるため、修文を検討してほしい。</p> <p>(参考) バーゼル合意文書 MAR21. 99</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p> <p>・改正案：(略)</p> <p>・改正告示：</p> <p>イ リスク・フリー・イールド・カーブ 第二百八十五条の二第二項の表の下欄に定めるリスク・ウェイトのうち最大の値とする。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>For calculating the net curvature risk capital requirement CVR_k for curvature risk factor k for GIRR, CSR and commodity risk classes, the curvature risk weight is the parallel shift of all the tenors for each curve based on the highest prescribed delta risk weight for each risk class. For example, in the case of GIRR the risk weight assigned to 0.25-year tenor (ie the most punitive tenor risk weight) is applied to all the tenors simultaneously for each risk-free yield curve (consistent with a “translation”, or “parallel shift” risk calculation).</p>	<p>ロ インフレ率のフラット・カーブ及びクロスカレンシー・ベーススのフラット・カーブ 第二百八十五条の二第三項の規定を準用する。</p> <p>ハ 特定通貨のカーブ 第二百八十五条の二第二項の表の下欄に定めるリスク・ウェイトのうち最大のものを二の平方根で除した値とする。</p>
306	第 288 条第 1 項第 1 号	<p>デフォルト・リスクの計測対象を明確化してほしい。債券・株式の現物はトレーディング勘定に分類される場合にデフォルト・リスクの計測対象となると理解しているが、以下の上場物の取引もトレーディング勘定に分類される場合、デフォルト・リスクの計測対象となるのか確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債券先物取引(上場物) ・ 債券先物オプション(上場物) ・ 株式先物(上場物) ・ 株価指数オプション(上場物) 	<p>原資産のデフォルト・リスクの計測対象は、JTD（デフォルトが突然生じる場合のリスクをいう。）の算出の対象とします。ご指摘の 4 つの商品も計測対象に含まれます。</p>
307	第 289 条第 4 号	<p>現物株式のロング・クレジット・ポジションに係る JTD の構成要素は以下の理解でよいか。</p> <p>【想定元本】： 株式簿価金額</p>	<p>現物株式のロング・クレジット・ポジションに係る JTD の構成要素は、ご指摘のものとするのが認められます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>【市場価格額】：株式時価金額</p> <p>【P&L】：株式時価金額 - 株式簿価金額</p>	

<附則>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
308	—	国内 IRB 行は、現行告示では附則で SA-CCR ではなく CEM の使用が許容されているが、本改正後この扱いは変わらないとの理解でよいか。	内部モデル手法を採用している金融機関は、カレント・エクスポージャー方式を使用することはできません。
309	—	PD・LGD・EAD 推計に係る経過措置を講じてほしい。「最終化されたバーゼルⅢの国内実施に関する規制方針案について」で経過措置の導入が述べられており、かつ業界調整の告示案が年末年始以降パブコメまで共有されず (Q&A 案は一度も共有されていない)、パブコメでも Q&A 案は示されず、規制最終化後のデータ整備や検証等に相応の時間を要することが想定される。	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>バーゼルⅢ最終化を踏まえた新规定における IRB の変更点については、その重要性や必要性に応じて、今後 Q&A 化を進めてまいります。</p>
310	第 2 条	<p>マーケット・リスクにかかる規制導入日に関する国際協調をお願いしたい。</p> <p>本規制適用によるマーケット・リスク・アセットへのインパクトは約 41% と多大であり、業界全体への影響は大きい。一方で、平成 31 年 1 月に最終合意された「マーケット・リスクの最低所要自己資本」については、2023 年 1 月に導入が予定されているが、欧州、英国、米国等の主要な法域における導入状況は遅れており、2023 年 1 月の</p>	本規制の実施時期については、海外主要法域の動向等を踏まえ、国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関については令和 6 年 3 月 31 日から、内部モデルを採用しない国内基準金融機関については令和 7 年 3 月 31 日からとしています。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>導入がなされない可能性がある。</p> <p>(参考)</p> <p>欧州：2021年10月27日 CRR3 市中協議実施。施行日は2025年1月。ただし、欧州委員会の委任法により、他の法域に合わせて施行日や内容を変更できる、としている。</p> <p>英国：導入日は未定、2021年後半市中協議予定</p> <p>米国：導入日は未定、2021年第4四半期 NPR 市中協議予定</p> <p>香港：導入日は2024年1月を予定</p> <p>前述のように本規制の業界全体への所要資本へのインパクトは大きく、各国で導入時期が異なると自己資本比率のばらつきを助長するおそれがある。また、本規制下の内部モデルの構築で要求される実在価格データを十分な形で収集するためには、個社ではなく業界におけるグローバルでの連携が必要であり、その点においても導入に関する国際協調が重要と思われる。</p>	
311	第2条	<p>国際統一基準行は2023年3月以降、国内基準行は2024年3月以降の適用とされている。これについてはコロナ禍によりバーゼル国際合意が1年後倒しとなったことに対応するものと評価できるが、その反面、画一的な適用時期の設定は望ましくない。会社によってはコロナ対応に忙殺されているケースもある一方、2022年3月適用に向</p>	<p>実施時期については、国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関については令和6年3月31日から、内部モデルを採用しない国内基準金融機関については令和7年3月31日からとしています。そのうえで、これよりも早期の実施を希望する場合には、金融庁への届出をもってこれを可能な枠組みとしています。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>けて準備している会社もあると考えられるため、①早期適用できるなら国内基準行についても2023年3月以降の適用を容認すべきであり、②早期適用が困難な事例であれば国際統一基準行を含めて2024年以降、あるいは2025年以降の適用猶予を設けるべきである。</p>	
312	第2条	<p>告示適用時期について、標準的手法を使用する国内基準行は2024年3月31日より適用することが可能とされているが、内部格付手法を使用する国内基準行が当該経過措置の対象外となっている理由は何か。</p>	<p>内部格付手法を含む内部モデル採用行については、国際・国内基準の別を問わず同水準の最低資本基準が適用されていることを踏まえ、競争上の公平性の観点から、内部モデル採用行については国際統一基準行と同じ適用時期としたものです。</p>
313	第2条	<p>信用リスク・CVAリスク・マーケットリスクについて、条件を満たす国内金融機関について令和6年3月31からの適用も可能とされた。先に意見募集されているオペレーショナル・リスクについても、同様の条件を満たす国内金融機関については令和6年3月31日からの適用も可能となるのか。</p>	<p>令和3年3月31日にパブリック・コメントを実施したオペレーショナル・リスクに関する規定も含め、内部モデルを採用しない国内基準金融機関については、令和7年3月31日から実施することとしています。</p>
314	第4条第1項	<p>国内基準行が2019年3月31日以降継続して保有しているTLAC債については、経過措置として10年間は旧告示第63条1項または第64条の規定を適用することができるとなっているが、金融機関の格付ではなく、これまでと同様に金融機関が設立された国の格付に応じたリスク・ウェイトが適用できるとの趣旨でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>例えば、格付がA格の本邦金融機関で発行するシニア</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		債は新告示では 30% のリスク・ウェイトが適用される一方、同じ金融機関が発行する経過措置対象の TLAC 債は 20% のリスク・ウェイトが適用されることが想定されることから、解釈を明確にしてほしい。	
315	第 5 条	金融機関のリスク管理実務担当者が法令の読み方に通暁しているとは限らないので配慮してほしい。紛らわしいので「令和 6 年 3 月 31 日以後 1 年間」は「令和 6 年 3 月 31 日から令和 7 年 3 月 30 日まで」と書き換えるべきである。	貴重なご意見として承りました。
316	第 5 条	附則第 5 条では、「同表の下欄に定めるものとする」とあるが、本条文は経過措置の適用が必須という趣旨なのか確認したい。	資本フロアの参照掛け目が異なることにより、各金融機関の公表する自己資本比率の持つ意義が異なることは監督上望ましくないため、経過措置を適用しないことは認められません。
317	第 6 条	誤読を防ぐため、「適用日から起算して 5 年を経過する日までの間」は、「国際統一基準行にあつては令和 5 年 3 月 31 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、国内基準行にあつては令和 6 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」と具体的に書き換えるべきである。	貴重なご意見として承りました。
318	第 9 条	附則第 9 条の「抵当権により完全に保全されていること」は「抵当権により完全に保全されている」ではないか。 また、第 68 条の 2 第 1 項第 2 号および第 69 条の 2 第 1 項第 2 号についても、「抵当権により完全に保全されていない」を「住宅ローンの実行時において抵当権により完	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>全に保全されていない」とする附則が適用されるという理解でよいか。</p>	
319	第 10 条第 2 項	<p>改正案附則第 10 条第 2 項において、「内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャー（新銀行告示第 1 条第 9 号に規定する株式等エクスポージャーをいう。）の信用リスク・アセット額の算出について、適用日から起算して 5 年を経過する日までの間は、新銀行告示第 166 条の規定にかかわらず、前項各号に掲げる投資について、当該各号の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク・ウェイトと旧銀行告示第 166 条第 1 項各号に掲げる方式により算出されるリスク・ウェイトのうち、いずれか大きいリスク・ウェイトを用いることができる。」との記載がある。</p> <p>ここでの「内部格付手法採用行」とは、現時点において、金融庁が承認している銀行と認識している。現時点では内部格付手法の承認を得ていない銀行が、新告示の経過期間中に承認を得た場合は、「内部格付手法採用行」と読み替え、第 2 項で定める手法を適用することが可能との認識でよいか。</p> <p>また、第 2 項で定める手法を一旦適用した後、新告示の経過期間中に、適用を取り止めることは可能か。</p>	<p>改正告示附則第 11 条第 2 項に定義する内部格付手法採用行は、新告示上の内部格付手法採用行であり、ご意見にある現時点で内部格付手法の承認を得ているものには限りません。</p> <p>「第 2 項で定める手法を一旦適用した後、新告示の経過期間中に、適用を取り止めることは可能か」については、ご理解のとおりです。同項はできる規定であり、適用を行わないことが可能です。</p> <p>ただし、附則改正案では、経過措置として旧告示に基づく株式の内部格付手法に基づく計算を求められるとの誤解を招く可能性があるため、条文を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
320	第 10 条第 2 項	<p>附則第 10 条は「できる規定」となっているが、例えば、現行告示でマーケット・ベース方式を適用している上場株式の場合にはリスク・ウェイト 250%を適用（経過措置を適用しない＝本則）し、現行リスク・ウェイト<新リスク・ウェイト（経過措置勘案後）>の場合には新リスク・ウェイトを適用する（経過措置を適用する）という取扱いが可能か。</p>	<p>個別の株式について、経過措置の適用・不適用を判断することは認められません。本趣旨を踏まえ、附則を修正しました。</p>
321	第 17 条	<p>CVA リスクの簡便法は国内基準行すべてに認めるべきである。規制の無駄な複雑化については厳に謹むべきである。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

3. 銀行持株会社1柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行持株会社1柱告示（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
322	第4条第4号	<p>第4条第4号のマーケット・リスク相当額不算入の特例における外国為替リスク・カテゴリーの全体ネットポジションの額（1,000億円未満）については、銀行に適用される条件と同一であることから、銀行持株会社に対する条件については緩和等の措置を検討してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>子銀行においてマーケット・リスク相当額不算入の特例が認められた場合においても、持株会社は不算入特例の対象とはならないケース（子銀行のポジションを合算すると持株会社ベースで為替ネットエクスポージャーが1,000億を超過するとき）がある。この場合、不算入特例の適用のためには、子銀行はポジション削減等の必要性が生じるなど、子銀行単体レベルでみたリスクテイク水準に不公平感があるため。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>不算入特例は、あくまでも特例であり、緩和等は想定していません。したがって、子銀行において閾値（1,000億円等）を超えない場合であり、かつ、銀行持株会社において閾値を超えるときは、マーケット・リスク相当額の算出の対象となります。</p>
323	第249条の2第4項第4号	<p>銀行持株会社告示第249条の2第4項第4号の簡易方式が認められる場合における、外国為替リスク・カテゴリーの全体ネットポジションの額（1,000億円未満）については、銀行に適用される条件と同一であることから、銀行持株会社に対する条件については緩和等の措置</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本邦では、不算入特例を適用しており、特定取引勘定（や商品有価証券勘定）等の取引量が少ない金融機関に対しては条件緩和をしています。その上で、簡易</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p data-bbox="562 217 801 248">を検討してほしい。</p> <p data-bbox="562 312 663 344">(理由)</p> <p data-bbox="562 360 1263 584">本告示案では、不算入特例の適用条件が銀行と持株会社で同条件であるため、結果として持株会社レベルでは不算入特例が認められない場合がある。こうした銀行・持株会社に対する措置として、簡易方式の適用が可能となるよう、条件緩和の検討をお願いしたい。</p>	<p data-bbox="1296 217 1995 296">的方式の利用についても認めており、必要な対応は行われているものと考えられます。</p>

4. 信金1柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、信金1柱告示（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
324	—	<p>本告示案は、特に中小金融機関の事務負荷の観点において、ある程度配慮されたものと歓迎する。</p> <p>一方、国際合意上「信用リスクの標準的手法の見直し」は、リスク感応度の向上と金融機関間の比較可能性の向上が目的であり、「資本賦課水準の引き上げは目的としない」と理解しているが、本告示案は、以下の点でリスク・アセットが増加し、その結果、多くの金融機関にとって自己資本比率は低下する可能性が高くなっている。</p> <p>これにより、金融機関の融資行動が消極的になる可能性があるほか、預金者等の顧客にとってみると、自己資本比率が最もわかりやすい健全性指標であることを踏まえると、想定外の悪影響が生じる恐れもある。</p> <p>したがって、リスク・ウェイトの水準については、資本賦課水準の引上げを目的とするものではない—という原則を徹底し、慎重な検討をお願いしたい。</p> <p>また、本告示案は、国際合意を基に規定されたものと思</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、ご指摘の新型コロナウイルス感染症に関しては、金融機関における対策に万全を期すため、内部モデルを採用しない国内基準金融機関については、改正案よりも実施時期を更に1年延期し、令和7年3月31日からとする枠組みとします。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>料するが、国際合意は新型コロナウイルス感染症が拡大する前の経済実態の上で策定されたものであり、適用時期以外はコロナ禍における情勢が考慮されたものではない。</p> <p>ついては、コロナ禍における先行き不透明な状況を踏まえ、実務面においても個々の金融機関の実情を考慮いただき、画一的な運用にならないようお願いしたい。</p> <p>(特にリスク・アセットが上がると思われる項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸貸用不動産向けエクスポージャー ・ 株式 (REIT 含む) ・ オフバランス ・ 延滞エクスポージャー <p>(理由)</p> <p>コロナ禍等を踏まえ、柔軟な対応をお願いするもの。</p>	
325	第3条の2第1項第1号	<p>マーケット・リスク相当額不算入の特例を受けるには、「直近の算出基準日においてマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと」とある。これは、一度マーケット・リスク相当額に係る額を算入することになった場合は、その後、永久的にマーケット・リスク相当額に係る額を算入し続けなければならない(二度と不算入特例を適用することは認められない)との趣旨か確認したい。</p>	<p>ご理解のとおり、マーケット・リスク相当額不算入の特例においては、一度、マーケット・リスク相当額を算出した場合は、その後も継続して算出することが求められません。これは、一度、閾値以上の取引実績のある金融機関は、その後も閾値以上の取引の可能性があるためです。また、一度でも閾値を超過した場合は、マーケット・リスクの重要性が高いものと判断し、追加の資本賦課を求めるものとします。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>本特例は、あくまでもマーケット・リスク量が少ない（重要性が低い）ことから不算入を容認する規定である。重要性が低いにも関わらず、一度閾値を超えたことで永久的に不算入特例が適用できないのは、いたずらに事務負担を高めるだけで過剰な規制ではないかと思料する。また、リスクを軽減しようとする経営のインセンティブが働かなくなる恐れもある。</p> <p>閾値の範囲内でも高リスクを懸念するのであれば、監督上の取扱い（モニタリング等）としてほしい。</p>	
326	第 42 条の 2	<p>国内基準行（特に中小・地域金融機関）において、融資先に対しては、適切な審査と自己査定を行っており、本条で求める要件を満たしているものと思われるが、資金運用業務に係るデュー・ディリジェンスについては、実務上の配慮が必要と思料する。現行実務を超える新たな手続きの整備を求めないようにしていただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>地域内で中小企業金融を行なっている場合、貸出業務における融資先と資金運用業務における投資先が異なる（逆に、大手行では融資先と投資先が重複するケースが多数あるものと思われる）。</p> <p>このため、資金運用業務では、融資業務のような査定が行えず、デュー・ディリジェンスを行うとしても外部格付</p>	<p>金融機関の規模、複雑性に応じ、適切に投融資時の審査、自己査定、信用格付等が実施されていれば、基本的には告示の要件を満たしているものと扱っていただいて差し支えありません。また、該当条文については、今後新設の Q&A を設けることを予定しております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>等の公表情報や目論見書等の販売会社等からの情報提供に依存することとなる。逆に、大手行では、貸出業務で入手した情報や、それに基づく査定結果などの情報を、資金運用業務のデュー・ディリジェンスにも活用できるものと考えられるが、中小企業金融機関において同様の対応は困難である。</p>	
327	第 42 条の 2 第 1 項第 5 号	<p>個別のエクスポージャーに係る債務者の評価の結果について、「金融庁長官の求めに応じて提出」とあるが、具体的にどのような項目を求めるのか明示してほしい。</p> <p>特段定めないのであれば、金融機関の内部管理（管理項目や粒度）を尊重してほしい。</p> <p>（理由）</p> <p>どのような項目の提出が求められるのかある程度、明示した方が、金融機関の内部態勢整備にも繋がるので、有用ではないか。</p>	<p>個別のエクスポージャーに係る債務者の評価の結果については、必要に応じ、各金融機関が内部管理上使用している資料の提出が求められます。</p>
328	第 42 条の 2 第 1 項第 6 号	<p>デュー・ディリジェンスについて、「信用供与の実行時点及び年一回以上の頻度」の実施を求めているが、通常年度末に自金融機関の決算書を作成（その過程で時価評価などの会計上の手続きを実施）し、リスク・アセットを算出している。その従来から行われている一連の手続きをもって、本条で求める要件を満たすものとしてほしい。</p> <p>（理由）</p> <p>現行実務を超える手続きの整備を求めないよう配慮し</p>	<p>告示では、デュー・ディリジェンスについて、信用供与の実効時点及び年一回以上の頻度での実施を求めているところ、自己査定や決算書の作成等により、実態として告示の要件が満たされていれば足りるものと考えられます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		てほしい。	
329	第 57 条の 2	適格要件を満たさない場合や、カバード・ボンドに該当するか否かの確認が実務上難しい場合のリスク・ウェイトを示してほしい。保守的に、「金融機関向けエクスポージャー」（第 57 条）として扱うことも許容してほしい。	カバード・ボンド向けエクスポージャーの適格資産要件を満たさない場合は、金融機関向けエクスポージャーに該当するものと考えられます。
330	第 57 条の 2 第 4 項	発行体に対して IR 上の開示や目論見書等による情報提供を促してほしい。 (理由) 投資家である金融機関にとっては、発行体が「開示要件」も含めた要件を充足していることをどのように確認すればよいかという実務上の課題がある。	貴重なご意見として承ります。
331	第 59 条第 3 項第 4 号	中堅中小企業向けエクスポージャーが無格付の場合、リスク・ウェイトは「85 パーセントとする」とあるが、中堅中小企業等の判定ができない場合も、第 4 項の要件を満たさないものとしてリスク・ウェイト 100 パーセントになるとの理解でよいか。	ご指摘のエクスポージャーが法人等向けエクスポージャーに該当するものであれば、ご理解のとおりです。当該趣旨を明確化するため、第 59 条第 3 項は「できる」規定に修正します。
332	第 59 条第 4 項	中堅中小企業等の「売上高」の把握は、当該中堅中小企業等の把握できる直近の決算書ベースで差し支えないか。自己資本比率算定基準日時点に限定して把握することは実務上困難である。なお、この「売上高」の確認方法は、金融機関の内部管理に委ねてほしい。	中堅中小企業等に係る売上高判定については、今後 Q&A で具体化することを予定しております。
333	第 59 条第 4 項	中堅中小企業等については、ただし書きで「当該法人等が卸売業を営む場合その他の当該法人等の事業規模を判断するに当たって売上高を用いることが適切でない場合	法人等の事業規模を判断するに当たって売上高を用いることが適切でない場合として、例えば、日本標準産業分類における「金融・保険業」を主要な事業として営む事業

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>は、総資産が 50 億円未満の当該法人等をこれに含めることができる」とあるが、卸売業のほかどのような業種が考えられるか明示（例示）してほしい。</p>	<p>法人であって、当該事業法人の売上高が把握できない場合等が考えられます。</p> <p>今後 Q&A を改正し、内部格付手法に関する Q&A 第 1 条第 51 号-Q1 と同様の考え方を、本規定にも適用できることとする予定です。</p>
334	第 61 条第 3 項第 2 号	<p>「契約上定められた上限の範囲内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動しうるエクスポージャー」について、具体的に Q&A 等で明示（例示）していただきたい。また、トランザクターの考え方について、以下の点について確認したい。</p> <p>①当該トランザクターのリスク・ウェイトが適用されるのは、「空き枠」についてのみか。</p> <p>②トランザクターに該当した場合でも、同一債務者の他債権（証書貸付・手形貸付等）はトランザクターには該当しないという考え方でよいか。</p> <p>③トランザクターの判定をする場合、貸出利息の元加は「引出」に該当するか。</p> <p>④トランザクターの対象となる「当座貸越」の範囲に、狭義の当座貸越契約以外のコミットメント（カードローン等）が含まれるか。</p>	<p>第 61 条第 3 項に係る具体的な考え方については、今後 Q&A で明確化することを予定しております。</p> <p>なお、頂戴した具体的なご照会事項については、以下のとおりとなります。</p> <p>①については、いわゆる「空き枠」の与信相当額に対して適用されます。</p> <p>②については、ご理解のとおりです。</p> <p>③については、利用実績がなく、残高が 0 円であることを前提にした条件であることから、当該債権に元加が発生する状況は想定され難いものと考えられます。</p> <p>④については、当座貸越に限らず、告示の要件に合致するものは含まれるものと考えられます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
335	第 61 条第 3 項第 2 号	<p>「(前略) 過去 12 月にわたり債務の残高が零であること」とは、過去 12 か月にわたって当座貸越の利用残高がゼロ（引き出し実績がない）であることと理解してよいか。</p> <p>したがって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①過去 12 か月にわたり貸越残高がゼロの口座 ②12 か月前に残高はあるがその後 12 か月にわたり引き出しがない口座 ③過去 12 か月にわたり当初（12 か月前の）貸越残高を超える貸越の実行が発生していない口座 <p>のうち、②③は含まれないという理解でよいか。</p> <p>(理由)</p> <p>国際合意上（パラグラフ 55）は、「過去 12 か月にわたって当座貸越を利用していない場合、トランザクターとみなされる。」とされていると思われるが、告示案の表現では左記①のみが対象であるとも読み取れるため、念のための確認。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
336	第 61 条第 3 項第 2 号	<p>当座貸越契約において、以下のようなケースがトランザクターの要件を満たし、リスク・ウェイト 45%となるか確認したい。</p> <p>(例) 極度額 100 万円の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①極度額（100 万円）そのものが過去 12 か月以前から 	<p>トランザクターの判定は、12 か月間に渡る過去の取引実績に基づいてリスク・ウェイトを判定する必要があることから、単に 12 ヶ月前の状況を把握するだけでは、トランザクターと判定することはできません。</p> <p>具体的な事例についての考え方は以下のとおりです。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>使用されていない場合（オンバランス部分も 0）、リスク・ウェイト 45%=100 万円</p> <p>②貸越残高はあるものの、過去 12 か月間に貸越の実行がない場合（オンバランス部分は 70 万円に変化なし）、リスク・ウェイト 45%=30 万円</p> <p>③実行残高を都度把握し、リスク・ウェイト判定日の未使用残高が 30 万円（オンバランス部分は 70 万円）で、過去 12 か月間に貸越の実行はあるものの、一度も実行残高が 70 万円を超えていない場合、リスク・ウェイト 45%=30 万円</p> <p>④実行残高を都度把握し、リスク・ウェイト判定日の未使用残高が 60 万円（オンバランス部分は 40 万円）であるが、過去 12 か月間の最大実行額が 70 万円で最小の未使用残高が 30 万円であった場合、リスク・ウェイト 45%=30 万円</p> <p>【論点および要望】</p> <p>当座貸越をある程度の頻度で利用している顧客の場合、残高（あるいは未使用残高）は頻繁に変動するが、過去 12 か月間における実行残高を常時把握すること（上記②③④）は現状のシステムでは不可能で相応のシステム開発を要する。</p>	<p>①については、該当します。</p> <p>②・③・④については、当座貸越契約の場合、貸越残高があるものは、トランザクターには該当しません。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>この事務負荷を考慮した簡便法として、例えば「12 か月前の貸越残高と RW 判定日の貸越残高を比較して、前者より後者が少なければ貸越の実行がなかったものとみなす」といった取扱いが許容できないか。</p> <p>また、上記①～④の例がトランザクターの要件を満たす場合、事務負荷等の観点から上記①のみをリスク・ウェイト 45%の対象とする運用が可能か確認したい。（「できる規定」ではあるが、要件を確認できるエクスポージャーのみをリスク・ウェイト 45%とできるか念のための確認。）</p> <p>なお、トランザクター要件の判断要素は、上記の通り金融機関によって状況が大きく異なることが想定されるため、判断しやすいように上記の確認内容を Q&A 等で明示してほしい。</p>	
337	第 62 条	<p>不動産向けエクスポージャー全般について、適用判断にあたって例えば以下のような様々な論点が想定されるため、具体的な判定基準を Q&A 等により明示してほしい。また、金融機関によって実務上様々なケースが想定されるため、原則に拘泥せずに金融機関の内部管理上の判断基準を尊重してほしい。</p> <p>(論点例)</p>	<p>ご指摘の点に係る不動産向けエクスポージャーの具体的な取扱いの解釈については、今後 Q&A で具体化することを予定しております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 棟で居住用と賃貸用が混在しているときどのように判定するか ・ 店舗併用住宅はどのように判定するか ・ 修繕費等は含まれるか ・ 根抵当権の判定をどのように取り扱うか（複雑なものもある） ー等 	
338	第 62 条	<p>告示案では、住宅ローンやアパートローン等について「住宅」を対象とするものと定義している。この点については、現行 SA の「抵当権付き住宅ローン」でも「住宅」を対象としているため、特別に変更されたものではないが、告示案では、賃貸目的の居住用不動産（アパート・賃貸マンション等）も、賃貸用不動産向けとして新たな規制となるため、「賃貸目的の住宅」について、どの範囲まで対象となるかは、新たな論点である。</p> <p>このため、現行実務なども念頭に、「住宅」の範囲について検討いただき、新たに「居住用」と「事業用不動産」の区分を行う金融機関向けに、例示してほしい。そのうえで、最終的な取扱いは、金融機関の内部管理上の取扱いに委ねてほしい。</p> <p>（理由）</p> <p>【参考】現行実務における居住用と事業用の区別 〈自己居住用の住宅〉 「自己居住用の住宅（自己居住用不動産）」に係る住宅</p>	<p>店舗共用住宅ローン等に係る判断の考え方については、今後 Q&A 等で明らかにしていくことを予定しています。第 62 条及び第 63 条に該当しない場合であっても、第 64 条の 2 に規定するその他不動産関連エクスポージャーに該当する場合もあるため、同条の要件に沿って適切にご判断ください。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>ローンについては、基本的に消費性資金として管理されており、事業用と区別が可能。</p> <p>ただ、自己居住用と事業用の狭間にあるものとして、店舗等との併用住宅がある。店舗併用住宅（自己居住用）については、①業種別貸出金の分類上は床面積等に応じて按分、②自己資本比率の現行 SA での算定上は「抵当権付き住宅ローン」に該当しない（「リテール債権」や「右記以外エクスポージャー」扱い）取扱いとされている。</p> <p>〈賃貸目的の住宅〉</p> <p>「賃貸目的の住宅（居住用不動産）」に係る貸出金（いわゆるアパートローン等）については、基本的に収益物件向けの事業性資金として管理されており、事業用不動産との区別が曖昧である。</p> <p>個人債務者の場合、業種別貸出金の分類上は「個人による貸家業」として不動産業に区分され、個人オーナーの「アパート」（住宅）なのか「テナントビル」（事業用不動産）なのかは、必ずしも区分されていない。区分できるかどうかは、担保物件をどの程度細かく管理しているか次第であるが、金融機関ごとに線引きは区々と考えられるほか、いずれの物件も「収益物件」として管理し明確に区分していないケースもある。</p>	
339	第 62 条第 1 項第	「増改築」という表現に、修繕やリフォームが含まれる	当該規定には、修繕やリフォームも含まれます。本趣旨

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
	3号	<p>か否かについては、各金融機関の内部管理上の取扱いに委ねてほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>修繕やリフォームについては、内容が様々であり、貸出金額も少額なものから高額なものまで多岐にわたる。例えば「リフォームローン」と銘打った商品であっても、担保として抵当権を設定する商品と無担保の商品がある(無担保の方が金利は高めになるが、登記設定費用を勘案すると、少額借入の場合は、この方が顧客に有利な場合もある)。無担保の場合には、当然ながら、資金使途がリフォームであっても、他の無担保の貸出と同様に、通常の「個人向け」の枠組みで扱われることになり、「リフォームローン」の中で債権ごとに異なるエクスポージャー区分に分かれることも考えられるが、金融機関によってはこのような区別ができない可能性もある。</p> <p>また、内部管理上の資金使途の管理状況も、金融機関によって様々であるため、明示的に線引きを行うことは困難と考えられる。したがって、解釈として「増改築」の範囲を限定してしまうと、現行の内部管理と整合的ではなくなり、リスク・アセット計測のために二重管理を行う必要性が生じる恐れがある。</p>	<p>を明確化するため、条文に「その他関連費用」という文言を追加します。なお、住宅関連費用として当該規定を適用するためには、当該費用が担保とする住宅関連の費用に限定されることに留意が必要です。本要件の該当性については、上記の点を踏まえつつ、各金融機関において適切にご判断ください。</p>
340	第62条第3項	<p>「適格性の要件」全般について、現行の融資実務・査定実務と整合的になるように規定してほしい(あるいは解</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>釈を示してほしい)。</p> <p>(理由)</p> <p>本邦金融機関は、金融商品会計基準等の会計制度や、監督指針・旧金融検査マニュアル等の行政上の指針等に基づく、自己査定・引当の実務が醸成されており、各々の金融機関ごとに長年の取組みを経て根付いている。</p> <p>今回の告示案では、個別の条文ごとに、例えば「保守的な」、「信用供与に関する一連の手続きから独立」、「将来において生じることが見込まれる物件価値の上昇が反映されていないこと」、「物件の市場価値を取得できる場合には、当該市場価値を上回るものではないこと」、「全ての情報に関する文書」といった表現が散見されるが、自己査定・引当は、「適正性」「十分性」といった観点から適切な水準を目指すものであり、現行実務担当者の目線から見ると、「現行の自己査定・引当とは異なる別の評価基準等を設けないといけないのか？」と感じられる。全体として、現行の融資実務・査定実務と整合的になるよう、現行の内部管理の取扱いを尊重し、二重管理といったことにならないよう、お願いしたい。</p>	<p>なお、告示に定める適格性の要件を満たす範囲において、現行の融資・査定実務が否定されるものではないと考えられます。</p>
341	第 62 条第 3 項第 1 号	<p>「抵当権が第一順位であること」とあり、根抵当権も対象と思われるが、根抵当権が共用債務（債務者が複数）の場合の取扱いはどうなるのか。</p>	<p>根抵当権が第一順位である場合、債務者の別を問わず、当該根抵当権により保全された自己居住用不動産向けエクスポージャーに該当する可能性があります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
			<p>例えば、2つの異なる債務者の債務が設定されており、そのどちらも自己居住用不動産向けエクスポージャーの要件を満たす場合には、一つの根抵当権により合算された一つの債務が保全されているものと見做して、LTVを計算し、それぞれに適用するリスク・ウェイトを判定することとなります。</p> <p>なお、根抵当権により複数の債権が保全されている場合のLTVの計算例や取扱いについては、今後、Q&Aで明確化することを予定しております。</p>
342	第62条第3項第1号	<p>抵当権が第二順位の場合の適格性要件について以下のケースの妥当性を確認したい。</p> <p>(例)</p> <p>① 物件の評価額が8千万円であって、第一順位に他行(A行)の抵当権が7千万円設定されていた(残債も7千万円)とする。当庫(B庫)に対して修繕費用2千万円の資金需要があり、第二順位に当庫の抵当権2千万円を設定した場合(実行額2千万円)、LTV比率が100%以下を満たさないため、B庫は全額不適格となるか。</p> <p>② ①の場合に、B庫の設定は「根抵当権」2千万円であったが、修繕費用の資金需要は1千万円であり、実行額も1千万円であったとすると、LTV比率は100%以下であるため、B庫は適格性要件を満たすか。</p>	<p>ご指摘の事例については、以下のように判断されます。</p> <p>① 分子：7000+2000=9000、分母：8000 LTV>100%となるので、第二順位としての適格要件を満たしません。</p> <p>② 分子：7000+1000=8000、分母：8000 LTV=100%となり、要件は充足します。</p> <p>③ 第一順位、第二順位ともに自金融機関が保有している場合にあっては、一のエクスポージャーとみなして、LTVに基づくリスク・ウェイト判定及びリスク・アセット計算を行うこととなります。①のケースでは、LTV>100%として判定されるリスク・ウェイトをエクスポージャーの合計額9000に適用することとなります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>③ ①の場合に、第一順位がB庫であったとしても、同様となるか（すなわち、B庫は第一順位が適格で、第二順位が全額不適格となるか。）。</p> <p>④ ①に似た事例として、物件の評価額が8千万円であって、A行は第一順位の根抵当権を1億円で設定（ただし、残債は5千万円と判明。）、B庫は第二順位の根抵当権2千万円（残債1千万円）だとすると、A行の根抵当権によりB庫の根抵当権が物件価値の範囲外にあるものの、LTV比率100%以下ということで、適格性要件を満たすか。</p> <p>⑤ ④の場合、A行の残債が判明していない場合には、残債を根抵当権の限度1億円あるものとみなして、B庫の第二順位は不適格と考えるべきか。</p> <p>⑥ 物件の評価額が1億円であって、第一順位の他行（A行）の抵当権が7千万円で設定されていた（残債も7千万円）とする。当庫（B庫）に第二順位として根抵当権を1千万円設定しているが、残債としては3千万円ある場合、LTV比率は100%以内にあるものの、B庫の根抵当権は一部しかカバーしていないケースとなる。B庫の債権は、1千万円は適格性要件を満たし、2千万円は非適格と考えればよいか。</p>	<p>④ 第一順位を設定するA行の抵当権が根抵当権である場合にあっては、極度額までの保全が担保されることから、残額ではなく極度額を分子の判定に用いるべきと考えられます。従って、分子・分母は以下のとおりとなり、$LTV > 100\%$となるので、第二順位としての適格要件を満たしません。</p> <p style="padding-left: 20px;">分子：$10000 + 1000 = 11000$ 分母：8000</p> <p>⑤ A行の残債が判明していない場合も④と同様の計算式により、$LTV > 100\%$となるので、第二順位としての適格要件を満たしません。</p> <p>⑥ 自金庫であるB庫の残債3,000万円が全て、担保物件に係る不動産関連費用であることを前提とします。この場合、LTV比率の計算は、次のとおり計算され、$LTV \leq 100\%$となり、適格要件を満たします。</p> <p style="padding-left: 20px;">分子：$7000 + 3000 = 10000$ 分母：10000</p> <p>一方で、国内基準の標準的手法採用行の例外を使う場合、第二抵当権に係る適格要件は、抵当権により完全に保全されているかにより判定することとなります。今回のケースでは、抵当権が1,000万円しかなく、$1000 < 3000$で抵当権により完全に保全されているという判断はできないこと</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>(理由)</p> <p>金融機関の判断の参考に資するものと思料する。</p>	<p>から、適格要件は満たしません。</p>
343	第 62 条第 3 項第 3 号	<p>「健全かつ保守的な算定基準」という表現が抽象的であるが、例えば、土地について、相続税路線価を基準として財産評価通達に準じた基準を内部規程として制定し、かつ、恣意的な運用を認めないというようなケースは該当すると理解してよいか。</p> <p>これは一例であるが、金融機関ごとに管理実態は様々であることが考えられるため、Q&A 等で明示（例示）のうえで、最終的な取扱いは個別金融機関の内部管理上の取扱いに委ねてほしい。</p>	<p>「健全かつ保守的な算定基準」の考え方については、今後 Q&A で具体化することを予定しております。</p>
344	第 62 条第 3 項第 3 号	<p>「信用供与に関する一連の手続から独立している」というのは、具体的にはどのような状態を示すのか。信用供与審査に利用するために規定している担保評価基準をそのままリスク・ウェイト判定に利用する場合でも、適格性要件を満たすという理解でよいか。</p> <p>また、最終的な取扱いは個別金融機関の内部管理上の取扱いに委ねてほしい。</p>	<p>「信用供与に関する一連の手続から独立している」こと の考え方については、今後 Q&A で具体化することを予定 しております。</p>
345	第 62 条第 3 項第 3 号	<p>自己居住用住宅ローンの物件価値の評価について、「債務者の返済能力又は業績に大きく依存するものではないこと」を求めているが、収益物件ではなく単なる居宅であることから、債務者の評価ではなく担保評価にこのような要件を設けることに違和感がある。</p>	<p>自己居住用住宅ローンにおいて、物件価値に債務者の返済能力が反映される蓋然性は低いことから、当該要件は原則として充足するものと判断して差し支えありません。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>他の不動産向け（第 62 条の 2 以降の区分）でも準用するため、技術的に設けざるを得ないのであれば、少なくとも、自己居住用不動産向けエクスポージャー（第 62 条及び第 62 条の 2）では考慮する必要がないことを明確にしてほしい。</p> <p>（理由）</p> <p>債務者の返済能力等は、債務者の評価では当然に勘案するものの、住宅ローンの担保価値の評価に債務者の返済能力を加味することはないと思われる。</p>	
346	第 62 条第 3 項第 3 号	<p>本条文中の「信用供与の期間にわたり継続することが見込まれる物件価値に比して過大に評価されている」という表現は、どのようなケースを想定しているか。</p> <p>また、マンションやビルのように、耐用年数が長く、立地等によっては時価が上がる可能性のある物件についても、その水準が適正であれば本条に規定する「調整」は不要との理解でよいか。</p> <p>なお、該当するか否かの判断は、基本的には各金融機関の内部管理（査定業務やリスク管理業務等の現行実務）における考え方を尊重してほしい。</p>	<p>「信用供与の期間にわたり継続することが見込まれる物件価値に比して過大に評価されている」とは、例えば、市況の過熱等による一過性の評価の上昇等が該当するものと考えられます。ただし、その該当性については、具体的な事例に即して、各金融機関において適切に判断いただく必要があります。</p>
347	第 62 条第 3 項第 4 号	<p>本邦金融機関では、金融商品会計基準等の会計制度や、監督指針や旧金融検査マニュアル等の行政上の指針等を</p>	<p>信用リスクの監視に関する規程等が適切に文書化されている限りにおいて、新たな規程策定を求めるものではあ</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>踏まえ、自己査定やリスク管理に係る内部規程が整備されている。</p> <p>本条文では、「文書化」を求めているが、基本的には、このような経緯を踏まえ、現行の内部規程が本条で規定する「文書化」を充足するものと理解してよいか（新たな規程策定を求めるものではないものとしてほしい）。</p> <p>また、本条文中の「全ての情報」という表現については、エクスポージャーごとに、担保評価が第3号の要件を満たすことを確認し、そのエビデンスとなるあらゆる情報を文書化して残しておく必要があるようにも読み取れてしまう（特に「全て」という表現が強すぎるように感じる）。基本的な考え方として、まず、現行実務をベースとした内部規程があり、その内規にしたがって、与信判断時の稟議書類等が保存され、その後の自己査定のプロセスについても内規に従って保存対象の書類等を保存していれば問題ないと理解してよいか。</p>	<p>りません。</p> <p>また、ご指摘を踏まえ、条文を修正します。</p>
348	第62条第3項第4号	<p>リスク・ウェイトの判定過程等においても、何らかの文書化（エビデンス保管）などが求められるのか。システム上で判定することも考えられ、その場合、システム上でどのような情報をエビデンスとして保管しなければならないのか、何らかの最低基準があるのか（金融機関の内部管理に委ねるのであれば、その旨を明らかにしてほしい）。</p>	<p>信用リスクの監視に必要な情報の管理については、各金融機関において適切にご判断ください。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		(例) 返済原資が不動産収入に依存するか否かの判定、リスク・ウェイト決定要因となる担保価値(不動産価格等)の情報、など	
349	第 62 条第 4 項	LTV の算定上、小数点以下の処理(小数点以下第何位まで算出するか、四捨五入・切り捨て・切り上げ等するか)は、自金融機関の他のリスク・アセット算出等の内部管理上の取扱いと整合的であれば問題ないか。	LTV 比率の算定における小数点以下の処理については、各金融機関において適切にご判断ください。ただし、その取扱いについては、各金融機関において一貫性をもって継続的に適用することが必要です。
350	第 62 条第 4 項第 1 号	<p>LTV を算出する場合の「貸出金の額」について、当金融機関が保有するエクスポージャーの抵当権が第二順位の場合は、「第一順位及び第二順位の抵当権を設定している者の算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーの額」を加えるとされている。</p> <p>しかしながら、この「第一順位及び第二順位の抵当権を設定している者の算出基準日時点の信用リスク削減手法を適用する前のエクスポージャーの額」は、例えば第一順位が他行等による抵当権であった場合、正確なエクスポージャーの額の算定は実務上困難である。このような場合、抵当権の登記上の被担保債権の債権額(金利は考慮しない)等により算定することを許容するなど、従来からの実務で、各金融機関が担保余力を考慮する際に使用している方法を尊重してほしい。</p>	先順位の抵当権者の残高が把握できない場合、登記上の債権額を記載することも認められます。なお、先順位の抵当権が根抵当権である場合、仮に当該抵当権者の残高を把握できても、根抵当権の極度額まで優先的に保全されることから、当該極度額を先順位者のエクスポージャー額として考慮することに留意が必要です。
351	第 62 条第 4 項第 1 号	第 4 項では「貸出金の額」とあるが、第 1 号では「エクスポージャーの額」となっており整合していないことから、平仄を合わせるべき。なお、エクスポージャーには	ご指摘のとおり、「貸出金の額」と解釈することも認められます。なお、先順位の抵当権が根抵当権である場合、仮に当該抵当権者の残高を把握できても、根抵当権の極度額

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>未収利息も含まれると考えられ、仮に、他行が第一順位で当金庫が第二順位の場合、実務上他行の未収利息を把握することは不可能である。</p> <p>したがって、「エクスポージャーの額」ではなく、「貸出金の額」としてほしい。</p>	<p>まで優先的に保全されることから、当該極度額を先順位者のエクスポージャー額として考慮することに留意が必要です。</p>
352	第 62 条第 4 項第 2 号	<p>「担保に付された物件の価値」とあるが、当該価値とは担保の対象となる物件自体の評価額のことであり、抵当権のことではないとの理解でよいか。</p> <p>(例) エクスポージャーが 5 千万円、物件の評価額が 1 億円、抵当権 (第一順位) が 5 千万円の場合 正 : $LTV = 5 \text{ 千万円} \div 1 \text{ 億円} = 50\%$ 誤 : $LTV = 5 \text{ 千万円} \div 5 \text{ 千万円} = 100\%$</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
353	第 62 条第 4 項第 2 号	<p>「固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合」がどのようなケースを意図しているか、Q&A 等で明示 (例示) してほしい。</p> <p>一般的な住宅等の担保評価では、建物部分を逡減させ、土地部分を洗い替える方式が多くケースで用いられている。この場合、土地部分は逡減するものではないため、物件全体としては必ずしも低下し続けるわけではない。したがって、特段の事情の無い一般的な担保評価においては、ここでいう「永続的な減少」には当たらないと理解してほしい。</p>	<p>「固有の事象により物件価値の永続的な減少が明らかな場合」については、個別事情に即した判断が必要となりますが、例えば、土地の土壌汚染や、災害等による建物の破損等が挙げられるものと考えられます。</p> <p>また、公示価や路線価の変動、建物の減価償却は、一般には、固有の事象に該当しないものと考えられます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>また、評価基準である「公示価」「路線価」の変動、「建物の減価償却」等は固有の事象に該当しないとの理解でよいか。</p>	
354	第 62 条第 4 項第 2 号	<p>「増改築により物件価値が上昇する場合」とあるが、増改築によるものに限定している意図を明らかにしてほしい。</p> <p>ここでいう「増改築」は、増築によって建物部分の床面積が増加するケースや、改築によって建物を当初よりも高品質化することを意図しており、修繕・リフォーム等によって、当初から劣化してきた住環境を維持・回復をさせるようなものは該当しないと理解してよいか。</p> <p>他方で、修繕・リフォーム・リノベーション・改築などは、線引きが難しく、与信管理上も、例えば「リフォームローン」の商品コードで管理されるケースや、あるいは資金用途コードが区別されないケースも想定される。したがって、原則としての考え方を明示（例示）したうえで、最終的な判断は、金融機関の内部管理に委ねてほしい。</p>	<p>当該規定には、修繕やリフォームも含まれます。本趣旨を明確化するため、告示条文においても「その他関連費用」という文言を追加します。なお、住宅関連費用として当該規定を適用するためには、当該費用が担保とする住宅関連の費用に限定されることに留意が必要です。本要件の該当性については、上記の点を踏まえつつ、各金融機関において適切にご判断ください。</p>
355	第 62 条の 2	<p>原則（第 62 条及び第 63 条）の規定と本条の例外規定を併用することが可能か、下記のパターンについて明らかにしてほしい（恣意的な運用をしない前提で併用を容認してほしい）。</p>	<p>一つのエクスポージャーで原則と例外を併用することはできませんが、エクスポージャーの種類が異なる場合は、原則と例外を併用することは可能です。</p> <p>具体的な考え方については、今後 Q&A で公表することを</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>例えば、将来的には原則による管理に移行することも想定され、その際、既存債権については本例外規定を適用したいニーズもあり得ると思われる。また、LTVの算出が容易にできる商品と、容易にできない商品が併存することも考えられる。</p> <p>意図的に適用範囲を変更してリスク・アセットを小さくするというような恣意的な運用を行わない前提として、実務に照らして適切な範囲で、例外規定の適用範囲を検討することを、金融機関の判断に委ねてほしい。</p> <p>【原則と例外規定の併用のパターン】</p> <p>①自己居住用不動産向け 原則 or 例外の併用</p> <p>②賃貸用不動産向け 原則 or 例外の併用</p> <p>③自己居住用不動産向けは例外 or 賃貸用不動産向けは原則の併用</p> <p>④自己居住用不動産向けは原則 or 賃貸用不動産向けは例外の併用</p> <p>(理由)</p> <p>本条の例外規定は、LTV 比率算出が困難な場合の代替措置として設けられたものと思料する。一方、同じエクスポージャーの中でも LTV 比率算出が容易なもの、そうでないものも存在する。したがって、原則を基本としつつ、例外規定が「できる規定」であることを鑑み、一律適用ではなく、原則と例外規定の併用ができないか。(あくまでも</p>	<p>予定しております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		LTV 算出実務の観点であり、リスク・アセットを恣意的に軽減する目的ではないが、その点は監督上の取扱いとしてほしい。）	
356	第 62 条の 2	<p>「例外規定」を適用後、データ整備ができ次第原則を適用しようとした場合、それ以降の新規与信のみでなく既存の債権についても適用方法の変更は可能か。また、可能な場合、どのような手続きが必要か。</p> <p>(理由)</p> <p>データ整備に時間を要することから当初は「例外規定」を適用し、データ整備が完了してから原則を適用したいというニーズは一定数あると思われる。</p>	<p>例外適用から原則適用に変更する際、新規与信のみでなく既存の債権についても変更は可能です。また、その手続きに関する具体的な規定はないものの、内部規定の改定等、内部管理上、適切な対応が必要と考えられます。具体的な考え方については、今後 Q&A で公表することを予定しております。</p>
357	第 62 条の 2	<p>国内基準金庫の例外における「抵当権により完全に保全されている」ことの判断基準についても、LTV 比率算出の特例と同様の考え方が踏襲されることを確認したい。また、そのことを Q&A 等で明示してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>LTV 比率に係る担保評価の時点(信用供与の実行時点か直近か)については、第 64 条の 5 で規定する特例により金融機関の内部管理に委ねられたと思われるが、自己居住用向け及び賃貸用不動産向けエクスポージャーの例外で規定する「抵当権」の評価の時点については言及されていない。</p>	<p>ご指摘の点については、今後、Q&A で明確化することを予定しております。</p>
358	第 63 条	LTV 比率算出の定義が規定されていないが、第 62 条第	ご指摘を踏まえ、第 63 条等にも LTV 比率算出の定義を

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		4項を準用する必要はないか。	規定することを予定しております。
359	第63条第1項	<p>「住宅」を前提としているが、自己居住用の店舗併用住宅と同様に、賃貸用不動産（アパート・賃貸マンション）でも一部にテナントが入るケース、あるいは賃貸用不動産の一部に債務者（オーナー）自身が自己居住するケースや、逆に、債務者自身の自己居住用住宅がベースで、一部を賃貸とするケースなど、「住宅」と「事業用」の線引きや、「賃貸目的」か「自己居住目的」かの線引きが難しいケースもある。</p> <p>これらについての考え方を、Q&A等で明示（例示）してほしい。また、基本的には金融機関の内部管理上の区分を尊重してほしい。</p>	今後、Q&Aで具体化することを予定しております。
360	第63条第1項第1号	<p>資金用途を「当該住宅の建設、取得又は増改築」に限定しているが、その他の付随費用やランニングコストについてはどのように考えたらよいか。</p> <p>収益物件の運営上は、例えば、管理会社への委託費用など（清掃・消防点検・入居者の募集など）、共用部分の光熱費、固定資産税、火災保険料など、様々なランニングコストが生じる。入居者がある程度集まり、賃料収入が安定するまでの間、当初借入資金をこのような付随費用に充当することが考えられる。</p> <p>したがって、本条文中の「当該住宅の建設、取得又は増</p>	当該規定には、修繕費用に代表されるその他の付随費用も含まれます。本趣旨を明確化するため、告示条文においても「その他関連費用」という文言を追加します。なお、住宅関連費用として当該規定を適用するためには、当該費用が担保とする住宅関連の費用に限定されることに留意が必要です。本要件の該当性については、上記の点を踏まえつつ、各金融機関において適切にご判断ください。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>改築に限定されている」という表現に違和感が生じる。ランニングコストを念頭に、「～増改築等であること」といった表現にしてはどうか。</p> <p>なお、ランニングコストに係る融資については、別途、エクスポージャー区分に係る問題（修繕、リフォーム等を「増改築」として扱うか否かなど。）も孕んでいるため、どのエクスポージャーを本条で扱うかは、ある程度、各金融機関の内部管理上の取扱いに委ねてほしい。</p>	
361	第 63 条第 1 項第 2 号	<p>本号において、「イ 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー」および「ロ 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー」は、本条における「賃貸用不動産向けエクスポージャー」（いわゆるアパートローン等）には該当しないこととなっている。</p> <p>この規定ぶりは、現行 SA の「抵当権付き住宅ローン」の要件を踏襲したものと思われるが、従来法人債務者は、通常、本号イ・ロのいずれかに該当するものと考えられている。この考え方は、本告示案でも同様か。</p> <p>また、法人に限らず、例えば、個人オーナー（いわゆる業種区分上の「個人による貸家業」）であっても、アパートやテナントビル等様々な性質の物件を多数保有し、それら物件から生じる収益を主たる収入源として運営して</p>	<p>賃貸用不動産向けエクスポージャーは、個人だけでなく個人オーナーの資産管理会社に代表される法人格を持つ債務者への貸付も含まれます。ただし、条文のとおり、「住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者」は該当し得ないことに留意が必要です。本要件の該当性については、上記の点を踏まえつつ、各金融機関において適切にご判断ください。</p> <p>また、個人オーナーに関するご指摘については、ご理解のとおりです。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>いる場合には、本号イに該当するケースもあるという理解でよいか。</p>	
362	第 63 条第 1 項第 2 号	<p>障害者施設等で運営会社への賃貸を目的とした住宅については、非該当要件である「社宅等」に含まれ、対象外となるか。</p>	<p>障害者施設等に住宅を提供する場合は、住宅ではなく福祉事業に使用する事業用途の不動産取得資金として、返済原資が当該物件からの賃料その他の収入に依存する場合には、第 63 条「事業用不動産関連エクスポージャー」に該当するものとして、取り扱いください。</p> <p>返済原資が当該物件からの賃料その他の収入に依存しない場合には、当該債務者向けのエクスポージャー又は該当する場合には第 63 条の 2「その他不動産関連エクスポージャー」として取り扱われます。</p> <p>障害者施設等で運営会社への賃貸を目的としたものの建設資金は、福祉事業に使用する事業用途の不動産取得資金として、</p> <p>①返済原資が当該物件からの賃料その他の収入に依存する場合には、第 63 条「事業用不動産関連エクスポージャー」</p> <p>②返済原資が当該物件からの賃料その他の収入に依存しない場合には、第 63 条の 2「その他不動産関連エクスポージャー」</p> <p>に該当することが考えられますが、実態に即して、適切にご判断いただくことが必要です。</p>
363	第 63 条第 1 項第	「返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料	今後、「賃料その他の収入に依存している」かの具体的な

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
	3号	<p>その他の収入に依存していること（返済が専ら当該住宅ローンに係る不動産からの賃料その他の収入に依存していないことを、標準的手法採用金庫が説明することができない場合を含む。）については、以下の観点も踏まえ、該当するか否かの判断は各金融機関の内部管理上の取扱いを尊重してほしい。</p> <p>アパートローンの与信判断においては、基本的には「収益物件からの賃料収入のみで、返済が可能かどうか」という観点で一義的には審査を行い、二次的な要素として「本業の収入」（＝債務者本人の信用力や個人の資産背景）も考慮することが一般的であるが、通常の融資はリコースローンであるため、デフォルト時等の回収局面においては、本業の収入等も返済原資となる。</p> <p>しかしながら、リコースローンにおいては、貸出当初の稟議内容を確認しない限り、賃料収入に依存しているか否かの判断は困難である。</p>	<p>考えは、Q&A で明確化することを予定しております。</p>
364	第 64 条第 1 項第 2 号	<p>本条における「賃料依存」については、国際合意上ノンリコースを前提としているものと捉えた方が自然であると思料するが、該当するか否かの判断については、各金融機関の内部管理上の取扱いを尊重してほしい。</p> <p>一般的に、事業用の収益物件は、当該債務者に対する事業性資金の一部として融資され、当然にリコース形態で</p>	<p>今後、「賃料その他の収入に依存している」かの具体的な考えは、Q&A で明確化することを予定しております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>あるのが通例である。本邦における金融機関としては、まず「当該収益物件の投資適格性（保守的な収支シミュレーションを行い、返済可能かどうか）」を考えた上で、「債務者自身の財務状況や信用力」も考慮して、総合的に与信の適否を判断する。</p> <p>実務上は、「賃料に依存しても返済できるかどうか」を前提とし、「もし賃料が不十分となっても、債務者自身の信用力で返済可能かどうか」も考慮する。一義的な返済原資は賃料であるため、容易に「依存していないことを説明すること」は難しいが、事業用不動産関連の場合（賃貸用不動産向けと異なり）、毎期の自己査定等で、万一、賃料収入が減少したとしても、債務者自身の財務状況や信用力は確認しており、他の返済原資の状況も踏まえて、債務者区分を判定している。このように他の返済原資の状況が確認できれば、「依存していないこと」の説明理由に該当するとしてほしい。</p>	
365	第 64 条の 2 第 1 項	<p>本条文の適用対象について、例えば、基本的には適用しないものの、LTV を把握可能な個別案件に対して、一部適用する、といった取扱いも可能と考えて良いか（当然ながら、恣意的な運用を行わない前提である）。</p>	ご理解のとおりです。
366	第 64 条の 3	<p>「当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの」という表現について、以下の点を確認したい。</p>	<p>今後、「ADC 向けエクスポージャー」の具体的な考えは、Q&A で明確化することを予定しております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>①「売却」と「キャッシュ・フロー」で、「不確実」「相当程度不確実」と表現を分けているが、これは、「不確実」よりも「相当程度不確実」の方が、より不確実であるという理解でよいか。もしくは、「売却」の不確実性の方を、より厳格に判断させる意図があるということか。特別な意図がないのであれば、あくまでも通常の融資とは異なる高ボラティリティの案件であることを明確にしてほしい。</p> <p>②建て売りの宅地開発を行うようなデベロッパーに対する開発資金の融資では、当然、販売計画はあるものの、その計画が「確実」に達成されるとは限らない（当然、与信判断を行う上で、計画内容は考慮するため、現実味のないプロジェクトであれば、当該プロジェクトの売上げのみを返済原資とするような与信判断は行われないと考える）。</p> <p>このようなものを、「確実」と言い切れないという理由で「不確実な売却」と判断した場合、本告示案では、ADC向けエクスポージャーに該当することになる。本条は、例えば、大規模宅地造成業者などがイメージされると思われるが、具体的なイメージ（例. 東証一部上場の不動産デベロッパー等）をQ&A等で明示（例示）してほしい。</p>	
367	第 64 条の 3	<p>「当該不動産の所在地における同様な不動産の使用割合に満たない場合を含む」が何を意図しているか確認し</p>	<p>今後、「ADC 向けエクスポージャー」の具体的な考え方は、Q&A で明確化することを予定しております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>たい。</p> <p>例えば、アパートやテナント等の運営上、周辺の他物件に比べて空室率が高い場合を意図しているのか。あるいは、「自己使用と他者使用」の使用割合を意図しているのか。</p> <p>前者の場合、本条文の要件は「実行日において」不確実な売却またはキャッシュ・フローを前提としていることから、計画上の空室率等と理解すればよいか（実行時点では、完工していない、完工していても使用開始されていない、等が考えられる）。事後的に空室率が高まること自体は、融資という行為が信用リスクを伴うものである以上、一定程度避けられないものであり、あくまで、「実行時点」で、高い空室率を前提としている場合に限られることを確認したい。</p> <p>（理由）</p> <p>審査・与信を行う際には、計画上の空室率については、あえて保守的に見るケースが一般的であり、例えば、周辺の物件が7割使用であれば、「7割使用であっても、返済が可能かどうか」という観点で審査を行う。このため、本規定については、実務に馴染まないのではないかと懸念する。</p>	
368	第64条の3	本条文のただし書きについて、意図を確認したい。	今後、「ADC向けエクスポージャー」の具体的な考え方は、

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>①「計画の承認が得られていない」については、「計画」が何を指すのか。もし、建設や開発に係る行政上の承認を意図している場合、与信判断の時点では当該承認は得られていないことが通常である。あるいは、本条文で「林地及び立木並びに農地の取得」とあるため、「計画」とは、宅地等への用途変更を意図していると読むこともできるが、この場合、宅地造成等規制法では、「承認」という概念がないので違和感がある。</p> <p>②ただし書きの文末が「この限りでない」となっているが、この場合、どのエクスポージャーとして扱うのか。</p>	<p>金融庁の考え方 Q&A で明確化することを予定しております。</p>
369	第 64 条の 4 第 1 項第 3 号	<p>ここでいう「契約金の総額」とは何を指すのか。①当金融機関にとってのエクスポージャーの額か、あるいは②債務者自身が仕入れに用いた金額（土地の取得費用・建設費用等の総額）、もしくは③本プロジェクトの販売予定総額なのか。</p>	<p>「ADC 向けエクスポージャー」の信用供与の目的とする不動産に係る事業の契約額の総額と解釈して差支えありません。</p>
370	第 64 条の 4 第 2 項	<p>本条文では、第 63 条第 3 項を準用しているが、以下の点について検討が必要ではないか。</p> <p>①「物件の建設が完了していること」（第 63 条第 3 項第 1 号）については、開発案件のプロジェクト資金を融資する際には、通常、建設が完了していないと考えられるため、準用は不適当と思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>②「物件価値の評価」（第 63 条第 3 項第 4 号）については、そもそも ADC 向けエクスポージャーの場合、LTV に関係なくリスク・ウェイトが決まり、リスク・アセット測定上で物件価値を用いないこと、第 63 条第 3 項第 2 号の準用時に LTV の要件を必要としないよう読み替えていることなどから、準用は不相当と思われる。この点については、第 63 条第 3 項第 5 号の準用時も同様であり、「物件価値の評価」について読み替えが必要と思われる。</p>	
371	第 64 条の 4 第 2 項	<p>第 2 項中、「この場合において、同条第 3 項中『第 64 条の 4 第 1 項』と、」とあるのは、「この場合において、同条第 3 項中『前 2 項』とあるのは『第 64 条の 4 第 1 項』と、」の誤りではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。</p>
372	第 64 条の 5 第 1 項第 2 号	<p>担保に付された物件の価値の評価時点について、「信用供与の実行時点」か「直近」かは、金融機関の内部管理上の取扱いに委ねてほしい。また、恣意的な運用を行わないことを前提にエクスポージャー毎に選択することを可能としてほしい。（第 62 条の 2 及び第 63 条の 2 における「抵当権」も同様。）</p> <p>（理由）</p> <p>自己居住用不動産向けエクスポージャーの内、担保物件の収入に依存しないもの（主に外部保証機関の保証付の住宅ローン）については、実行時は簡易評価、実行後に担保規程に則ってシステム評価を算出し、年 1 回洗い替え処理をしているケースがある。</p>	<p>担保物件の価値の評価時点については、各金融機関において適切にご判断ください。また、適切な運用の下、エクスポージャー毎に選択することも可能と考えられます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>一方、賃料収入に依存しているもの（主にアパートローン）は実行前に担保規程に則ってシステム評価を算出しているが根抵当権が多く、該当口座と該当物件評価（添え担保を除く評価）の紐づけが困難（システム改造負荷多大）なため、洗い替え処理ができない場合等、商品によって管理方法が異なることが考えられる。</p>	
373	第 65 条	<p>延滞エクスポージャーという名称は、実態として非延滞エクスポージャーも含まれるため、「延滞等エクスポージャー」としてはどうか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
374	第 65 条第 2 項	<p>金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当するものと査定した一のエクスポージャーについて、当該エクスポージャーの債務者に対する他のエクスポージャーについても延滞エクスポージャーとする、とある。</p> <p>自己査定の実務では、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先については、ノンリコースローンの場合を除いて、当該債務者のすべてのエクスポージャーを破産更生債権及びこれらに準ずる債権や危険債権にするのが通例であり、要管理先債権についてのみ、要管理債権とそれ以外（3 か月延滞でない、かつ条件緩和していない）に区別することが可能となっている。ただし書きにおいて、「個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業向けエクスポージャーについては、この限りでない」とされているが、これは要管</p>	<p>適格中堅中小企業等向けエクスポージャー又は適格個人向けエクスポージャー及び第 61 条第 4 項の規定により 100% のリスク・ウェイトが適用される個人向けエクスポージャーについては、それらのうち特定の債権のみが要管理債権に該当していても、その他の債権が要管理債権に該当していない場合、その他の債権は延滞エクスポージャーとして扱わないことができます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>理先債権のそれ以外（要管理債権でないもの）及びノンリコースローンに限定している話との理解でよいか。あるいは、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業向けエクスポージャーについては、その債権分類に関わらず（例えば、当該個人向けエクスポージャーが危険債権であったとしても）、延滞エクスポージャーとして扱わないということか。</p>	
375	第 65 条第 2 項	<p>一のエクスポージャーについてデフォルト事由が生じた場合、「当該エクスポージャーの債務者に対する他のエクスポージャーについても延滞エクスポージャーとする。ただし、個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業向けエクスポージャーについては、この限りでない」、とあるが、保守的に個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業向けエクスポージャーについても延滞エクスポージャーとしても差し支えないか。</p> <p>また、当該債務者に対する個人向けエクスポージャー又は中堅中小企業向けエクスポージャーの一のエクスポージャーについて延滞エクスポージャーの事由が生じた場合には、当該債務者に対する他のエクスポージャー（個人向けエクスポージャー及び中堅中小企業向けエクスポージャーを含む）については延滞エクスポージャーに該当するか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、No.374 をご参照ください。</p>
376	第 70 条	<p>株式等エクスポージャーの定義について、従来は信用金庫法施行令を参照していたが、告示案では第 70 第 2 項</p>	<p>個別の案件毎に判断が必要なため、例を示すことは困難です。告示の記載内容に沿って適切にご判断ください。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>の規定が適用されるものと思われる。この変更により従来「株式等／出資等」でなかった商品で第 70 条のエクスポージャーに該当するものがあれば明示してほしい。</p>	
377	第 70 条第 1 項	<p>REIT（エクイティ）の取扱いについて現行規制では、上場 REIT は「出資等（リスク・ウェイト 100%）」とし、私募 REIT は「ルックスルー（みなしリスク・ウェイト適用）」とする旨が Q&A で例示されている。本告示における取扱いについても、Q&A で明示（例示）してほしい。</p>	<p>告示 Q&A（証券化エクスポージャーQ1-3）における判定の事例については、今後、新規定を踏まえた更新を予定しております。</p>
378	第 70 条第 1 項第 1 号	<p>「投機的非上場株」の範囲について明示（例示）してほしい。</p> <p>株式のうちリスク・ウェイト 400%が適用される「投機的な非上場株式」には、ベンチャーキャピタルも想定されている。ベンチャーキャピタル子会社（VC の組成・運営を行う会社）を持っている場合には、当該子会社の株式がリスク・ウェイト 400%となる可能性はあるか、それとも VC 会社が組成するファンド（VC）内で保有するベンチャー会社の非上場株式がリスク・ウェイト 400%となるのか。</p> <p>業法上でベンチャー子会社（投資専門子会社を経由した VC 等による保有）については、設立後の経過年数制限があるため、投機目的でなくとも出口をある程度見込む必要があるが、これらを一律に「投機的な非上場株式」とすることではないことを確認したい。</p>	<p>投機的な非上場株式の取扱いの具体的な解釈については、Q&A において今後明確化を予定しております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>投資事業組合の持分については、ファンド向けエクイティ出資として考えている（ルックスルー方式等を適用）ケースもあるが、「投機的非上場株式」とはどのように線引きをするか明確にしてほしい。</p> <p>また、地域内のファンド（地方創生ファンドや事業再生ファンド等）には、出資で支援するケースと貸出で支援するケースの両方があるが、出資で支援する場合には、ファンドの構成資産が非上場株式となる。この場合、ファンド向けエクイティ出資として、ルックスルー方式によりリスク・ウェイトを計測するときの、裏付資産の「非上場株式」は、「投機的非上場株式」にあたらないと考えてよいか。</p>	
379	第 72 条第 1 項第 1 号	ここで規定する「コミットメント」の範囲に「総合口座の貸越」は含まれるとの理解で良いか。	告示の要件に合致するものであれば、含まれるものと考えられます。
380	第 72 条第 3 項	本項で規定する与信相当額の除外要件に該当する商品について、Q&A 等で明示（例示）してほしい。	一般に、貸越の都度審査を経る法人向けの当座貸越が該当するものと考えられますが、具体的な商品の実態に即して、各金融機関において適切にご判断いただく必要があります。
381	第 72 条第 3 項第 2 号	「手数料、利息その他これらに類する経費」とは、当座貸越に係る貸越金利息は該当しないという理解でよいか。その場合、具体的にどのような経費が該当するか Q&A 等で明記してほしい。	ご指摘を踏まえ、第 72 条第 3 項第 2 号の規定を修正し、貸越金利息の受領については、本件の要件から除外することを予定しております。
382	第 72 条第 3 項第 5 号	当座貸越契約においては、少なくとも年 1 回以上、取引相手法人の最新の情報に基づきその債務者格付を見直	ご指摘のような取扱いも認められます。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>すとともに、重要な情報が判明した場合には直ちに債務者格付を見直す態勢を維持している。</p> <p>このように評価された信用力に基づき、当座貸越契約を踏まえ、債務者に対する「通知」により貸越の中止等を行う態勢が整備されていれば、第 72 条第 3 項第 5 号に掲げる要件を満たすものと考えてよいか。</p> <p>(例) 当座貸越契約 (抜粋)</p> <p>…金融情勢の変化、担保価値の減少、私または保証人の信用不安等この契約による債権保全を必要とする相当の事由があるときは、信用金庫は私に対する「通知」により、いつでも貸越を中止し、または貸越極度額を減額することができる…。</p>	
383	第 81 条の 2	<p>今回新設された「信用リスク削減手法から生じるリスクへの措置」として、「信用リスク削減手法を用いる場合に発生しうるリスクについて、適切に対応するための措置を講じるものとする。」とあるが、具体的にどのようなことが求められるのか。</p> <p>従来の実務から新たに何か求められるものではないことを確認したい。</p>	<p>信用リスク削減手法を用いる場合に発生しうるリスクとして、例えば担保管理のオペレーションに係るオペリスクや法的有効性に係るリーガルリスク等が想定されます。信用リスク削減手法を用いる金融機関は、同手法を用いることに伴うリスクを特定し、特定されたリスクを適切に管理していくことが求められます。</p> <p>後段について、従来の実務が必ずしも明らかではありませんが、一般論として金融機関は自身が直面する多様なリスクに対して、適切に対処することが求められます。</p>
384	第 83 条の 2	第 83 条の 2 について、規定の意図を明示してほしい。	国際合意を踏まえて規定しています。現行の取扱いでも手当て済みという点についてはご理解のとおりであり、当

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>なお、差し入れ資産の計測であれば、オフ・バランスの規定（第 72 条第 1 項第 7 号）で、受入資産の CRM については第 82 条からの「適格金融資産担保」による CRM で手当済みではないか。少なくとも、CRM の節で規定すべき内容ではないと思われる。</p>	<p>該内容を改めて明記したものととなります。</p>
385	第 84 条第 1 項第 4 号	<p>適格金融資産担保に係るリスク管理方針の策定について条文が追加された意図は何か。また、新たな作業が求められるものか確認したい。</p>	<p>適格金融資産担保に係るマージン・アグリーメントが締結されている場合に求められる管理体制整備について規定しているものです。各金融機関においては、マージン・アグリーメントを締結している場合、必要に応じ対応いただく必要があります。</p>
386	第 88 条の 2	<p>第 88 条の 2 第 1 項第 1 号・第 2 号の要件に当てはまる場合、エクスポージャーの取引相手型のリスク・ウェイトに代えて、第 2 号に規定する第三者の金融機関に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを適用できるとある。</p> <p>同項第 1 号に定める「第 87 条第 1 号に該当するもの」は現金及び自金庫預金であり、簡便手法を適用している場合には相手方のリスク・ウェイトに代えて、担保資産のリスク・ウェイトを適用するため、基本的には 0%となる。</p> <p>このため、当該条文を援用したとしてもリスク・ウェイトは軽減されない。どのような場合を想定しているのか。</p>	<p>第 1 号及び第 2 号の要件に該当する場合、すなわち第三者の金融機関が適格金融資産担保である現金又は預金を管理している場合、包括的手法又は簡便手法は用いることができません。その場合、取引相手方のリスク・ウェイトに代えて、担保を管理している第三者の金融機関のリスク・ウェイトを使用することができるとするものです。</p>
387	第 123 条	<p>従来、免責額部分については第 8 章（証券化エクスポ</p>	<p>被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>一ジャー)の規定を準用してきた。今回、一律リスク・ウェイト 1250%となったことにより、免責額部分に格付がある場合はリスク・ウェイトが大きく変更されることとなる。これはどのような意図の変更か。</p> <p>一方で、第 125 条の「階層化された保証又はクレジット・デリバティブ」では、信用リスクが留保された部分に係るリスク・ウェイトは第 8 章の規定を準用することと定められている。平仄が揃っていないと感じられるが、何か意図があるものなのか。</p>	<p>行発生時に、損失発生額が一定水準を下回る部分については、保証履行義務がない場合は、当該部分について 1250% のリスク・ウェイトを適用するものです。</p> <p>第 125 条では、信用リスクを階層化して保証した場合について規定しており、第 123 条での取扱いとは異なるものとなります。</p>
388	第 133 条	<p>プロテクションの取得による信用リスク削減手法に係る条文（第 133 条、第 135 条）が削除されている意図は何か。</p>	<p>特定順位参照型クレジット・デリバティブ（ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ含む）が信用リスク削減手法として認められなくなるものです。本趣旨を明確化するために、第 133 条及び第 135 条を修正する予定です。合わせて、内部格付手法においても、当該趣旨を明確化するとともに、例外規定を修正する予定です。</p>
389	第 137 条	<p>プロテクション取得の規定が削除されたことに伴い、残っているのはプロテクション提供に係る規定のみとなってしまった。プロテクション提供については、もはや GRM でないので、オフ・バランスの条文（例えば、第 72 条第 1 項第 6 号の「信用供与に直接的に代替する偶発債務」に係る欄外注記）で規定すべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

5. 信組 1 柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、信組 1 柱告示（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号））の条項を指します。

<本則>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
390	第 3 条の 2	「商品有価証券勘定」（資産）と「売付商品債券勘定」（負債）とは、協金法施行令別紙様式の貸借対照表に掲げる勘定科目と一致するとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
391	第 19 条の 2	「債務者」とは、信用協同組合等が発行体の債務を構成する資産を保有する場合の取引相手方を指すとの理解でよいか。また、第三者による分析は必要に応じて用いるとの理解でよいか。	前段については、ご理解のとおりです。 また、後段については、第 19 条の 2 を修正し、第三者の分析は必ずしも求めない趣旨を明確化する予定です。
392	第 34 条	日本銀行が金融政策の一環として実施する資金供給オペレーション（貸出支援基金及び新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ）について、当業界においては、日銀当座預金を有しない会員金融機関に代わり、系統中央機関が形式的に資金のやりとりを仲介している（系統中央機関は、日本銀行から供給された資金を会員金融機関に対して貸し付けるとともに、会員金融機関は系統中央機関に対して有価証券担保を差し入れ、系統中央機関は当該担保を日本銀行へ転担保している）。	貴重なご意見として承ります。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>今般の改正により信用協同組合等に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトが 20%となることに伴い、同オペレーションを活用する会員金融機関の系統中央機関向けエクスポージャー（会員金融機関が系統中央機関に差し入れる有価証券担保（オフ・バランス取引による与信相当額））のリスク・ウェイトは現行の水準が据え置かれたと理解している。</p> <p>しかしながら、同オペレーションを活用した資金供給は地域経済を下支えするために必要不可欠であるものであるから、中央銀行に対するエクスポージャーと同様に 0%としてほしい。</p>	
393	第 34 条第 13 項	<p>第 34 条第 13 項でいう、前項までの規定とは、第 34 条第 1 項から 12 項までを指すと考えて良いか。すなわち、当該エクスポージャーについても、第 19 条の 2（標準的手法のデュー・ディリジェンス）は適用されるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。デュー・ディリジェンス分析は、第 19 条の 2 の規定のとおり全ての債務者又はエクスポージャーに実施することが求められます。ただし、第 34 条第 13 項における例外的な規定については、リスク・ウェイトの調整は必ずしも求められるものではありません。</p>
394	第 36 条	<p>第 36 条において、法人等向けエクスポージャーの「信用リスク区分 4-3」の取扱いについて、国内基準行については、1 年間延長されるのか。</p>	<p>附則第 2 条に基づき、新告示での自己資本比率計測を行わず、従前の例による場合、選択的に新告示における改正後の規定を参照することはできません。</p>
395	第 41 条	<p>第 41 条で定める事業用不動産関連エクスポージャーは信用供与の目的とする不動産に抵当権が設定されていることが一つの条件となっている。従って、J-REIT に対する債権のように、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存していても、信用供与の目的とする不動</p>	<p>REIT のデット部分に係るエクスポージャーは、抵当権が設定されていない場合が多いと考えられ、当該エクスポージャーについては、一般的には、通常の事業法人向けの与信として取り扱うことが適当と考えられます。また、不動</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		産に抵当権が設定されてない場合は、事業用不動産関連エクスポージャーに該当せず、かつ第41条第2項で定める適格性を満たさない事業用不動産関連エクスポージャーにも該当しないと考えるよいか。この場合、第36条(法人等向けエクスポージャー)の規定に従い、信用リスク区分に応じてリスク・ウェイトを判定してよいか。	産証券化商品の判定については、告示 Q&A の更新を今後予定しております。
396	第46条の2	いわゆるハイブリッド社債については、既に国内基準行が一定量保有しており、即時適用は市場に与える影響が大きい。このため、ハイブリッド社債に付与された格付に基づくリスク・ウェイトを適用する現行規制を一定期間認めるなどの経過措置適用を要望する。	ご指摘を踏まえ、劣後債のリスク・ウェイト増加に対し2年間の経過措置を設けます。
397	第46条の2	事業会社の劣後債について、現状では格付けに応じてリスク・ウェイトを決定しているが、改正案では一律150%へ引き上げられている。新規購入分はやむを得ないが、既保有分については、現行規制に従ったリスク・ウェイトの使用を認めるなどの経過措置を講じてほしい。	ご指摘を踏まえ、劣後債のリスク・ウェイト増加に対し2年間の経過措置を設けます。
398	第47条	現在、上場株式と同様の扱いとされている上場 REIT の取扱いについて、自己資本比率規制に関する Q&A で公表されるという理解でよいか。	告示 Q&A (証券化エクスポージャーQ1-3) における判定の事例については、今後、新規定を踏まえた更新を予定しております。
399	第47条の3	会員金融機関による系統中央機関向け出資については、現行のリスク・ウェイト水準(※1)が据え置かれたと理解しているが、系統中央機関による会員金融機関への資本支援の枠組みも、同様に協同組織金融システムの基礎をなすものである。	ご指摘を踏まえ、条文を修正し、系統中央機関の会員金融機関向け出資についても、現行と同水準のリスク・ウェイトを適用する予定です。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>については、ダブルギアリング規制における系統中央機関の会員金融機関向け出資（資本支援）についても、協金特例として、現行と同水準のリスク・ウェイトの適用（※2）を認めてほしい。</p> <p>（※1）会員金融機関による系統中央機関への出資は、コア資本の10%以内がリスク・ウェイト100%、同10・20%以内がリスク・ウェイト250%、同20%超がコア資本控除</p> <p>（※2）系統中央機関による会員金融機関への出資は、コア資本の10%以内がリスク・ウェイト100%、同10%超がコア資本控除</p>	
400	第58条の2	<p>第58条の2の「信用リスク削減手法を用いない場合と比較して、信用リスク削減手法を用いる場合に発生するリスク」とはどのようなリスクを想定しているのか。</p>	<p>信用リスク削減手法を用いる場合に発生するリスクとして、例えば担保管理のオペレーションに係るオペリスクや法的有効性に係るリーガルリスク等が想定されます。</p> <p>信用リスク削減手法を用いる金融機関は、同手法を用いることに伴うリスクを特定し、適切に管理していくことが求められます。</p>
401	第63条	<p>「有価証券による担保の提供において担保提供の原因となっている借入資産」が金銭であれば、担保としての機能を持つ資産であり、第64条第1号の「現金」に該当するものと考えてよいか。</p>	<p>担保となっている金銭が担保としての法的有効性を有しているかや、相手方の信用事象が発生した時に当該金銭が担保として機能するか等を精査する必要があると考えられ、個別の実態に即して適切にご判断いただく必要があります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
402	第 65 条の 2	第 65 条の 2 でいうところの、担保として取得した現金及び自組合預金が、第三者の金融機関に管理される場合とは、具体的にはどのような取引が該当するのか。	例えば、レポ取引において、証券の出し手と資金の出し手の間に、第三者として担保の受渡し処理や管理を行う金融機関が入る場合が考えられます。 ただし、条文にも記載のとおり、分別管理をされている場合にあっては、これには該当しません。
403	第 93 条	今回新設された第 93 条第 3 号の 2 は、保証人又はプロテクション提供者が一方的な意思表示により変更することができないという趣旨でよいか。	ご理解のとおりです。

<附則>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
404	第 6 条	附則第 6 条でいう「適用日」とは、附則第 1 条に定める令和 5 年 3 月 31 日か、それとも附則第 2 条において 1 年の経過措置を与えられた新たな適用日である令和 6 年 3 月 31 日か。	附則第 6 条第 1 項の「適用日」は令和 5 年 3 月 31 日を指します。

6. 最終指定親会社1柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、最終指定親会社1柱告示（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十二年金融庁告示第百三十号））の条項を指します。

<本則>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
405	第1条第1項第6号	第1条第1項第6号では、「内部格付手法を適用するエクスポージャー（証券化エクスポージャーに係るものを除く。）のうち、第126条第1項から第6項まで及び第8項の規定によりより期待損失額を算出するエクスポージャー」とあるが、「により」が重複している。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
406	第1条第1項第103号	第1条第1項第103号が2つあり、その後第104号が飛んでいるため、修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
407	第1条第1項第107号	第1条第1項第107号のリスク・ポジションにつき、「リスク・ファクターの変動により商品の現在価値に生じる潜在的な損失額」と定義されているが、「リスク・ファクターの変動により現在価値に潜在的な損失を生じるポジション」等のほうがより正確ではないか。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
408	第1条第1項第12の3号	第1条第1項第12の3号では、「部モデル方式採用最終指定親会社」とあり、「内部モデル方式採用最終指定親会社」に修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
409	第11条の3第2項	第11条の3第2項では、連結貸借対照表のトレーディング商品は、例えトレーディング目的でなくてもトレーディング勘定に分類することとなっている。一方パーゼ	第11条の4第2項において定めるトレーディング勘定からバンキング勘定に分類を変更できる商品に、会計上のトレーディング勘定に分類された商品が含まれるように、

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		ル合意では、会計上のトレーディング商品であっても、トレーディング目的でない場合には当局による承認のうえバンキング勘定に分類することが可能となっており、バーゼルの趣旨に沿う形に修正すべき。	条文を修正する予定です。
410	第 11 条の 5 第 2 項	第 11 条の 5 第 2 項では、「最終指定親会社のマーケット・リスク管理部署は、前項の分類について、商品取引時に適切に行われているか検証を行うものとする。」とあるが、社内実務を勘案し、「前項の分類が適切性を検証する態勢を整備するものとする。」といった表現への修正を希望する。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
411	第 13 条第 3 項第 1 号	第 13 条第 3 項第 1 号について、期待エクスポージャー方式は、派生商品取引及び長期決済期間取引のみではなく、レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引にも適用されるため、SA-CCR のみならず包括的手法等の追記が必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
412	第 30 条第 5 項	<p>第 30 条第 5 項ただし書以降で、上位の信用リスク区分の適用を禁止しているが、直前の文にて、下位の信用リスク区分の選択を指定しているため、冗長になっていることから、文言の修正をすべきではないか。第 32 条第 2 項、第 32 条の 2 第 2 項も同様の修正が必要ではないか。</p> <p>(バーゼル原文) Due diligence analysis must never result in the application of a lower risk weight than that determined by the external rating.</p>	第 30 条第 5 項ただし書は、外部格付の示すリスク水準よりも上位の信用リスク区分を判定を許容しないことを明確化するものであり、原案が適切と考えられます。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
413	第 30 条第 8 項	第 30 条第 8 項及び第 10 項について、第一種金融商品取引業者向けおよび保険会社向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、それぞれ第 31 条及び第 31 条の 2 において第 30 条を参照する形になっているが、第 30 条第 8 項及び第 10 項では金融機関向けエクスポージャーに関する最低基準を限定列挙しているため、第一種金融商品取引業者および保険会社の Grade の判定ができないことになるのではないかと。第一種金融商品取引業者および保険会社もカバーされる形での記載を検討すべき。	第一種金融商品取引業者向けエクスポージャー及び保険会社向けエクスポージャーが無格付である場合のグレード判定の取扱いについては、今後 Q&A で明確化する予定です。
414	第 30 条第 8 項第 2 号	第 30 条第 8 項第 2 号、第 9 項第 2 号及び第 10 項第 2 号中の「次に掲げる自己資本比率規制金融機関に適用される基準（各国が定めた自己資本比率規制金融機関に対する固有の基準（公表されていない場合に限る。）を除く。）を満たしていること。」につき、「満たしていること」の前に「のいずれかを」を追加すべきではないかと。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
415	第 30 条第 11 項第 2 号	第 30 条第 11 項第 2 号にて、「自己資本比率規制金融機関に適用されるバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準が当該自己資本比率規制金融機関が設立された国又は地域の金融当局によって定められていない場合」とあるが、具体的にどのようなケースを想定しているのか。	「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の考え方については、今後 Q&A で明らかにすることを検討しています。
416	第 36 条	第 36 条が重複している。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
417	第 38 条第 1 項	第 38 条第 1 項について、「三月以上延滞エクスポージャー（元金又は利息の支払が、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー（次項及び次条第一項において延	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>滞エクスポージャーという。)のうち、適格金融資産担保によって信用リスクが削減されていない部分又は保証若しくはクレジット・デリバティブを用いた場合の被保証ではない部分若しくはプロテクションが提供されていない部分に適用するリスク・ウェイトは、当該延滞エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等(個別貸倒引当金の額、特定海外債権引当勘定の額及び部分直接償却の額をいう。)の額の割合の区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。」は括弧が閉じていない。</p> <p>また、「三月以上延滞エクスポージャー(元金又は利息の支払に、次の各号に掲げる事由が生じたエクスポージャー(次項及び次条第一項において延滞エクスポージャーという。))」に「をいう」等を追加頂いたほうが適切かと思えます。</p>	
418	第 42 条の 2	「その他資本性証券」の定義を明確化してほしい。	「劣後債権その他資本性証券」には、株式及び株式と同等の性質を有するものを除き、いわゆる TLAC 債及びシニア債以外の全ての資本性金融商品が含まれます。
419	第 43 条第 2 項第 3 号	第 43 条第 2 項第 3 号イ～ニがそれぞれ具体的にどのような金融商品を念頭においた記載なのか、明確化してほしい。	第 43 条第 2 項第 3 号イ～ニに、具体的にどのような金融商品が該当するかは、個別契約等ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられます。
420	第 46 条第 5 項	第 46 条第 5 項において、「財務会計において認識された CVA の額を控除するものとする」とあるが、現行告示	ご要望の背景が必ずしも明らかではありませんが、本規定は国際合意と整合的に、与信相当額の算出において、CVA の額を控除することを明確化したものです。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		第6項の記載に従い、「財務会計において認識されたCVAの額を控除することができる」と修正してほしい。	
421	第47条第3項	第47条第3項の式は、バーゼル文書おける、para 172の式とも異なるようだが、今回の変更の意図を明らかにしてほしい。また、マージン・アグリーメントを締結していない場合における値洗いの間隔とは、具体的にどういう期間を指しているのか。	<p>国際合意の趣旨を正しく反映した記載です。なお、ご指摘を受けた第47条（銀行告示第79条の2）については、修正を加えた第76条（銀行告示第100条）との平仄から数式を修正する予定です。</p> <p>また書き以降については、マージン・アグリーメントがなかった場合でも、イニシャル・マージンによる担保を受領している可能性があり、受領している担保の時価評価の頻度等が該当します。</p>
422	第49条第16項	第49条第16項では、「次に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットリング契約の効果を勘案することができる。」とされているが、第79条第1項との平仄を合わせる形で、第46条第3項に記載のIMMの計測対象である信用取引その他これに類する海外の取引についてもネットリングが認められるようにしてほしい。	ご指摘を踏まえ、信用取引その他これに類する海外の取引を対象とする相対ネットリング契約の効果を勘案している場合には、告示に掲げる条件を満たす限りにおいて、期待エクスポージャー方式を用いた与信相当額の算出において、当該契約の効果を勘案することができる旨を明確化する予定です。
423	第51条第1項第1号	第51条第1項第1号では、「カウンターパーティ信用リスク（派生商品取引及びレポ形式の取引等の取引相手方に対する信用リスクをいう。以下この条において同じ。）の管理体制の設計及び運営に責任を負う部署（以下この条において「期待エクスポージャー管理部署」）が、信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置さ	モデル検証の独立性について、告示に定める要件に加えて、金融機関固有のリスクや内部管理体制等の状況に応じて、より高度な内部管理体制を構築・運用することが適切な場合も考えられます。モデル検証の独立性を含む期待エクスポージャー管理部署のあり方（ガバナンス、組織構造、内部統制等）については、金融機関の状況に応じて適切にご判断ください。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>れていること。」</p> <p>同項第 4 号では、 「期待エクスポージャー管理部署が、期待エクスポージャー計測モデルの開発から独立して、期待エクスポージャー計測モデル及び当該期待エクスポージャー計測モデルから生成されるリスク指標（実効 EPE 及び実効 EPE の構成要素として計測される指標であってリスク管理上重要なものをいう。以下この条において同じ。）の正確性に関する検証（以下この条において「モデル検証」という。）を実施すること。」</p> <p>と定義されており、期待エクスポージャー管理部署は、管理体制の設計及び運営（第 1 号）及び期待エクスポージャー計測モデル等の正確性に関する検証（第 4 号）いずれも担うこととなり、モデル検証の独立性が確保できていないことになる。例えば、第 4 号は 期待エクスポージャー計測モデル検証部署等の文言に変更すべきではないか。</p>	
424	第 51 条第 1 項第 14 号	<p>第 51 条第 1 項第 14 号のクロス・プロダクト・ネットティングはレポ形式の取引のみ認められているが、IMM の計測対象（第 46 条第 3 項）である信用取引その他これに類する海外の取引においても同様の条件を満たすものについてはクロス・プロダクト・ネットティングが認められるようにしてほしい。第 51 条第 1 項第 17 号も同様。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、信用取引その他これに類する海外の取引を対象とするクロス・プロダクト・ネットティング契約の効果を勘案している場合には、告示に掲げる条件を満たす限り、期待エクスポージャー方式を用いた与信相当額の算出において、当該契約の効果を勘案することができる旨を明確化する予定です。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
425	第 59 条の 2	第 59 条の 2 における信用リスク削減手法から生じるリスクへの措置について、具体的にどのような措置が求められるのか明確化してほしい。	信用リスク削減手法を用いる場合に発生しうるリスクとして、例えば担保管理のオペレーションに係るオペリスクや法的有効性に係るリーガルリスク等が想定されます。 信用リスク削減手法を用いる金融機関は、同手法を用いることに伴うリスクを特定し、特定されたリスクを適切に管理していくことが求められます。
426	第 61 条の 2	第 61 条の 2 及び第 134 条の 2 において、「有価証券の貸付又は有価証券による担保を提供する場合には、当該有価証券に係る（以下略）」とあるが、有価証券を金融機関が保有するオン・バランスの範囲に限定する必要があるのではないか。	例えば、金融機関が他の金融機関から有価証券を借り受け、当該有価証券を転貸するような場合については、第 61 条の 2 及び第 134 条の 2 の規定に関し、当該有価証券のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出は要しないものと考えられます。
427	第 62 条第 1 項第 4 号	第 62 条第 1 項第 4 号二の「取引相手方へ差し入れた担保の権利放棄」について、具体的にどのように管理及び監視することが求められているのか、明確化してほしい。	担保提供先のデフォルト時等においては、状況に応じ、迅速に差入担保の権利放棄が必要となる場合も生じるところ、事前に契約内容の確認や、対応方針の策定状況等の確認が求められます。
428	第 80 条	第 80 条中「ΣE は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方に提供している資産の時価の額の合計額」とあるのは、「ΣE は、当該複数のレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引において相手方に提供している資産の時価の合計額」と修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
429	第 81 条	第 81 及び第 84 条に規定する最低ヘアカット規制の実施時期に関し、下記二点を考慮してほしい。	海外主要法域の動向等を踏まえ、該当する規定を当分の間適用しないものとします。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>①本規制導入にあたり各取引相手方との契約調整等にかなりの時間を要することが予想され、相応の（マーケット規制として導入する場合と同程度の）準備期間が必要となること</p> <p>②公平な市場取引の観点から、国際的な平仄取ること</p> <p>（米国、英国については適用時期未定、また欧州についても今般公表された CRR3 市中協議案において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ European Banking Authority (EBA 欧州銀行監督局) は、The European Securities and Markets Authority (ESMA 欧州証券市場監督局) と連携のうえ 26 年 1 月（施行日の 12 ヶ月後）を期限として本規制の妥当性につき再検討を行う。 ・ 欧州委員会は、本検討その他 FSB 提言等も踏まえ妥当である場合、27 年 1 月（施行日の 24 ヶ月後）を期限として、欧州議会及び欧州理事会に対し法案を提出する旨の案が提示され、本規制が法制化されるとしても相当の時間を要すると考えられる） 	
430	第 81 条第 1 項第 3 号	<p>第 81 条第 1 項第 3 号括弧書において「取引の相手方が個人でないものに限る」とあるが、例えば個人との信用取引は、ボラティリティ調整率の下限の対象範囲から除外されるとの理解でよいか。一方で、同項第 4 号にて、ネットィング契約下における信用取引は対象範囲とされており、第 3 号および第 4 号の関係について明確化してほしい。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
431	第 82 条第 1 項第 1 号	現金担保付証券貸借取引について、第 82 条第 1 項第 1 号イ及びロに記載の短期・長期のマチュリティの定義や取引相手方からの疎明の確認方法等について明確化してほしい。	今後、Q&A にて明確化する予定です。
432	第 89 条第 2 項	<p>第 89 条第 2 項では「前条及び前項の規程にかかわらず」とあるが、前条 (=第 84 条) は適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案できない法的に有効な相対ネットリング契約下にある対象証券金融取引についての条文であり、参照条文が適切ではない。</p> <p>また、第 89 条において、派生商品取引だけではなくレポ形式の取引等への適用が想定されている場合、第 8 目のタイトル「包括的手法における担保付派生商品取引」は、「包括的手法における担保付派生商品取引等」と、「等」を追加すべきではないか。</p>	<p>前段については、ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。</p> <p>後段については、SA-CCR はいわゆるレポ形式の取引等への適用は規定されていないため、原案が適当と考えられます。</p>
433	第 94 条第 1 項第 3 の 2 号	第 94 条第 1 項第 3 号の 2 において、「保証人又はプロテクション提供者が合意された残存期間を事後において変更できないこと」と要件が追加されているが、両当事者の合意があれば変更できると考えられるため、保証人又はプロテクション提供者が一方的に変更できない、と趣旨の修正を検討してほしい。	保証人又はプロテクション提供者が一方的な意思表示により変更することができないという趣旨として解釈することも認められます。
434	第 122 条第 2 項	第 122 条第 2 項では、「前項の規定にかかわらず、アセット・クラス（中略）のうち、内部格付手法が適さないと判断されるアセット・クラスに対しては、内部格付手法を適用しないものとする。ただし、当該アセット・クラス内	「内部格付手法が適さないと判断されるアセット・クラス」の判断の詳細は、今後 Q&A で具体化することを予定しております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		のポートフォリオ構成の大きな変化その他の事情が生じた場合は、この限りでない。」とあるが、内部格付手法が適さない基準について明確化してほしい。	
435	第 133 条第 3 項	第 133 条第 3 項ただし書の「LGD には前項第 1 号又は第 2 号」は、「LGD には前項第 1 号から第 3 号」と修正すべきである。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
436	第 134 条の 2	第 134 条の 2 の「標準的手法採用最終指定親会社」は、「内部格付手法採用最終指定親会社」と修正すべきである。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
437	第 147 条第 2 項	第 147 条第 2 項括弧書の「0.03 パーセントを下回らないものとする。」は、「0.05 パーセントを下回らないものとする。」と修正すべきである。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
438	第 159 条第 2 項	第 159 条第 2 項の「内部格付手法採用最終指定親会社は、次に掲げる要件を満たすように、リテール向けエクスポージャーを各プールに割り当てなるものとする。」は、「内部格付手法採用最終指定親会社は、次に掲げる要件を満たすように、リテール向けエクスポージャーを各プールに割り当てるものとする。」と修正すべきである。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
439	第 172 条第 4 項	第 172 条第 4 項の「4 内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについて、PD に影響する債務者の特性並びに LGD 及び EAD に影響する案件の特性に関する重要な情報を収集し、債務者格付及び案件格付を更新する有効な手続を得るものとする。」は、「4 内部格付手法採用最終指定親会社は、事業法人等向けエクスポージャーについて、PD に影響する債務者の特	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		性並びに LGD 及び EAD に影響する案件の特性に関する重要な情報を収集し、債務者格付及び案件格付を更新する有効な手続を設けるものとする。」と修正すべきである。	
440	第 248 条の 3 の 3 第 1 項	第 248 条の 3 の 3 第 1 項において、Kreduced のルートの掛かり方がバーゼルの MAR50.14 と一致していないため修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
441	第 248 条の 4 の 11 第 1 項	「第 248 条の 4 の 9 第 1 項の規定にかかわらず、インデックスを用いて CVA リスクのヘッジを行う場合における当該インデックスのネット感応度は、当該インデックスの価格に影響を及ぼす全てのリスク・ファクターの現在価値の微小な変化幅に対するリスク・ファクターの影響を受ける全ての構成銘柄に対する影響を通して計測された当該インデックスの市場価格の変化率として計測し、正の値とする。」とあるが、MAR50.49 に正の値とする記述はなく修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
442	第 248 条の 4 の 12 第 1 項	第 248 条の 4 の 12 第 1 項では、第 284 条第 4 項各号を参照しているが、参照先がないため修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
443	第 248 条の 4 の 13	第 248 条の 4 の 19 第 1 項では、「外国為替に係るデルタ・リスク・ファクターは、外国通貨と最終指定親会社の報告通貨との間における直物為替レート（最終指定親会社の報告通貨で表示された当該外国通貨一単位の市場価格をいう。次項及び次条第 2 項において同じ。）の相対変化とする。」とあるが、第 261 条第 7 項第 1 号（マーケット・リスク）では、外国為替に係るデルタ・リスク・ファクターの計算において、報告通貨以外に基準通貨方式が	CVA リスク規制における SA-CVA とマーケット・リスク規制における標準的方式には類似する規定が存在しますが、それぞれにおいて異なる取扱いも存在しています。マーケット・リスク規制における基準通貨方式は、国際合意において CVA リスク規制では規定されていないため、ご提案の方法は認められません。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		認められており、CVA 規制においても同様の方式を認めてほしい。	
444	第 248 条の 4 の 13 第 1 項	第 248 条の 4 の 13 第 1 項では、第 249 条の 2 第 6 項各号を参照しているが、参照先がないため（第 249 条の 2 は第 5 項のみ）修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
445	第 248 条の 4 の 20 第 2 項	第 248 条の 4 の 20 第 2 項では、「前項の為替レートに対する全てのボラティリティの相対変化」とは、外国通貨と報告通貨との間の為替レートに対する全てのボラティリティを現在価値に対して同時に 1 パーセント変化させた場合における CVA 又は CVA ヘッジ手段に生じた価値の変動を 0.01 で除して得た値をいう。この場合において、非報告通貨間の為替レートを参照する取引を行うときは、最終指定親会社の報告通貨と各非報告通貨との間の直物為替レートのボラティリティを計測するものとする。」とあるが、マーケット・リスク第 261 条第 7 項第 2 号（マーケット・リスク）では、ベガは報告通貨によらずに計算できることになっており、CVA 規制のみ報告通貨での分解を求めることはルールの不整合となる。ベガは任意の通貨ペアに対して設定されるものであり、報告通貨に対する分解は難しいことから、マーケット・リスク規制ではそのような変更が以前に行われたものと理解している。CVA でも同様の方式を認めてほしい。	CVA リスク規制における SA-CVA とマーケット・リスク規制における標準的方式には類似する規定が存在しますが、それぞれにおいて異なる取扱いも存在しています。マーケット・リスク規制における基準通貨方式は、国際合意において CVA リスク規制では規定されていないため、ご提案の方法は認められません。
446	第 248 条の 4 の 24 第 3 項	第 248 条の 4 の 24 第 3 項にて、別紙 3 に記載のバケット 25 のリスク・ウェイトは 12.5%となっているが、バ	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		一ゼル合意 MAR 50. 68 では 12. 0%となっているため修正すべき。	
447	第 248 条の 4 の 26 第 2 項	第 248 条の 4 の 26 第 2 項にて、相関係数がバーゼル合意 MAR50. 71 と一致するよう修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
448	第 248 条の 4 の 29 第 3 項	最終指定親告示第 248 条の 4 の 29 第 3 項にて、別紙 4 に記載のバケット 7 のリスク・ウェイトが 70%となっているが、バーゼル合意 MAR50. 76 では 20%となっているため修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
449	第 249 条の 3 第 3 項第 7 号	第 249 条の 3 第 3 項第 7 号では、「トレーダーは、一つのトレーディング・デスクにのみ配置させるものであること。ただし、健全な管理及び業務運営並びに資源配分の観点から適当であることを金融庁長官に対して説明することができる場合には、トレーダーを複数のトレーディング・デスクに配置させることができる。この場合において、トレーダーの複数デスクへの配置は、損益要因分析テストの結果を操作すること等を目的としてはならない」とあるが、例えば派生商品を取り扱うデスクで、その商品の複雑性に応じてデスクを便宜上内部モデルデスクと標準法デスクに分割することがあり得るが、それは上記の目的から適切であると考えられるか。また損益要因分析テストの結果を操作するとは、片方のデスクに大きなロングポジションをブックし、片方のデスクに同じ規模のショートポジションをブックするなどして、両デスクのリスクプロファイルを単純なものにしてテストの合格を	<p>「商品の複雑性」による内部モデル方式への対応の難易度を理由に、内部モデル方式を採用するトレーディング・デスクと標準的方式を採用するトレーディング・デスクに分けることは適切ではないと考えられます。</p> <p>告示において、トレーディング・デスクは明確な事業戦略を有し、他のトレーディング・デスクと損益を区分している必要があるものとしています。この観点からは、「商品の複雑性」による事業戦略の相違があれば、それぞれを独立したトレーディング・デスクとして取り扱うことも認められます。</p> <p>また、デスクの兼任については、業務規模や人的資源の不足等を理由としたやむを得ない限り検討することが考えられます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		狙う等のアービトラージを想定しているが、そのような理解でよいか。	「損益要因分析テストの結果を操作」については、ご理解のとおりです。
450	第 249 条の 3 第 3 項第 9 号	<p>第 249 条の 3 第 3 項第 9 号では、</p> <p>「ロ トレーディング・デスクの事業戦略に基づいたトレーディング・リミット（次に掲げる事項を含む。）が明確に定められており、かつ、当該トレーディング・リミットが取締役会等により一年に一回以上見直されていること。</p> <p>(1) トレーディング・デスクごとに設定された残高限度額（想定元本による残高限度額を含む。）</p> <p>(2) トレーディング勘定全体の残高限度額」</p> <p>とあるが、上記の残高限度額は必ずしも想定元本によるものではなく、VaR 等のよりリスク感応度の高い指標で総ポジション額をコントロールする手法も許容されるか、明確にしてほしい。</p>	残高限度額等の設定について、どのような残高で管理すべきかは、各金融機関の内部管理の中で利用価値のあるものとすべきと考えられます。したがって、当該残高限度枠をリスク量の限度枠等で代替することについても認められます。
451	第 249 条の 3 第 3 項第 10 号	<p>第 249 条の 3 の第 3 項 10(イ)に記載されているリスク管理報告書に含まれる損益報告について、当社ではプロダクト・コントローラーにより公正価値算定結果に対して独立検証を定期的に月次で行っており、また必要に応じて月内にも行っていることから、本要件を満たしているものとする。</p>	<p>損益報告そのものについては、週次で実施することを想定しています。この報告に用いられる公正価値については、プロダクト・コントローラーにより、月次で検証することが求められます。</p> <p>ご指摘のように、週次で損益報告を行っている場合は、ご意見の検証頻度で要件を満たしているものと考えられます。</p>
452	第 250 条の 6 第 1 項第 6 号	「内部モデル方式を使用することが承認されたトレーディング・デスクが第 253 条の 3 に規定するバック・テ	ご指摘のとおり、第 250 条の 6 第 1 項第 6 号の要件は合意文書で定められているものと一部整合的ではありません

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>スティング及び第 253 条の 4 に規定する損益要因分析テストに合格していること。」とあり、FRTB 内部モデル承認申請において損益要因分析テスト合格が要件の一つとなっているが、パーゼル合意ではあくまで「モデル承認後」の当該テスト結果の所要資本計算への反映が求められていると認識しており、同合意と整合的にすべきではないか。</p> <p>また、附則第 6 条には、適用日から起算して一年を経過するまでの間は損益要因分析テストがレッド又はアンバーの場合であってもグリーンとしてマーケット・リスク相当額を計算することができる旨の記載があるが、この適用日の定義及びグリーン扱いとする意味について明らかにしてほしい。</p>	<p>ん。これは、バック・テストや損益要因分析テストで得られた内部モデルのパフォーマンスを承認手続時の判断材料とするという趣旨になります。</p> <p>また、改正告示の附則における「基準日」(改正告示の「適用日」は 2023 年 3 月 31 日。改正告示の附則における「基準日」は当該改正告示により自己資本比率の算出を行う最初の日をいう。(例)2024 年 3 月 31 日末基準から新規制で自己資本比率の算出を行う場合の「基準日」は 2024 年 3 月 31 日となる。)からの一年間においては、損益要因分析テストの結果がいずれのものであっても、「グリーン・ゾーン」に分類することとし、内部モデル方式を承認されたトレーディング・デスクは継続的に内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するものとし、資本サーチャージの加算を要しない取扱いとします。</p>
453	第 250 条の 6 第 1 項第 10 号	<p>第 250 条の 6 第 1 項第 10 号イ(4)では「内部モデル方式の使用について第 250 条の承認を受けるときに、内部モデル方式の承認申請の対象にしないトレーディング・デスクは、直近で内部モデル方式の使用が承認された日から一年間は、内部モデル方式の承認申請の対象としないこと。」とあるが、内部モデル承認の頻度については、申請の条件を満たす限り制約を設けない方がリスク管理と規制資本管理の整合性を向上させるという意味でも望ましいのではないか。このような制約は IRB や IMM 等他の内部モデルでは存在しない。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
454	第 250 条の 6 第 1 項第 12 号	<p>「マーケット・リスク管理部署は、次に掲げる項目を含む報告書を日次で作成すること。</p> <p>イ 各トレーダーのポジションの状況」とあるが、デスクから各トレーダーのレベルまで細分化した個々のポジション状況につき提出することについては、情報量が膨大となり管理が困難、また業務上の負荷も大きくなると考えられる。また、バーゼル合意 MAR30.9 においても、「In this regard, the daily reports prepared by the independent risk control unit must be reviewed by a level of management with sufficient seniority and authority to enforce both reductions of positions taken by individual traders and reductions in the bank's overall risk exposure.」とあり、トレーダー・レベルまで細分化したレベルでの管理までは要件化されていない。デスク・レベルでのポジション状況としてもらえないか、またはトレーダー・レベルとする根拠を示してほしい。</p>	<p>合意文書 (MAR30.9) は、各トレーダーに対してポジションの削減権限を有した者にレビューされた報告書であることを要求しているものと認識しています。仮に各トレーダーにポジションの削減を指示する場合は、各トレーダー個別のポジションの把握が必要になるものと考えられることから、改正案ではそのように規定しています。</p>
455	第 250 条の 6 第 1 項第 18 号	<p>「マーケット・リスク管理部署の管理者は、各トレーダーのポジションの削減を指示する権限を有すること。」とあるが、デスク・レベルでの管理について検討してほしい。</p>	<p>合意文書 (MAR30.9) は、各トレーダーに対してポジションの削減権限を有した者にレビューされた報告書であることを要求しているものと認識しています。仮に各トレーダーにポジションの削減を指示する場合は、各トレーダー個別のポジションの把握が必要になるものと考えられることから、改正案ではそのように規定しています。</p>
456	第 251 条第 1 項第 1 号	<p>①第 251 条第 1 項第 1 号では、「ストレス・テストの計測対象には、マーケット・リスク、信用リスク、オペレー</p>	<p>①ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>シヨナル・リスクその他の最終指定親会社等全体の主要なリスク（発生確率が低い事業を含む。）を含むものとなっていること」とあるが、バーゼル合意 MAR30.20 では、「These factors include low-probability events in all major types of risks, including the various components of market, credit, and operational risks.」となっており、事業ではなく事象としたほうが適切ではないか。</p> <p>②マーケット・リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクその他の最終指定親会社等全体の主要なリスクについて、バーゼル合意（同条）において「Banks' stress scenarios need to cover a range of factors that can create extraordinary losses or gains in trading portfolios, or make the control of risk in those portfolios very difficult.」と記載されている通り、あくまでトレーディング・ポジション損益の計測を対象としており、そのシナリオ策定時には、マーケットのみならずクレジット（デフォルト）やオペレーショナル（発注システム故障等によるプライスジャンプ）リスク想定等、発生確率が低い事象も含めて考慮すべき、という認識でよいか。</p>	<p>②内部モデル方式を採用する金融機関に求めるストレス・テストについては、以下の要素を含む金融機関全体のマーケット・リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを勘案したものを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トレーディング・ポートフォリオに異常な損失を与える要素 ・金融機関の保有ポートフォリオの管理を困難にする要素 <p>したがって、トレーディング・ポートフォリオに限定したストレス・テストを意図したものではありません。</p>
457	第 251 条第 1 項 第 3 号	「ストレス・テストに用いるストレス・シナリオ（以下この条において単にストレス・シナリオという。）が、次に掲げる要素を含むものとなっていること。（略）	「ポートフォリオのリスク管理を困難にする状況」とは、自金融機関の信用状況の悪化により調達や取引ができない状況等が考えられます。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>ロ ポートフォリオのリスク管理を困難にする状況」とあるが、ポートフォリオのリスク管理を困難にする状況とは具体的に何を指すのか。同条第1項第5号のストレス・シナリオが、「市場混乱時において潜在的に被り得るマーケット・リスク及び市場流動性リスクを適切に勘案したものとなっていること。」との違いは何か。</p>	<p>また、「ポートフォリオのリスク管理を困難にする状況」という要素は、「市場混乱時において潜在的に被り得るマーケット・リスク及び市場流動性リスクを適切に勘案したもの」というストレス・テストの要件において、重複することもあり得ると考えられます。</p>
458	第252条の2第3項第4号	<p>第252条の2第3項第4号では、 「イ 当該第三者ベンダーにより収集された確定気配値であること。 ロ 取引価格を証する書類を金融庁長官の求めに応じて提出することを第三者ベンダーとの間で合意していること」 とあるが、バーゼル合意同様、イ、ロともに取引価格及び確定気配値をいずれも含めなければ、ルール全体の整合性が取れないと考えられる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。</p>
459	第252条の3第1項第1号	<p>「パラメトリック関数のパラメーターをリスク計測システムにおけるリスク・ファクターとして設定する場合パラメトリック関数のパラメーターの水準調整に用いた市場データが、前条第2項から第4項までに規定する要件を満たすものであること。」とあるが、パラメトリック関数のパラメータの水準調整に用いる市場データをRFETの対象として、その後その市場データをパラメトリック関数のパラメータと関連付けるという認識だが、パラメトリック関数のパラメータをモデル化可能とする為の、水準調整に用いる市場データの要件が明らかではない。</p>	<p>パラメトリック関数を用いてリスク・ファクターを算出する方法は、金融機関毎及びモデル毎に異なるものであり、水準調整に用いる市場データ等の要件について、一律の目線をお示しする予定はありません。</p> <p>各モデルに係るモデル化可能性の要否は、承認審査の際に確認する予定です。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>例えば確率的ボラティリティの SABR モデルの Alpha, Beta, Rho のパラメータに対応したリスク・ファクターをモデル化可能なリスク・ファクターとする為のパラメータの水準調整に用いる市場データの要件は何か。必要な市場データの個数、満期期間、moneyness の網羅性等の要件の詳細を明らかにしてほしい。</p>	
460	第 252 条の 4 第 5 項	<p>「負債性商品が満期を迎えるときは、直近の十二月以内に特定した実在価格の観測値を当初のリスク・バケットの区分に分類するものとする。」とあるが、要件が満期時に限られており、それ以外のケースについては記載されていない。バーゼル合意との整合性を加味し、「満期を持つ負債性商品に関しては、直近の十二月以内に特定した実在価格の観測値を当初のリスク・バケットの区分に分類するものとする」等と修正してはどうか。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
461	第 252 条の 5 第 2 項第 4 号	<p>第 252 条の 5 第 2 項第 4 号口では、「市場で観測された価格からリスク・ファクターを導出する場合は、導出の手法を記した文書を作成すること。」とあるが、バーゼル合意においては、「前項イの当該データとフロント・オフィス部門及びバック・オフィス部門で用いる価格データとの整合性確認が出来ない場合、当該データのリスク・ファクター導出の手法を記した文書を作成すること。」と条件がより明確なものとなっており、バーゼル合意との整合性を検討してほしい。</p>	改正案（第 252 条の 5 の第 2 項第 4 号イ及びロ）とバーゼル合意文書（MAR31. 26(4)）との間の整合性は保たれていると考えられます。
462	第 252 条の 5 第 2 項第 5 号	<p>第 252 条の 5 第 2 項第 5 号ニ(3)では、「現在取引される金融商品のリスク・ファクターに含まれ、かつ、第 254</p>	「当該エクスポージャーを低減したリスク・ファクターに含めるかどうか」は、原則として、低減したリスク・フ

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>条の3第1項に規定する低減したリスク・ファクターに含まれないリスク・ファクターに対するエクスポージャーは、当該低減したリスク・ファクターに含まれる最も適切なリスク・ファクターに分類すること。」とあるが、当該エクスポージャーを低減したリスク・ファクターに含めるかどうかは金融機関の裁量があるが、金融機関が当該エクスポージャーを低減したリスク・ファクターに含めたい場合は、低減したリスク・ファクターに含まれる最も適切なリスク・ファクターに当該エクスポージャーを分類すること、との理解でよいか。</p>	<p>ファクターのうち、金融機関が適切と考えるものを選択するものとします。</p>
463	第253条の2第3項	<p>第253条の2第3項及び第253条の3第3項では、「バック・テストの超過の要因がモデル化不可能なリスク・ファクターに関連するものであるときは、金融庁長官が認める場合に限り、当該バック・テストの超過を超過回数に含めないことができる。」とあるが、バーゼル合意では以下の記載となっており、超過が起きてもNMRFのチャージを下回っている場合はNotificationで良いものと読める。告示案は常に承認が必要であるように読めるため、バーゼル合意と整合性を取る形に変更してほしい。</p> <p>MAR32.6 In the event an outlier can be shown by the bank to relate to a non-modellable risk factor, and the capital requirement for that non-modellable risk factor exceeds the actual or hypothetical loss for</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		that day, it may be disregarded for the purpose of the overall backtesting process if the supervisory authority is notified accordingly and does not object to this treatment.	
464	第 253 条の 3 第 3 項	「バック・テストの超過の要因がモデル化不可能なリスク・ファクターに関連するものであるときは、金融庁長官が認める場合に限り、当該バック・テストの超過を超過回数に含めないことができる。」とあるが、第 253 条の 2（全社的なバック・テスト要件）同様、本要件（各トレーディング・デスクのバック・テスト）についても、バーゼル合意では超過が起きても NMRF のチャージを下回っている場合は Notification で良いものと読める。告示案は常に承認が必要であるように読めるため、バーゼル合意と整合性を取る形に変更してほしい。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
465	第 253 条の 3 第 6 項	「内部モデル方式採用最終指定親会社は、99 パーセント以外の信頼水準に基づいたバック・テストその他統計的な手法により内部モデル方式を検証するものとする。」とあるが、バーゼル合意 MAR32.13 では 99 パーセント以外の信頼水準に基づいたバック・テストその他統計的な手法により内部モデル方式を検証しても良い、と読めるため、バーゼル合意と整合性を取る形に変更してほしい。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
466	第 253 条の 8 第 4 項第 2 号	「直近十二月にわたって、全社的なバック・テストの結果が第 253 条の 2 第 4 項に規定するグリーン・ゾ	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>ーン又はアンバー・ゾーンに分類されるものであること。」とあるが、バーゼル合意 MAR32.43(2)(b)では「the trading desk has satisfied the backtesting exceptions requirements over the past 12 months.」と記載されており、全社的なバック・テストではなく、各トレーディング・デスクに対するバック・テストの超過に係る要件を満たすことが求められている。バーゼル合意と整合性を取る形に変更してほしい。</p>	
467	第 253 条の 8 第 6 項第 2 号	<p>「直近十二月にわたって、全社的なバック・テストの超過に係る要件を満たすものであること。」とあるが、バーゼル合意 MAR32.44(1)(b)では「the trading desk has satisfied its backtesting exceptions requirements over the prior 12 months.」と記載されており、全社的なバック・テストではなく、各トレーディング・デスクに対するバック・テストの超過に係る要件を満たすことが求められている。バーゼル合意と整合性を取る形に変更してほしい。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
468	第 254 条の 2 第 3 項	<p>第 254 条の 2 第 3 号の流動性ホライズンの期間の表において、MAR33.12(3)における 「Precious metals and nonferrous metals price: volatility Precious metals and nonferrous metals price: volatility Other commodities price: Volatility Commodity: other types」 が欠けているようであり、追加すべきではないか。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
469	第 254 条の 2 第 3 項	<p>金利リスクに係る特定通貨については、下記の通り注として定義がある一方、為替に係る特定為替ペアには注がないことから、追加すべきではないか。</p> <p>(注) 特定通貨とは、欧州経済通貨統合参加国通貨 (EUR)、アメリカ合衆国通貨 (USD)、英国通貨 (GBP)、オーストラリア通貨 (AUD)、スウェーデン通貨 (SEK)、カナダ通貨 (CAD) 及び本邦通貨をいう (第二百六十三条の二第四項において同じ。)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、特定通貨ペアの注釈を加える予定です。</p>
470	第 254 条の 3 第 1 項	<p>「ストレス期間を仮定した場合の期待ショート・フォール (以下この条及び次条において「市場混乱時を想定した期待ショート・フォール」という。) を次の算式により算出するものとする。」とあり、また第 1 条第 1 項第 102 号においても「市場混乱時を想定した期待ショート・フォール モデル化不可能なリスク・ファクターに係る潜在的な損失額を算出するために水準調整された期待ショート・フォール」と定義されているが、その後の計算式において「ES は、市場混乱時を想定した期待ショート・フォール」等と記載されている。こちらは、ES ではなく SES を想定しているのか。</p>	<p>ご指摘の改正案第 1 条の「市場混乱期を想定した期待ショート・フォール」の定義は、「ストレス期待ショート・フォール」とすべきものです。ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。</p>
471	第 258 条の 2 第 1 項第 2 号	<p>「イに掲げるポジションをヘッジする証券化商品に該当しないもの (以下この節において「非証券化商品」という。)」とあるが、「該当しないもの」が「証券化商品」にかかっているのか、「ヘッジする証券化商品」にかかっているのか不明確である。意図をより明確化するため、「証</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>券化商品に該当しない商品（以下この節において「非証券化商品」という）で、イに掲げるポジションをヘッジするもの」等としてはどうか。</p>	
472	第 260 条の 2 第 5 項	<p>「Sb は、リスク加重の感応度 Kb のリスク・クラス b の合計額」とあるが、リスク加重の感応度であり、Kb ではなく Wsk とされる方が適切ではないか。また、「リスク加重後」とした方が適切か。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
473	第 260 条の 3 第 2 項	<p>「カーベチャー・リスクを有するリスク・ファクターにおいて、リスク・ウェイトを上方及び下方に平行移動した場合の感応度（デルタ・リスクの加重平均感応度を除く。は、次の算式により算出するものとする。」とあるが、平行移動とは限らないため、「リスク・ウェイトを上方及び下方に変化させた場合の感応度」としたほうが適切ではないか。（FX、EQ、CMD は定数倍のショックです）</p> <p>また、「CVR は、リスク・ファクターk がリスク・ウェイト（RW）の幅で上方に平行移動した場合における感応度（デルタ・リスクの加重平均感応度を除く。）</p> <p>$V_x(\)$ は、リスク・ファクターk がRW()の幅で上方に移動した場合の商品 i の時価」とあるが、リスク・ウェイトは幅とは限らないため、「リスク・ウェイト」のみの記載のほうが適切ではないか。また、「平行移動した」については、上記と同じく「変化させた」とした方が適切と思われる。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
474	第 260 条の 3 第 3 項第 1 号	<p>「一般金利リスクの場合 ある通貨内の全てのリスクフリー・イールド・カーブを全てのテナー（満期までの期間をいう。以下この章において同じ。）について上方及び下方に平行移動したものに、それぞれリスク・ウェイトを乗じることにより算出する。」とあるが、「上方及び下方にリスク・ウェイトだけ平行移動したものとする。」とした方が適切ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。</p>
475	第 260 条の 4 第 2 項	<p>第 260 条の 4 第 2 項では、「前項各号に定める方法により設定された相関係数を用いて算出したトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額のうち最も大きい額を、当該トレーディング・デスクのリスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。」とあり、同条第 3 項では「前項の規定により算出されたトレーディング・デスクごとのマーケット・リスク相当額を合算して得た額を、リスク感応度方式に基づくマーケット・リスク相当額とする。」とある。</p> <p>デスクごとに最大の相関シナリオによって計算したマーケット・リスク相当額（第 2 項）の単純合算値が、グループ・ベースでのマーケット・リスク相当額となり（第 3 項）、デスク間の分散効果を見逃した過度に保守的な計算方法となっている。</p> <p>一方でバーゼル合意 MAR21.7(2)(a) では、すべてのポジションに対してマーケット・リスク相当額を計算した</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		後に、全体に対して相関のシナリオを考慮する計算方法となっている。MAR21.7(2)(b)ではデスクごとの計算について定めているが、上記からは独立し、第249条の2第2項2号のためのみの計算とすべきと考える。	
476	第261条の2第3項第4号	バーゼル合意 MAR21.16, 17 FAQ1において、また CRR2 のレベル1 テキストにおいても、感応度の Alternative Formulations による計算及びその使用が認められている。ベガに関しても MAR21.29 に相当する条文があり（第261条の4）、感応度の独自の手法による計算が出来るものと読めるが、デルタに関してはそれに相当する条文が無いと思われる。デルタでも同様に独自手法による計算が認められるのか。	ご指摘のとおり、合意文書においては、デルタ・リスクの感応度についても金融機関の独自手法による感応度の算出を認めています。この点を踏まえ、条文を修正する予定としております。 その際に、告示で定められている感応度の算出方法と、金融機関独自の感応度の算出方法による算出結果の間に大きな差異が生じないことを示すことが求められます。
477	第262条第2項第1号	第262条第2項第1号では、「証券化商品（CTP）のインデックス商品については、当該商品を単一のリスク・ファクターとし、発行体レベルでの感応度の相殺は行わないこと。」とあるが、CTP のインデックスについては、信用スプレッド・リスクの発行体レベルでの相殺が禁止されている一方、第263条の4にはそのインデックスに対応するバケットが存在しない。この不整合はバーゼル・ルールにおいても存在し、以前より FAQ などを通して業界から修正を要望しているものである。本条文の削除又はインデックス・バケットの作成いずれの対応もなされない場合、インデックスであるにもかかわらず最も保守的な「その他セクター」にマップせざるを得ず、その結果過度に保守的な数字になってしまうため修正してほしい。	貴重なご意見として承ります。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
478	第 262 条の 4 第 3 項	第 262 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項では、インデックス構成銘柄の時価総額が No Look Through 判定条件となっているが、これは株式インデックスに対しては分かるものの、国債等を含む債券インデックスに対しては不明確な定義となっている（国債の時価総額とは何か）。国債等を含む場合の判定条件について、明確な定義を加えるべき。	ご指摘のとおり、株式以外の商品を勘案した場合、適用が難しい条文となっていたため、国債を含む商品等を勘案できるように条文を修正する予定としております。
479	第 263 条の 3 第 2 項	非証券化商品の信用スプレッド・リスクのバケット番号 8（カバード・ボンド）のリスク・ウェイトが 2.5%のみとなっているが、MAR21.53 では Footnote 17 により、AA-以上の場合は 1.5%が認められているため、修正を検討してほしい。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
480	第 264 条第 2 項	株式リスクのバケット番号 9、10、11 の現物価格に係るリスク・ウェイトがバーゼル合意と異なるため、修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
481	第 264 条の 3 第 3 項	「前項の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨（USD）、欧州経済通貨統合参加国通貨（EUR）、本邦通貨、英国通貨（GBP）、オーストラリア通貨（AUD）、カナダ通貨（CAD）、スイス通貨（CHF）、メキシコ通貨（MXN）、中華人民共和国通貨（CNY）、ニュージーランド通貨（NZD）、ロシア通貨（RUB）、中華人民共和国（香港特別行政区）通貨（HKD）、シンガポール通貨（SGD）、トルコ通貨（TRY）、大韓民国通貨（KRW）、スウェーデン通貨（SEK）、南アフリカ共和国通貨（ZAR）、インドネシア通貨（IDR）、ノルウェー通貨（NOK）及びブラジル通貨（BRL）のうちの二つの間の	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		為替レートの場合は、前項に規定するリスク・ウェイトを二の平方根で除して得た値をリスク・ウェイトとすることができる。」とあるが、インドネシア通貨ではなくインド通貨（INR（インド・ルピー））が特定通貨であるかと思われるので、修正すべき。	
482	第 265 条第 3 項	バーゼル合意に対しても同様の指摘が業界よりなされているが、一般金利リスクの創刊に関して、インフレーション・ベガとクロスカレンシー・ベース・ベガの場合は Underlying Maturity が定義されていない（Option Maturity のみ）ため、第 1 号の一般金利リスクの算式よりも第 2 号の一般金利リスク以外の算式の方が適切であると考えます。	貴重なご意見として承ります。

<附則>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
483	第 3 条	附則第 3 条では、第 116 条の内部格付手法の承認を受けた者のみがフロアの経過措置の対象となっているが、内部モデル方式および期待エクスポージャー方式を採用する者についても含める必要があると考えられる。	貴重なご意見として承ります。
484	第 6 条第 2 項	附則第 6 条第 2 項では、「いずれか大きいリスク・ウェイトを用いることができる」とあるが、「できる」規定ではなく、いずれか大きいリスク・ウェイトを用いなければいけないと理解しており、修正すべき。	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。株式等エクスポージャーに係る経過措置を用いず、告示本文に規定するリスク・ウェイトを使用することも可能であるとする規定です。
485	第 6 条第 2 項	附則第 6 条第 2 項では、内部格付手法の適用除外とし	内部格付手法の適用除外として株式等エクスポージャ

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>ている事業単位で株式エクスポージャーを保有し、旧告示第124条第2項に基づき第143条第1項によるリスク・ウェイトを適用している場合にも、本経過措置の対象となるとの理解でよいか。</p>	<p>一に標準的手法を適用している場合は、附則第6条第1項により経過措置の対象となります。本趣旨を明確化するため、条文を修正する予定としております。</p>
486	第10条	<p>旧告示附則第10条の米国式連結財務諸表による連結財務諸表を作成している最終指定親会社への経過措置については、23年3月末以降も有効な経過措置、との認識でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

7. 農中1柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、農中1柱告示（農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
487	第13条第3項	<p>「第7条第1項第6号イに掲げる額」について、第6号ではなく第5号の認識で相違ないか。</p> <p>(背景) 第6号は存在しない中、一般貸倒引当金を指している認識のため</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
488	第24条第3項	<p>「第19条第1項第5号イに掲げる額」について、第5号ではなく第4号の認識で相違ないか。</p> <p>(背景) 第5号は存在しない中、一般貸倒引当金を指している認識のため</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
489	第40条第1項	<p>「金融機関向けエクスポージャー（自己資本比率規制金融機関（バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける金融機関（第1条第7号ロに掲げる者を除く。））」について、第1条7号ロではなく、第1条6号ロの認識で相違ないか。</p> <p>(背景) 銀行告示での「預金保険法第2条第5項に規定する銀行持株会社等」を指しているように見受けられるため</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
490	第 44 条第 1 項第 1 号	<p>「一の債務者（第 42 条第 4 項に規定する中堅中小企業等及び個人に限る。以下この項及び次項において同じ。）に対するエクスポージャーのうち次条から第 46 条の 2 までに規定するものを除いた額」について、第 46 条の 2 ではなく、第 46 条の認識で相違ないか</p> <p>（背景） 銀行告示での「貸貸用不動産向けエクスポージャーの国内基準行の例外」を指しているように見受けられるため</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
491	第 45 条第 3 項第 1 号	<p>「抵当権が第一順位であること。ただし、」について、幣金庫グループにおける協同住宅ローン株式会社（KHL）における保証スキームについては、JA・JF（融資機関）が抵当権者であり、KHL の保証履行に当たっては抵当権が KHL に移転する仕組みとなっている。については、「抵当権が第一順位であること」については、「実質的に第一順位とみなすことができれば要件を充足する」という理解でよいか（当該理解で問題無い場合、Q&A による明確化をお願いしたい）。</p> <p>（背景） 「銀行系保証会社は、一般的に貸出時から保証機関が抵当権者となることが主流の認識であるが、JA・JF は融資機関が抵当権者となる仕組み。他方で、保証会社（KHL）ではなく、融資機関（JA・JF）が抵当権者であっても、保証</p>	<p>ご指摘については、ご理解のとおりです。</p> <p>Q&A については、今後その必要性に応じて改正を検討します。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		会社が抵当権者である場合と実質的に同じであれば、要件は充足しているものと認識している。	

8. 適格格付機関に関する告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、適格格付け機関に関する告示（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項（平成二十二年金融庁告示第百三十二号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
492	第4条	<p>「適格格付機関」に係る告示改正案中、新設第4条と既存第2条の関係など</p> <p>銀行等の自己資本比率規制において用いる「適格格付機関」(Eligible Credit Assessment Institution(s), ECAI)の指定と、格付会社(信用格付業者)が投資家保護等を目的とする金融商品取引法の枠組みにおいて同法第66条の27に基づく金融庁長官の登録を受けるか否かは、全くの別問題だと認識していた。</p> <p>今般の改正案では、新設第4条に「信用格付業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。以下この条において同じ。)又は信用格付業者を含む法人等の集団に属する者であって」という文言が初めて登場しており、自己資本比率規制における「適格格付機関」と金融商品取引法上の「信用格付業者」との間に何らかのリンクを張る(少なくとも、「信用格付業者」の定義規定とリンクさせる)提案であると理解した。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。なお、「適格格付機関」については、適格性の基準を適切に判断する観点から、告示案のとおり金融商品取引法第66条の27に基づく金融庁長官の登録を受けた信用格付業者又は当該信用格付業者を含む法人等の集団に属する者であることを前提としています。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>銀行の自己資本比率規制における外部格付の位置づけは、信用リスクの量を適切に反映させたリスク・アセットの額を算出するために、一定の計算式、銀行の内部モデル、経済協力開発機構若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアなどと同列に「適格格付機関」の格付け（外部格付）を利用しようとしているものだと理解している。</p> <p>この点につき、適格格付機関告示の第2条に定める「適格格付機関」は、必ずしも金融商品取引法第66条の27に基づく金融庁長官の登録を受けた信用格付業者およびそのグループ会社に限定されるものではないと理解してよいか。将来的に、金融庁長官の登録を受けていない信用格付業者（たとえば、海外の主要格付会社で日本に進出していない者）が「適格格付機関」として本告示第2条で指定される可能性は残っていると考えてよいのか。</p> <p>わが国の格付会社は、海外のいくつかの国々の銀行監督当局から ECAI としての認定を受けている一方で、海外主要先進国の主要格付会社は、Moody's, S&P Global, Fitch の3社・グループを除き、銀行等の自己資本比率規制に用いることのできる「適格格付機関」としての指定を受けていない状況が続いている。個々の金融商品取引業者や信用格付業者の活動範囲は地理的に限られているいっぽうで、大手銀行などが保有するエクスポージャー</p>	

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>には本店所在地とは異なる国のエクスポージャーも含まれる。日本の金融機関が保有するエクスポージャーに金融庁長官の登録を受けていない外国の信用格付業者による信用格付が付されていた場合に、それを自己資本比率規制上は無格付けとして扱うよりは、「適格格付機関」による格付けが付されているものとして扱った方が好ましいと判断される状況が生じる可能性は否定できないと考えられる。将来的に、本邦金融機関が活動する外国の銀行監督当局との相互主義的な観点等から、わが国において金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けていない信用格付業者であっても、「適格格付機関」として指定される可能性はあると考えてよいか。</p> <p>必ずしも改正案の修正を求めるものではないが、将来的に、金融庁長官の登録を受けていない信用格付業者（たとえば、海外の主要格付会社で日本に進出していない者）が「適格格付機関」として本告示第 2 条で指定される可能性を今後とも残しておくよう要望する。</p>	

9. 銀行3柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、銀行3柱告示（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号））の条項を指します。

<本則>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
493	—	3柱告示について、本邦で独自に導入予定との認識だが、今後、国際合意がなされた場合にはどのように取り扱う方針か。	<p>今後、何からの国際合意がなされた場合には、適時適切に国内実施について検討する予定です。</p> <p>なお、マーケット・リスクの開示項目については、2021年9月のパブリック・コメント後に、国際合意がなされ、2021年11月に合意文書（Revisions to market risk disclosure requirements（「マーケット・リスクに係る開示要件の見直し」））が公表されました。改正告示も当該合意文書に従い、軽微な修正は実施しています。</p>
494	—	CVAリスク告示案（3柱）様式案は国際統一基準行向けの改正案が中心であるが、今後国内基準行用に新規の別紙様式を制定する等の追加の改正案を作成する予定はあるか。もし予定がある場合は早期に示してほしい。	CVAリスク規制における国際統一基準行の開示については、国際的な比較可能性の観点から、別紙様式を規定しています。国内基準行の開示については、従来同様に様式を定める予定はありませんが、当該別紙様式も参考に、告示の規定に則り適切に開示することが必要と考えられます。
495	第2条第1項	今般の改正箇所ではないが、「自己資本の構成に関する開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項」は、「自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項」ではないか。	現行告示第2条第1項は、「～自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項及び単体レバレッジ比率に関する開示事項とする。」と規定されているため、改正の必要はないものと考えられます。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
496	第2条第3項第3号	第2条第3項第3号の標準的手法が適用されるエクスポージャー（第5項に規定する定量的な開示項目のうち、別紙様式第2号第38面（CMS2）により作成するものに係るエクスポージャーに限る。）について、内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準とは、CMS2におけるイ欄とロ欄のマッピングの基準という理解でよいか。	ご理解のとおりです。標準的手法を適用するポートフォリオに含まれる信用リスク・アセットの額をCMS2の様式にて開示するために、マッピングの基準が必要となります。当該ポートフォリオについては標準的手法を適用することから、精緻な内部格付手法を適用するポートフォリオによる分類へのマッピングは困難であるため、一定の仮定のもと適切な分類を行うこととし、その基準の開示を求めるところを目的とした規定となります。
497	第2条第3項第7号	第2条第3項第7号では「概要」となっているが、後続の条項文にある観点につき、記載する粒度はどのレベルを想定しているか、目線を示してほしい。 （第10条第3項7号イ、第12条第3項第8号イ、第15条第3項第8号イについても同様。）	「概要」では、金融機関が保有するマーケット・リスクの状況、トレーディング・デスクの設の状況、許容限度額の設定やその運営の状況、リスク削減の方針、レポーティングの状況、プライシングの方法及び状況、監査の状況などが外観できる記載を想定しています。また、マーケット・リスクの管理体制がわかる概念図を添付することも考えられます。
498	第2条第3項第7号	第2条第3項第7号の「トレーディング・デスクが保有する商品」とは、取扱い商品に対するデスクの権限区分を想定しているか。あるいは、基準日に応じた断面で実際に保有している商品を想定しているか。後者の場合、小規模な海外拠点を中心として、タイムリーな基準日断面の把握が困難となる。 （第10条第3項第7号イ(3)、第12条第3項第8号イ(3)、第15条第3項第8号イ(3)についても同様。）	後者の「基準日に応じた断面で実際に保有している商品を想定」しています。小規模な海外拠点について、タイムリーな基準日断面の把握が困難な場合は、注記等を付すことが求められます。
499	第2条第3項第7号	第2条第3項第7号の「データの更新頻度」とは、原則を規定すれば必要十分か。時価やパラメータが日次更	「データの更新頻度」は、原則を規定することも認められます。ただし、実務の実態を反映していない開示（デー

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>新ではない商品も少なからず存在するため、正確性を取ると複雑化してしまう懸念がある。</p> <p>(第10条第3項第7号ハ(5)、第12条第3項第8号ハ(5)、第15条第3項第8号ハ(5)についても同様。)</p>	<p>金融庁の考え方(更新頻度)は認められず、正確性を担保することが求められます。</p>
500	第2条第3項第7号	<p>第2条第3項第7号について、モデル化可能なリスク・ファクターとモデル化不可能なリスク・ファクターを明確に分けてストレス・シナリオを設定するのは困難となるが、このような対応を想定しているか。バーゼル合意文書 MAR30. 19-30. 23 におけるストレス・テストの記載内容も、モデラビリティに特化した記載はないかと考えられる。</p> <p>(第10条第3項第7号ハ(6)、第12条第3項第8号ハ(6)、第15条第3項第8号ハ(6)についても同様。)</p>	<p>可能な限り、モデル化可能なリスク・ファクターとモデル化不可能なリスク・ファクターを区分するストレス・シナリオを設定することが求められます。</p>
501	第2条第3項第7号	<p>第2条第3項第7号ホ(1)の「トレーディング・デスクの概要」とはこういった内容を想定しているか。最低限、DRCモデルを適用する主要なトレーディング・デスクを記載していれば必要十分か。</p> <p>(第10条第3項第7号ホ(1)、第12条第3項第8号ホ(1)、第15条第3項第8号ホ(1)についても同様。)</p>	<p>「トレーディング・デスクの概要」とは、当該トレーディング・デスクの拠点、部署、人員、許容限度額、リスクリミット、取扱い商品を含みます。</p>
502	第2条第3項第7号	<p>第2条第3項第7号ホ(3)に2回「評価」と記載があるが、後者の「評価」につき、1線によるモデルの ongoing monitoring の内容の明示を要求しているとの認識で相違ないか。</p> <p>(第10条第3項第7号ホ(3)、第12条第3項第8号ホ(3)、第15条第3項第8号ホ(3)についても同様。)</p>	<p>金融機関において内部リスク管理で行っている自己資本の充実度の評価(IGCAP)の評価の前提とその評価方法について開示することを想定しています。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
503	第2条第3項第7号	<p>第2条第3項第7号イの「(3)トレーディング・デスクが保有する商品の種類」と異なり、「(2)トレーディング・デスクの構造」の定性開示項目には「内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る」という記載がないが、(2)は簡易的方式を用いる銀行も開示が必要な項目かどうか確認したい。</p> <p>(第10条第3項第7号イ(2)、第12条第3項第8号イ(2)、第15条第3項第8号イ(2)についても同様。)</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案：(2) トレーディング・デスク（略）の構造 ・改正告示：ハ トレーディング・デスク（略）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。)
504	第10条第3項第3号	<p>第10条第3項第3号ロ(3)に関して、SAが適用されるポートフォリオについて、IRBのポートフォリオに分類する場合の基準の記載が求められているが、具体的には何を記載することが求められているのか。適用除外の内容を書けばよいか。</p>	<p>標準的手法を適用するポートフォリオに含まれる信用リスク・アセットの額をCMS2の様式と同等の形式にて開示することを、国内基準の内部格付手法採用行にも求めます。この場合、標準的手法を適用する資産のリスク・アセットの額を、内部格付手法のポートフォリオの分類に沿って開示を行う必要があり、マッピングの基準が必要となります。当該ポートフォリオについては標準的手法を適用することから、精緻な内部格付手法を適用するポートフォリオによる分類へのマッピングは困難であることが想定されるため、一定の仮定のもと適切な分類を行うこととし、その基準の開示を求めることを目的とした規定となります。</p>
505	第10条第3項第3号	<p>第10条第3項第3号の「内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準」とは第10条第4項第10号イ(3)で、標準的手法が適用されるポートフォリオを内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準という理解でよいか（内部格付手法の適用除外としたエクスポー</p>	<p>ご理解のとおりです。標準的手法を適用するポートフォリオに含まれる信用リスク・アセットの額をCMS2の様式と同等の形式にて開示することを国内基準の内部格付手法採用行にも求めるため、マッピングの基準が必要となります。当該ポートフォリオについては標準的手法を適用す</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>ジャーについて、内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準を記載すると理解)。</p> <p>また、標準的適手法を適用するエクスポージャーが発生する見込みがないポートフォリオについては、その旨は記載することによいか。</p>	<p>ることから、精緻な内部格付手法を適用するポートフォリオによる分類へのマッピングは困難であるため、一定の仮定のもと適切な分類を行うこととし、その基準の開示を求めることを目的とした規定となります。</p> <p>発生する見込みがないものについては、その旨を記載するか定量的な開示において0と記載することが認められます。</p>
506	第10条第4項第10号	<p>国内基準行の開示に係る第10条第4項第10号イは、信用リスクを「リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー並びに自己資本比率告示第8章の2に規定するCVAリスクを除く」と規定している。</p> <p>一方、国際統一基準における同種の開示について、第2条第5項に規定する「別紙様式第2号第38面」は信用リスクを「カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトのみなし計算に係る信用リスクは対象外とする」と規定している。</p> <p>国内基準行は第10条第4項第10号イに基づいて信用リスクを取り扱うという理解によいか、確認したい。</p>	<p>ご理解のとおりです。現行告示においても、国内基準行の定量的な開示ではカウンターパーティ信用リスクを区別した開示は行っていません。第10条第4項第10号に係る定量的な開示では、カウンターパーティ信用リスクを加えた開示を行ってください。</p>
507	第10条第4項第10号	<p>第10条第4項第10号について、開示の対象となるエクスポージャーは「内部格付手法が適用されるポートフ</p>	<p>ご理解のとおりです。当該内容を明確化するため、条文を修正しました。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>オリオ」との比較に関係するものであるため、本件開示対象に中央清算機関関連エクスポージャーは含まれないという理解でよいか。</p>	
508	第 15 条第 4 項第 6 号	<p>第 15 条第 4 項第 6 号ニ(3)について、「包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポージャー」とあるが、当該包括的リスクは新規制で見直し対象であるため、告示案の修正が必要と思われる。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
509	別紙様式第 2 号第 1 面	<p>別紙様式第 2 号第 1 面の株式等エクスポージャーの集計箇所について、以下の理解でよいか確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正前（銀行）告示第 166 条第 1 項第 1 号（マーケット・ベース方式）により信用リスク・アセットの額を算出している場合：項番 11 ・ 改正前（銀行）告示第 166 条第 1 項第 2 号（PD/LGD 方式）により信用リスク・アセットの額を算出している場合：項番 3 ・ 上記のいずれでもない場合（＝標準的手法により信用リスク・アセットの額を算出している場合）：項番 2 <p>項番 3 または項番 11 に集計される場合とは、附則第 10 条第 2 項の規定を適用し、①現行内部格付手法におけるリスク・ウェイト、および②新しい標準的手法で用いるリスク・ウェイト（経過措置により段階的に引き上げられるリスク・ウェイトを適用）のうち、①が②を上回るケースであるとの理解でよいか。</p>	ご理解のとおりです。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
510	別紙様式第2号 第1面	別紙様式第2号第1面の「勘定間の振替分」は、トレーディング勘定とバンキング勘定との間の振替えに関して使用するものと推察されるが、どういった場合に何を記載すべきか、注釈で明確化いただきたい。	ご指摘を踏まえ、「勘定間の振替分」について注記を加えました。
511	別紙様式第2号 第1面	別紙様式第2号第1面の「第15面の4の項番2「当四半期末」の項イ欄の額と一致する。」旨の記載を削除してほしい。 (理由) 「第15面の4」(CVA4:CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表)はSA-CVAとBA-CVAの合計額の変動を記載する表のため、「『CVAリスクうち、SA-CVA適用分』の項イ欄の額」とは一致しないと考えられる。 3柱のバーゼル合意文書では、「CVA4:CVAリスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表)」の「テンプレート間のリンク」の記載は「CVA3:CVAに係る標準的手法(SA-CVA)」のそれと異なり、CVA4の項番2はOV1の項番10(SA-CVA、BA-CVAの合計)と一致する旨の記載となっている。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
512	別紙様式第2号 第1面	CMS1の項番7のイ欄は斜線となっている(集計の該当がない)が、OV1で「リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算(ルックスルー方式、マンドート方式、蓋然性方式250%、蓋然性方式400%、フォールバック方式1250%)」の各項目に集計される信用	ご理解のとおりです。ルックスルー方式で信用リスク・アセットを計算する裏付け資産に内部格付け手法を適用する資産が含まれている場合であっても、口の列に記載してください。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>リスク・アセットの額（第 167 条第 2 項、第 7 項、第 10 項第 1 号、第 10 項第 2 号、第 11 項に基づく）は、CMS1 の集計上は、内部格付手法が適用されているものの、内部モデルを用いて算出したリスク・アセットの額に該当しないという理解でよいか。</p>	
513	別紙様式第 2 号 第 1 面	<p>別紙様式第 2 号第 1 面の「『信用リスクのうち、重要な出資のエクスポージャー』のイ欄の額、(中略) <u>項番 7</u>『経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー』の項イ欄の額・・・(略)」とあるが、下線部分は<u>項番 11</u>ではないか。 (別紙様式第 4 号第 1 面も同様)</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
514	別紙様式第 2 号 第 8 面の 2	<p>別紙様式第 2 号第 8 の 2 面の表では 85%となっているが、注釈では 80%となっている。リスク・ウェイト 80%、85%ともに適用される数値であるため、表にリスク・ウェイト 80%の行を追加し、注釈には 85%の説明を追加してもらいたい。(別紙様式第 4 号第 6 の 2 面も同様)</p> <p>(理由)</p> <p>リスク・ウェイト 80%は自己資本比率告示第 65 条の 2 第 4 項に定めるプロジェクト・ファイナンスに、リスク・ウェイト 85%は自己資本比率告示第 65 条第 4 項に定める中堅中小企業等向けエクスポージャーに充てられるため。</p>	ご指摘を踏まえ、80%・85%のリスク・ウェイトを適用するエクスポージャーの開示欄を新設し、それぞれに係る係数の開示を求める形に修正しました。
515	別紙様式第 2 号 第 15 面の 2	別紙様式第 2 号第 15 の 2 面の K _{reduced} および K _{hedged} について、割引係数 (DSBA-CVA) 0.65 を乗じた値を 8%	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>で除して得た額に修正すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>第 270 条の 3 の 3 に CVA リスク相当額は所要自己資本額 (Kfull) に割引係数 (DSBA-CVA) 0.65 を乗じて得た額と記載されているため。</p>	
516	別紙様式第 2 号 第 36 面	<p>証券化エクスポージャーについては、様式のような行表記ではなく、列表記としてほしい。行表記となっている意図が不明瞭であり、実務上のフィージビリティを踏まえても列表記が望ましい。</p>	ご指摘を踏まえ、様式を変更しました。
517	別紙様式第 2 号 第 36 面	<p>オフ・バランスシート資産としての証券化エクスポージャーの定義を明示してほしい。</p> <p>(理由)</p> <p>ここで意図されている内容が不明瞭であるため。例えば、銀行の貸出債権が合成型証券化となされた場合の証券化エクスポージャー額を指しているのか、元の BS 上のアセットを指しているのか。あるいは、流動化案件などで他社から購入したアセットを証券化したものの証券化エクスポージャー額を指しているのか等が不明瞭。</p>	様式を変更し、オフ・バランスシート資産としての証券化エクスポージャーについては開示を求めないこととしました。
518	別紙様式第 2 号 第 36 面	<p>様式中の行合計欄についてはパーゼル合意にないため、削除してほしい。</p>	開示様式の可読性を高める観点から、行合計についても開示することが適切と考えられます。
519	別紙様式第 2 号 第 36 面	<p>行合計欄が残る場合、「合計」の項のハ欄の額は、第 3 面 (LI2) の項番 1「自己資本比率規制上の連結範囲に基づく資産の額」のイ欄の額に一致するという理解でよいか。</p>	ご理解のとおりです。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
520	別紙様式第2号 第37面	<p>別紙様式第2号第37面について、イ欄に集計すべき「内部モデルを用いた手法」として「内部格付手法」が挙げられているが、項番1（信用リスク）、項番2（カウンターパーティー信用リスク）、項番4（証券化エクスポージャー）、項番7（その他リスク・アセット）について、イ欄とロ欄の分類方法をより明確に記載してほしい。内部格付手法に基づいてリスク・ウェイトが決定されるものはイ欄、標準的手法にもとづいてリスク・ウェイトが決定されるものまたは固定のリスク・ウェイトが適用されるものはロ欄に集計するという理解でよいか。</p>	<p>各項番のイ欄に記載する計数については、以下のとおり集計してください。なお、ルックスルー方式で信用リスク・アセットを計算する裏付け資産に内部格付手法を適用する資産が含まれている場合については、ロ欄・ハ欄の列に計数を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 項番1：内部格付手法を用いて計測した信用リスク・アセットの額 ・ 項番2：内部格付手法、期待エクスポージャー方式又はエクスポージャー変動額推計モデルを用いて計測した信用リスク・アセットの額 ・ 項番4：内部格付手法準拠方式又は内部評価方式を用いて計測した信用リスク・アセットの額
521	別紙様式第2号 第37面	<p>別紙様式第2号第37面について、期待エクスポージャー方式が適用されているものはイ欄に集計することとされているが、リスク・ウェイトが標準的手法にもとづいて決定されるものであっても、イ欄に集計することを意図しているのか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
522	別紙様式第2号 第37面	<p>別紙様式第2号第37面について、イ欄に集計するものは、0V1の項番7（SA-CCR適用分）、項番8（期待エクスポージャー方式適用分）、中央清算機関関連エクスポージャー、項番9（その他）のうち、リスク・ウェイトが内部格付手法にもとづき算出されるものとの理解でよいか。</p> <p>また、中央清算機関関連エクスポージャーはロ欄に記載するのか。</p>	<p>注記a、fの規定を踏まえ、項番2「カウンターパーティ信用リスク」イ欄には、カウンターパーティ信用リスクのリスク・アセットのうち、内部格付手法、期待エクスポージャー方式又はエクスポージャー変動額推計モデルを用いて計測された額の合計額が記載されることとなります。</p> <p>また書き以降については、期待エクスポージャー方式を用いて中央清算機関関連エクスポージャーのリスク・アセ</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
			ットを計測する場合を除いて、中央清算機関関連エクスポージャーは口欄に記載してください。
523	別紙様式第2号第37面	別紙様式第2号第37面について、イ欄に集計するのは、0V1の項番17（内部格付手法準拠方式適用分）、項番18（内部評価方式適用分）、口欄に集計するのは、項番18（外部格付準拠方式適用分）、項番19（標準的手法準拠方式適用分）および1250%のリスク・ウェイト適用分という理解でよいか。	ご理解のとおりです。項番4「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、イ欄に計数を計上するのは内部モデルを適用してリスク・アセットを計測する対象であり、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式を用いて計測した信用リスク・アセットの額となります。
524	別紙様式第2号第37面	別紙様式第2号第37面について、表題「リスク・アセットの額」の文字の下に「イ+口」の表記を加えてはどうか。 (理由) バーゼル合意文書上のフォーマット（「イ+口」相当の「(a+b)」の表記あり）および投資家向けのわかりやすさの観点	ご指摘については、注記cにて明確化しています。
525	別紙様式第2号第37面	別紙様式第2号第37面について、第1面（0V1）の項番15「未決済取引」相当も、項番7「その他リスク・アセットの額」の内数に含まれるのではないかと（バーゼル合意文書上のフォーマットの「7. Residual RWA」にも settlement risk として内数に含まれている認識）。	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。
526	別紙様式第2号第37面	別紙様式第2号第37面について、「同面の項番7『経過措置により算入されるマーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー』の項イ欄の額」とあるが、下線部箇所は「同面の項番11『経過措置により算入されるマ	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>「マーケット・ベース方式に基づく株式等エクスポージャー』の項イ欄の額」と思われる。</p>	
527	別紙様式第2号 第38面	<p>別紙様式第2号第38面について、ハ欄に記載するのは、内部格付け手法適用分の信用リスク・アセットの額に、(内部格付け手法を適用しない)標準的手法適用分の信用リスク・アセットの額を加算したものとの理解でよいか。</p>	ご理解のとおりです。
528	別紙様式第2号 第38面	<p>CMS2は内部格付け手法のエクスポージャー区分を集計区分とし、イ欄で内部格付け手法適用分の信用リスク・アセットの額を記載し、ロ欄で、イ欄で集計したエクスポージャーについて標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額を記載する理解でよいか。</p>	ご理解のとおりです。
529	別紙様式第2号 第38面	<p>項番3で集計する株式等エクスポージャーは、以下の理解でよいか。</p> <p>(経過措置期間中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ欄:改正前(銀行)告示第166条第1項第2号(PD/LGD方式)により信用リスク・アセットの額を算出しているもの(経過措置期間中に改正前(銀行)告示第166条第1項第1号(マーケット・ベース方式)により信用リスク・アセットの額を算出しているものは含まない) ・ハ欄:イ欄+標準的手法に基づき信用リスク・アセットの額を算出しているもの 	ご理解のとおりです。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		<p>(経過措置終了後)</p> <p>・ハ欄：経過措置期間中に改正前（銀行）告示第 166 条第 1 項第 1 号（マーケット・ベース方式）により信用リスク・アセットの額を算出していたものを含め、すべての株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額をハ欄に記載する。</p>	
530	別紙様式第 2 号 第 38 面	<p>別紙様式第 2 号第 38 面の「希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、その額を記載すること」に関して、記載する方法としては以下のいずれを想定されているか。（ローン・パーティシペーションの場合のセラーのデフォルト・リスクに係る信用リスク・アセットの額も同様）</p> <p>①CMS2 欄外の注釈に希薄化リスク分を記載</p> <p>②項番 4 に希薄化リスク分を加算</p> <p>③行を追加し、希薄化リスク分を記載</p> <p>（別紙様式第 4 号第 30 面も同様）</p>	ご指摘を踏まえ、希薄化リスク分についても含めて計数を記載するよう規定を明確化しました。
531	別紙様式第 2 号 第 38 面	<p>上記②の場合、デフォルト・リスク相当分の信用リスク・アセットの額は項番 4（購入債権）のイ欄に含まれると考えられるので、「希薄化リスク相当分の信用リスク・アセットの額を算出している場合には、その額を含めて記載すること」と記載したほうが分かりやすいと思われる（現在の案文では、デフォルト・リスク相当分の信用リスク・アセットの額は記載しないようにも受け取れるため）。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
532	別紙様式第 8 号 第 4 面	<p>開示頻度が半期ごとのため不要ではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>バーゼル合意文書において、開示頻度が半期となっているため確認したい。</p>	<p>別紙様式第 8 号第 4 面の開示頻度は四半期ごとになります。(2021 年 11 月公表の合意文書 Revisions to market risk disclosure requirements (「マーケット・リスクに係る開示要件の見直し」))</p>
533	別紙様式第 8 号	<p>別紙様式第 8 号(四半期開示)の各面の開示時期については、現状、「主要行等向けの総合的な監督指針」のⅢ-3-2-4-5(自己資本の充実の状況等の開示)の(6)四半期ごとの開示事項においてその目途が示されているが、今回の改正で新たに加わる帳票も含め、改めて開示時期の目途を明示してほしい。</p>	<p>今後、監督指針についても改正の検討を進める予定です。</p>

10. 信金 3 柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、信金 3 柱告示（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
534	第 3 条第 4 項第 2 号	第 3 条第 4 号第 2 号イ(1)では「標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法複数のポートフォリオに…」とあるが、「標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が適用される複数のポートフォリオに…」の誤植ではないか。	ご指摘を踏まえ、条文を修正します。

<附則>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
535	第 2 条	<p>附則第 2 条の経過措置は、旧告示で算出している期間については、旧告示に基づく開示を適用する（すなわち、国内行の経過措置を適用する場合は、2024 年 3 月期までは旧告示に基づく開示を行う）ことを規定した条文と思われる。</p> <p>これを踏まえて、今回の新告示において新たに追加された開示項目については、適用初年度は（直近二事業年度分の開示ではなく）単年度開示を許容してほしい。</p> <p>（理由） 単年度開示が許容されない場合、2023 年 3 月期より新</p>	<p>新告示の適用を開始する日前の事業年度に係る開示は、新告示の適用を開始して以降の前事業年度の開示であったとしても、新告示を適用する開示は求めず、従前の告示に基づく開示が認められます。</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		告示を適用した計数を計測し、2024年3月期における「昨年度」分として開示することとなり、事務負担等が大きい ため。	
536	第3条第1項	<p>現状、国内基準金庫に適用されている様式は、別紙様式第1号、別紙様式第1号の2、別紙様式第2号（連結）のみであると認識している。</p> <p>附則第3条では「別紙様式第11号の3」が適用されるような書きぶりとなっているが、当該様式は公表された告示案には存在しないように見える。これは今後公表されるのか。それとも誤植であるか。</p>	<p>改正案の別紙様式11号の3は新設されるマーケット・リスクに係る様式となります。令和3年10月29日に公表されたレバレッジ比率規制に係る告示の一部改正（案）等の中で、改正案は公表しています。なお、改正案の「別紙様式11号の3」は「別紙様式11号の2」に番号を修正します。</p>

11. 最終指定親会社 3 柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、最終指定親会社 3 柱告示（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項（平成二十二年金融庁告示第百三十二号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
537	別紙様式第 2 号 第 36 面	<p>金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項の一部改正案別紙様式に係るコメント</p> <p>流動性規制上では、「担保に供されている資産」と同じようなものとして「処分上制約のある資産」が定義されており、告示では処分上制約の無い資産を定義したうえでそれ以外が処分上制約のある資産となっている。また、流動性規制告示の Q&A の第 98 条 Q1 にて 処分上制約のある資産の調達元が不明な場合の順序について、任意の割り当て方法が採用可能とされている。</p> <p>質問 1 流動性規制上の「処分上制約のある資産」と ENC1 計表での「担保に供されている資産」は同じものと考えてよいか。定義が同義ではない場合、集計上考慮すべき相違点は何か。</p> <p>質問 2 「担保に供されている資産」の割り当て順序は、流動性規制告示の Q&A の第 98 条 Q1 で示されているような任意の割り当て方法を採用可能か。</p>	<p>流動性比率規制上の「処分上制約のある資産」は、ストレス時の市場流動性の低下（市場流動性に関する制約）を踏まえた上で、実質的に処分して現金化（monetization）ができるかどうかが基準となります。</p> <p>他方で ENC1 計表上の「担保に供されている資産」は、その大宗を占めるオン・バランス資産について、法令、規則、契約その他により処分する権限が制約されているかどうかのみが基準であり、ストレス時の実質的な現金化の蓋然性（別紙様式第 2 号第 36 面（注）c における「市場流動性に関する制約」）については勘案しないという違いがあります。</p> <p>すなわち、流動性比率規制上の「処分上制約のない資産」であるためには、単に「担保に供されていない資産」（法令、規則、契約その他の制約がない）であるだけではなく、ストレス時の現金化ができる（市場流動性に関する制約がない）必要があります。</p> <p>また、ENC1 計表上の「担保に供されている資産」については、例えば、中央銀行有担保資金取引の担保として差し</p>

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
			<p>出している有価証券について、差出担保のプールのうち、どの資金供給オペレーションの見合いでどの担保が中央銀行に供されているか不明な場合には、流動性比率規制の計算において使用している割り当て方法に準じた任意の割り当て方法を採用可能です。ただし、一度採用した割り当て方法は合理的な理由なしに変更することはできません。</p>

12. 農中3柱告示に関するご意見

(※) 本項目で参照している条文は、特段の断りのない限り、最終指定親会社3柱告示（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項（平成二十二年金融庁告示第百三十二号））の条項を指します。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
538	別紙様式第2号 第1面	<p><別紙様式第2号 第1面 (OV1) 注記 o></p> <p>「項番6『カウンターパーティ信用リスク』の項イ欄の額は、当期に係る第38面の開示を行う場合、同面の項番2『カウンターパーティ信用リスク』の項ハ欄の額と一致する。」について、第37面 (CMS1) が正しいのではないか。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
539	別紙様式第2号 第1面	<p><別紙様式第2号 第1面 (OV1) 注記 u></p> <p>「項番10『CVA リスク』の項イ欄の額は、当期に係る第38面の開示を行う場合、同面の項番3『CVA リスク』の項ハ欄の額と一致する。」について、第37面 (CMS1) が正しいのではないか。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
540	別紙様式第2号 第1面	<p><別紙様式第2号 第1面 (OV1) 注記 ff></p> <p>「項番16『用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー』の欄には、・・・(略)」について、誤植（正しくは「信用」）だと思われる。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
541	別紙様式第2号 第1面	<p><別紙様式第2号 第1面 (OV1) 注記 hh></p> <p>「項番16『信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー』の項イ欄の額は、当期に係る第38面の開示を行う場合、同面の項番4『信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー』の項ハ欄の額と一致する。」について、第</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
		37面（CMS1）が正しいのではないか。	
542	別紙様式第2号 第1面	<p>＜別紙様式第2号 第1面（OV1） 注記 xx＞</p> <p>「・・・（中略）当期に係る第38面の開示を行う場合、同面の項番7『その他リスク・アセット』の項口欄及びハ欄の額と一致する。」について、第37面（CMS1）が正しいのではないか。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。
543	別紙様式第5号 第1面	<p>＜別紙様式第5号 第1面（OV1） 注記 g＞</p> <p>「項番4『信用リスク うち、スロッシング・クライテリア適用分』の項イ欄の額は、当半期に係る第七面の開示を行う場合、同面の『ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）以外』の『合計』の項ル欄の額及び『ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け（HVCRE）』の『合計』の項ル欄の額の合計額と一致する。」について、第9面（CR10）が正しいのではないか。</p>	ご指摘を踏まえ、条文を修正する予定としております。